

令和6年壱岐市議会定例会2月第2回会議 会議録目次

審議期間日程	1
上程案件及び議決結果一覧	2
一般質問一覧表	4
第1日（2月28日 水曜日）	
議事日程表（第1号）	5
出席議員及び説明のために出席した者	7
再 開（開議）	8
会議録署名議員の指名	8
審議期間の決定	8
諸般の報告	8
行政報告	8
議案説明	
議案第5号 壱岐市自治基本条例の一部改正について	18
議案第6号 壱岐市監査委員条例の一部改正について	19
議案第7号 壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	20
議案第8号 壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	21
議案第9号 壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について	21
議案第10号 壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	22
議案第11号 壱岐市介護保険条例の一部改正について	23
議案第12号 壱岐市漁港管理条例の一部改正について	23
議案第13号 壱岐市道路占用料徴収条例の一部改正について	24
議案第14号 壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について	25
議案第15号 壱岐市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画の策定について	25
議案第16号 令和5年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）	27
議案第17号 令和5年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	

.....	30
議案第18号 令和5年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	31
.....	31
議案第19号 令和5年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	32
議案第20号 令和5年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）	33
議案第21号 令和5年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）	33
議案第22号 令和6年度壱岐市一般会計予算	39
議案第23号 令和6年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	40
議案第24号 令和6年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	41
議案第25号 令和6年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	42
議案第26号 令和6年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	43
議案第27号 令和6年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	43
議案第28号 令和6年度壱岐市水道事業会計予算	45
議案第29号 令和6年度壱岐市下水道事業会計予算	

第2日（3月5日 火曜日）

議事日程表（第2号）	49
出席議員及び説明のために出席した者	51
議案に対する質疑	52
議案第5号 壱岐市自治基本条例の一部改正について	52
議案第6号 壱岐市監査委員条例の一部改正について	55
議案第7号 壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	55
議案第8号 壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	55
議案第9号 壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について	55
議案第10号 壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	55
議案第11号 壱岐市介護保険条例の一部改正について	55
議案第12号 壱岐市漁港管理条例の一部改正について	55
議案第13号 壱岐市道路占用料徴収条例の一部改正について	57

議案第14号	壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について	57
議案第15号	壱岐市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画の策定について	58
議案第16号	令和5年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）	58
議案第17号	令和5年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	58
議案第18号	令和5年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	58
議案第19号	令和5年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	58
議案第20号	令和5年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）	58
議案第21号	令和5年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）	58
議案第22号	令和6年度壱岐市一般会計予算	58
議案第23号	令和6年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	58
議案第24号	令和6年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	58
議案第25号	令和6年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	58
議案第26号	令和6年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	58
議案第27号	令和6年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	58
議案第28号	令和6年度壱岐市水道事業会計予算	58
議案第29号	令和6年度壱岐市下水道事業会計予算	58
委員会付託（議案）		59
予算特別委員会の設置		59

第3日（3月6日 水曜日）

議事日程表（第3号）	61
出席議員及び説明のために出席した者	61
一般質問	62
4番 山口 欽秀 議員	62
7番 植村 圭司 議員	75
3番 武原由里子 議員	90
5番 中原 正博 議員	104

第4日（3月7日 木曜日）

議事日程表（第４号）	113
出席議員及び説明のために出席した者	113
一般質問	114
6 番 山川 忠久 議員	114
10 番 音嶋 正吾 議員	122
14 番 市山 繁 議員	132
8 番 清水 修 議員	143
第５日（３月２２日 金曜日）	
議事日程表（第５号）	155
出席議員及び説明のために出席した者	157
委員長報告、委員長に対する質疑	158
議案に対する討論、採決	
議案第６号 壱岐市監査委員条例の一部改正について	160
議案第７号 壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	160
議案第８号 壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正 について	160
議案第９号 壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正につい て	161
議案第１０号 壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子 ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部 改正について	162
議案第１１号 壱岐市介護保険条例の一部改正について	162
議案第１４号 壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について	163
議案第１５号 壱岐市高齢者福祉計画及び第９期介護保険事業計画の策定につい て	163
議案第１７号 令和５年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）	164
議案第１８号 令和５年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）	164
議案第１９号 令和５年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）	164
議案第２３号 令和６年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	164

議案第24号 令和6年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	165
議案第25号 令和6年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	166
議案第26号 令和6年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	166
委員長報告、委員長に対する質疑	167
議案に対する討論、採決	
議案第5号 壱岐市自治基本条例の一部改正について	167
議案第12号 壱岐市漁港管理条例の一部改正について	167
議案第13号 壱岐市道路占用料徴収条例の一部改正について	167
議案第20号 令和5年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）	168
議案第21号 令和5年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）	168
議案第27号 令和6年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	168
議案第28号 令和6年度壱岐市水道事業会計予算	168
議案第29号 令和6年度壱岐市下水道事業会計予算	168
委員長報告、委員長に対する質疑	169
議案に対する討論、採決	
議案第16号 令和5年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）	169
議案第22号 令和6年度壱岐市一般会計予算	170
市長提出追加議案の審議（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決）	
議案第30号 損害賠償の額の決定について	171
諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について	173
諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について	173
議員派遣の件	174
発言の申出（市長の挨拶）	174
散 会	175
資料	
議員派遣について	177

令和6年壱岐市議会定例会2月第2回会議を、次のとおり開催します。

令和6年2月21日

壱岐市議会議長 小金丸 益明

1 期 日 令和6年2月28日（水）

2 場 所 壱岐市議会議場（壱岐西部開発総合センター2F）

令和6年壱岐市議会定例会2月第2回会議 審議期間日程

日次	月 日	曜日	会議の種類	摘 要
1	2月28日	水	本会議	○再開 ○審議期間の決定 ○行政報告 ○議案説明 ○会議録署名議員の指名 ○諸般の報告 ○議案の上程
2	2月29日	木	休 会	○議案発言（質疑） 通告書提出期限（正午）
3	3月 1日	金		
4	3月 2日	土		（閉庁日）
5	3月 3日	日		
6	3月 4日	月		
7	3月 5日	火	本会議	○議案審議（質疑、委員会付託）
8	3月 6日	水		○一般質問
9	3月 7日	木		○一般質問 ○予算特別委員会発言（質疑） 通告書提出期限（正午）
10	3月 8日	金	休 会	
11	3月 9日	土		（閉庁日）
12	3月10日	日		
13	3月11日	月		
14	3月12日	火	委員会	○常任委員会
15	3月13日	水		○常任委員会
16	3月14日	木		○予算特別委員会
17	3月15日	金		○予算特別委員会
18	3月16日	土	休 会	（閉庁日）
19	3月17日	日		
20	3月18日	月		
21	3月19日	火		
22	3月20日	水		（閉庁日）
23	3月21日	木		（議事整理日）
24	3月22日	金	本会議	○議案審議（委員長報告、討論、採決） ○閉会

令和 6 年 壱岐市議会定例会 2 月 第 2 回会議 上程案件及び議決結果一覧

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
議案第 5 号	壱岐市自治基本条例の一部改正について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3 / 2 2)
議案第 6 号	壱岐市監査委員条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3 / 2 2)
議案第 7 号	壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3 / 2 2)
議案第 8 号	壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3 / 2 2)
議案第 9 号	壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3 / 2 2)
議案第 10 号	壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3 / 2 2)
議案第 11 号	壱岐市介護保険条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3 / 2 2)
議案第 12 号	壱岐市漁港管理条例の一部改正について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3 / 2 2)
議案第 13 号	壱岐市道路占用料徴収条例の一部改正について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3 / 2 2)
議案第 14 号	壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3 / 2 2)
議案第 15 号	壱岐市高齢者福祉計画及び第 9 期介護保険事業計画の策定について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3 / 2 2)
議案第 16 号	令和 5 年度壱岐市一般会計補正予算（第 9 号）	予算特別委員会 可 決	原案のとおり可決 (3 / 2 2)
議案第 17 号	令和 5 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3 / 2 2)
議案第 18 号	令和 5 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3 / 2 2)
議案第 19 号	令和 5 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3 / 2 2)
議案第 20 号	令和 5 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3 / 2 2)

議案第 2 1 号	令和 5 年度壱岐市水道事業会計補正予算（第 2 号）	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 （3／2 2）
議案第 2 2 号	令和 6 年度壱岐市一般会計予算	予算特別委員会 可 決	原案のとおり可決 （3／2 2）
議案第 2 3 号	令和 6 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 （3／2 2）
議案第 2 4 号	令和 6 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 （3／2 2）
議案第 2 5 号	令和 6 年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 （3／2 2）
議案第 2 6 号	令和 6 年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 （3／2 2）
議案第 2 7 号	令和 6 年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 （3／2 2）
議案第 2 8 号	令和 6 年度壱岐市水道事業会計予算	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 （3／2 2）
議案第 2 9 号	令和 6 年度壱岐市下水道事業会計予算	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 （3／2 2）
議案第 3 0 号	損害賠償の額の決定について	省 略	原案のとおり可決 （3／2 2）
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	省 略	了 承 （3／2 2）
諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について	省 略	了 承 （3／2 2）

令和 6 年壱岐市議会定例会 2 月第 2 回会議 上程及び議決件数

市長提出	上程	可決	否決	撤回	継続	議員発議	上程	可決	否決	継続
条例制定、 一部改正、廃止	1 0	1 0				発議(条例制定) (一部改正)				
予算	1 4	1 4				発議(意見書)				
その他	4	4				決議・その他				
報告						計				
決算認定 (内、前回継続)					1	請願・陳情等 (内、前回継続)				
計	2 8	2 8			1	計				

令和6年壱岐市議会定例会2月第2回会議 一般質問一覧表

月日	順序	議員氏名	質問事項	ページ
3月6日(水)	1	山口 欽秀	安心して暮らせる地域交通について	62～75
			安心して避難できる体制づくりについて	
	2	植村 圭司	災害対策に「地区防災計画」の策定推進を	75～89
			元寇750周年関連事業が必要ではないか	
			市長在任16年間を経て、今思うことは	
	3	武原由里子	市民の「声なき声」を聴く行政と「助けて」と言えない市民に寄り添う行政となるために	90～104
			「壱岐市まちづくり協議会推進計画」の見直しについて	
			壱岐市ファミリーサポートセンター事業の見直しについて	
	4	中原 正博	ふるさと納税について	104～112
			「ライドシェア」について	
3月7日(木)	5	山川 忠久	狂犬病ワクチンの接種について	114～121
			生活困窮者の救急医療への対応について	
	6	音嶋 正吾	異次元の介護崩壊対策について	122～132
			壱岐市合併20年の検証について	
			松永安左エ門記念館建設整備計画について	
	7	市山 繁	国内離島航路運航の高速船の更新計画について	132～142
			小中学校の給食費無償化の市長会の重点項目について	
	8	清水 修	ICT機器の活用について	143～154
			不登校児童・生徒の支援について	
			まちづくり協議会への支援について	

令和6年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 2 月 第 2 回 会 議 会 議 録 (第1日)

議事日程 (第1号)

令和6年2月28日 午前10時00分開議

日程第1	会議録署名議員の指名	3番 武原由里子 4番 山口 欽秀
日程第2	審議期間の決定	24日間 決定
日程第3	諸般の報告	議長 報告
日程第4	行政報告	市長 報告
日程第5	議案第5号 壱岐市自治基本条例の一部改正について	企画振興部部長 説明
日程第6	議案第6号 壱岐市監査委員条例の一部改正について	監査委員事務局局長 説明
日程第7	議案第7号 壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	総務部部長 説明
日程第8	議案第8号 壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	総務部部長 説明
日程第9	議案第9号 壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について	総務部部長 説明
日程第10	議案第10号 壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	市民部部長 説明
日程第11	議案第11号 壱岐市介護保険条例の一部改正について	保健環境部部長 説明
日程第12	議案第12号 壱岐市漁港管理条例の一部改正について	農林水産部部長 説明
日程第13	議案第13号 壱岐市道路占用料徴収条例の一部改正について	建設部部長 説明

日程第14	議案第14号	壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について	消防本部消防長	説明
日程第15	議案第15号	壱岐市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画の策定について	保健環境部部長	説明
日程第16	議案第16号	令和5年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）	財政課課長	説明
日程第17	議案第17号	令和5年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	保健環境部部長	説明
日程第18	議案第18号	令和5年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	保健環境部部長	説明
日程第19	議案第19号	令和5年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	保健環境部部長	説明
日程第20	議案第20号	令和5年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）	建設部部長	説明
日程第21	議案第21号	令和5年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）	建設部部長	説明
日程第22	議案第22号	令和6年度壱岐市一般会計予算	財政課課長	説明
日程第23	議案第23号	令和6年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	保健環境部部長	説明
日程第24	議案第24号	令和6年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	保健環境部部長	説明
日程第25	議案第25号	令和6年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	保健環境部部長	説明
日程第26	議案第26号	令和6年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	総務部部長	説明
日程第27	議案第27号	令和6年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	農林水産部部長	説明

日程第28 議案第28号 令和6年度壱岐市水道事業会計予算

建設部部長 説明

日程第29 議案第29号 令和6年度壱岐市下水道事業会計予算

建設部部長 説明

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

出席議員 (14名)

2番 樋口伊久磨君	3番 武原由里子君
4番 山口 欽秀君	5番 中原 正博君
6番 山川 忠久君	7番 植村 圭司君
8番 清水 修君	9番 土谷 勇二君
10番 音嶋 正吾君	11番 豊坂 敏文君
13番 中田 恭一君	14番 市山 繁君
15番 赤木 貴尚君	16番 小金丸益明君

欠席議員 (なし)

欠 員 (2名)

事務局出席職員職氏名

議会事務局局長 山川 正信君 議会事務局次長 平本 善広君
議会事務局次長補佐 松永 淳志君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	山口 千樹君	総務部部長	中上 良二君
企画振興部部長	塚本 和広君	市民部部長	西原 辰也君
保健環境部部長	崎川 敏春君	農林水産部部長	谷口 実君
建設部部長	平田 英貴君	消防本部消防長	山川 康君

教育次長	……………	目良 顕隆君	総務課課長	……………	横山 将司君
財政課課長	……………	原 裕治君	会計管理者	……………	篠崎 昭子君
監査委員	……………	吉田 泰夫君	監査委員事務局局長	…	古賀 和恵君

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。報道機関に対し、撮影機材等の使用を許可いたしておりますので、御了承ください。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

ただいまから、令和6年壱岐議会定例会2月第2回会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（小金丸益明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

2月第2回会議の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番、武原由里子議員、4番、山口欽秀議員を指名いたします。

日程第2. 審議期間の決定

○議長（小金丸益明君） 日程第2、審議期間の決定を議題とします。

2月第2回会議の審議期間は、本日から3月22日までの24日間とし、審議期間の日程につきましては、タブレットに配信のとおりとしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、2月第2回会議の審議期間は、本日から3月22日までの24日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（小金丸益明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、タブレットに配信のとおりでございます。

日程第4. 行政報告

○議長（小金丸益明君） 日程第4、行政報告を行います。

白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 皆様、おはようございます。

本日ここに、令和6年壱岐市議会定例会2月第2会議の開催に当たり、令和6年度当初予算案、市政の重要事項等について、その概要を御説明申し上げ、議員皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

初めに、来る3月1日、本市は合併20周年を迎えることから、壱岐の島ホールにおいて、壱岐市市制施行20周年記念式典を挙行いたします。

この記念の節目を、議員各位をはじめ、市民皆様と共に迎えることができますことに、深い喜びを感じております。

市制施行以来、市民皆様の御理解と御協力をいただきながら、壱岐市の未来につながる各種の事業及び施策に取り組んできた結果、壱岐市は着実に発展しているところであります。

私の任期も残すところ一月半となりましたが、新しい世代に住み続けられる壱岐を引き継ぎ、誰一人取り残さない協働のまちづくりを実現するため、今後も誠心誠意、全力で取り組んでまいり所存でありますので、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、12月会議以降、本日までの市政の重要事項等について御報告申し上げます。

まず、去る2月6日に開催されました、脱炭素チャレンジカップ2024において、本市がエントリーした「再エネとグリーン水素で目指せ！脱炭素の島」実現プロジェクトは、最高賞である環境大臣賞グランプリ、及びウェブ投票により選ばれるマクドナルドオーディエンス賞をダブル受賞いたしました。

脱炭素チャレンジカップとは、学校、団体、企業、自治体等の多様な主体が展開している、脱炭素を目的とした地球温暖化防止に関する地域活動について、書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、優れた取組を表彰している全国大会であります。

本市がエントリーした取組は、再エネとグリーン水素による発電でCO2排出量を削減するだけでなく、水の電気分解で発生する副産物の酸素や機器からの排熱も無駄なく利用して、養殖魚の育成効果を高め、地場産業の活性化にもつなげるチャレンジであります。

なお、グリーン水素とは、再生可能エネルギーを使用して作られた地球環境に優しいクリーンな水素を指しております。

審査委員長である東京大学の江守正多教授からは、講評の中で、本市がいわゆるファーストペンギンとして、気候非常事態宣言、グリーン水素の活用等、果敢に挑戦していることに言及がありました。

今回の受賞は、エントリーテーマの取組を始め、気候非常事態宣言を含めた本市の脱炭素に向けた姿勢そのものを高く評価いただいた結果であると感じております。

地球沸騰化ともいわれる時代にあって、脱炭素の実現が喫緊の課題であり続ける中で、本市の取組が国内外へ波及するため、この取組を着実に継続してまいります。

次に、壱岐市自治基本条例は、人口減少及び少子高齢化する中で、活力ある市民生活を維持、向上させる社会を目指し、市民を主体としたまちづくりの実現を図ることを目的として、平成30年12月に施行いたしました。

今回、本条例第30条に基づき、第3次壱岐市総合計画の見直しに併せて、条例の見直し及び検証作業を行うこととし、各地区及び各種団体の代表、市民公募により構成された総勢30名の委員による壱岐市自治基本条例審議会において、幅広い御意見を賜りました。

昨年7月から12月にかけて審議会を4回、専門部会を6回開催し、社会情勢の変化に対応した規定となっているか、条例が活用されているか等の内容を中心に御審議いただきました。その後、本年1月から2月にかけてパブリックコメントを実施し、市民の皆様からの御意見について、第5回審議会で協議の上、去る2月9日に答申をいただきました。

本答申を受け、今回、壱岐市自治基本条例の一部改正について議案を提出しております。

今回の見直し及び検証作業を契機として、広く自治基本条例の周知を図るとともに、少子高齢化、人口減少による様々な課題等に対応していくため、市民を主体としたまちづくりの実現に向けて、各種施策に取り組んでまいります。

次に、議会議員等の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給与の額に関することについて審議するため、昨年12月21日に、市内の公共的団体等の代表者並びに市民代表の方々に構成する壱岐市特別職報酬等審議会へ諮問を行い、合計3回の審議会を経て、慎重に御審議いただき、去る2月6日に答申をいただいたところであります。

本審議会では、他の類似自治体と比較しても、本市の特別職、市議会議員の報酬等は最低水準であること、平成17年度以降、改定がなされておらず、その間、民間事業者の最低賃金も上昇を続け、物価も高騰していることなど、本市を取り巻く情勢等を考慮するとともに、その職務と職責に見合う報酬が必要であること、人材確保にもつながることを期待するなどの意見が出され、委員全員が増額改定は必要であるという一致した認識の下、総合的な判断がなされました。

結果、議員については、月額1万5,000円ないし2万円のアップ、市長等特別職については、月額2万8,000円ないし3万5,000円のアップとし、実施時期は令和6年4月1日からとする答申をいただいております。

本答申を十分尊重し、熟慮を重ね、議員については答申どおり、月額1万5,000円ないし

2万円のアップとし、令和6年4月1日を実施期間として、壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について今回議案を提出しております。

一方で、市長等特別職の給与については、県内で低い水準にはあるものの、同規模市の報酬等を総合的に判断した結果、月額1万6,000円ないし2万円のアップとし、令和6年4月1日を実施時期として、壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について、今回議案を提出いたしております。

答申の中では、報酬等の改定に当たり、壱岐市活性化のため、さらなる活躍を期待するという意見が付記されており、今後も議会とともに、本市の振興発展に全力で取り組んでまいります。

次に、去る2月22日、本年度の壱岐市長特別表彰として、第39回全国小学生陸上競技交流大会の中田靖稀さん。NPBガールズトーナメント2023全日本女子学童軟式野球大会の豊坂茅湖さん、長岡眞白さん、第19回都道府県対抗全日本中学生男子ソフトボール大会の井本康太さん、浜田竜成さん、加勢田莉空さん、竹下瑛汰郎さん、第7回Pia-Conピアノコンコルディア全国大会の石元花歩さん、第47回全国高等学校総合文化祭の安永七海さん、第35回全国健康福祉祭えひめ大会の久保博敬さん、篠原美智子さんを表彰いたしました。

受賞された皆様に心からお喜び申し上げますとともに、今後のさらなる御活躍を期待いたします。

次に、交流人口拡大について申し上げます。

まず、観光振興につきましては、新型コロナウイルス感染症の5類移行により行動制限がなくなり、長期化したコロナ禍の影響により大打撃を受けた観光業において、需要回復の明るい兆しが見えつつあります。

本市への観光客数を推計する上で重要な指標である九州郵船とオリエンタルエアブリッジの乗降客数は60万1,720人、対前年比121.8%ではありますが、コロナ禍前の令和元年と比較しますと、いまだ82%となっております。

この数字が示すように、コロナ禍で激減した観光需要は徐々に回復傾向であり、壱岐市プレミアム付き宿泊券発行事業、壱岐市・対馬市周遊ツアー送客支援事業など、本市独自の観光需要喚起対策等の実施効果によるものと考えております。

このことから、引き続き、対馬市との連携による団体ツアーの誘致、獲得に向けた壱岐市・対馬市周遊ツアー送客支援事業、本市への送客支援事業である長崎しま旅滞在促進事業等、即効性の高い施策に積極的に取り組み、観光需要回復に努めてまいります。

また、実業団等のスポーツ合宿誘致については、1月に本市出身の濱田征司監督率いるYKK陸上競技部、2月に大東文化大学陸上競技部、駿河台大学陸上競技部、3月に富士山の銘水

陸上競技部、安川電機陸上部の名門 5 チームの合宿が実現し、選手をはじめ、監督、コーチなどチーム関係者 93 名にお越しいただき、延べ 741 名が本市に宿泊されることとなります。

合宿期間中には、市内小・中学生等を対象としたクリニックの開催等により、一流に学ぶ素晴らしい機会をいただき、子どもたちの競技力の向上にも御支援いただいております。

選手及びスタッフの皆様からは、合宿地として高評価をいただいております、今後も引き続き積極的なスポーツ合宿誘致に努めてまいります。

また、本年 4 月から 6 月にかけて福岡・大分デスティネーションキャンペーン 2024 年度春が開催されますが、J R 西日本の特段の御配慮により、福岡・大分に加え、本市も重点送客地域との決定がなされました。

本キャンペーンは、関西方面より多くの観光客が見込まれる国内最大級のキャンペーンでありますので、官民一体となって、交流人口の拡大、誘客活動を積極的に行ってまいります。

次に、産業の振興について申し上げます。

まず、農業については、水稻及び肉用牛を主体に、施設園芸、葉たばこ、露地野菜及び花卉類の産地化に取り組んでいるところであり、地域の担い手への農地利用集積を進め、集落営農により農業の維持、発展を図ることといたしております。

担い手対策については、地域の中心となる経営体として、現在、認定農業者 279 経営体、法人 50 経営体、集落営農法人 31 組織となっております。

効率的な農地利用を行うため、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を、令和 7 年 3 月末までに策定することとしており、その実現に向けて、地域農業の担い手となる、新規就農者・認定農業者及び集落営農組織等、多様な担い手の確保に努めるとともに、農地の利用集積及び農業経営の規模拡大等に適用したスマート農業を取り入れるなど、経営安定に向けた取組を進めてまいります。

施設園芸について、複合部門の重要な作物である野菜、花卉、果樹等は、高生産、高生産及び高収益が期待できる作物であり、特にアスパラガスについては、令和 5 年度平均単収 2,571 キログラムと、17 年連続県下トップの成績を維持しており、今後も収益性の向上、高品質及び安定生産の確立を図ってまいります。

畜産振興については、壱岐生まれ壱岐育ちとして、地域商標登録された壱岐牛は市場でも高い評価を得ており、今後も確固たるブランド構築を目指して、情報発信及び P R に努め、優良系統牛への更新、増頭及び肥育素牛の導入支援を継続して行うとともに、農業生産価格の高騰対策等の支援を引き続き行ってまいります。

そのような中、2 月に開催された子牛市では、平均価格が 12 月子牛市より約 1 万円安の 54 万 6,000 円となりましたが、県下の他市場よりも高値の取引となっております。

土地基盤整備事業については、木田地区において、整備面積23.3ヘクタールを農地中間管理機構へ農地の集積を行い、受益者負担を伴わない新たな基盤整備事業の県内第1号として、令和3年度から区画整備工事に着工しており、大区画化された農地での高収益作物への転換による所得控除及び経営体の体質強化を図ってまいります。

水産業の振興につきましては、令和5年4月から令和6年1月までの市全体の漁獲量及び漁獲高を前年と比較いたしますと、漁獲量は1,518トンで9.9%減、漁獲高は20億2,000万円増と、漁獲量は減少しておりますが、漁獲高は増加しております。

5月から6月にかけて、大型マグロが約70トン漁獲されたものの、年間を通してイカ類の漁獲減少をはじめ、他の魚類の不漁等が漁業者及び漁協の経営に深刻な影響を与えており、本市の水産業を取り巻く関係は、磯焼けによる藻場の消失をはじめ、生産コストの高止まり、漁業者の高齢化並びに後継者不足など依然として厳しい状況が続いております。

このような中、漁業用燃油については、原油価格の高騰に伴い、市内漁協の漁業用燃油単価が高騰し、漁業者の経営を圧迫していることから、漁業者の経営維持及び本市水産業の維持存続を目的とした支援策として、漁業用燃油1リットル当たり10円の補助を継続することとし、所要の予算を計上いたしております。

水産業の振興を図るため、市単独事業としては、本市水産業の重点課題と捉えている磯焼け対策をさらに強化するため、壱岐市磯焼け対策協議会を中心に積極的な取組を進めておりますが、特に本年度から取り組んでいるブルーカーボンのクレジット認証及び販売について、強力に推進してまいります。

また、意欲ある担い手の育成支援事業として行う認定漁業者制度の実施、漁業近代化資金等制度資金の利子補給、漁獲共済、漁船保険の掛金への助成、漁船漁業の機器設備の充実を図るため、漁船近代化、機器導入への助成、密漁による被害を防止するための監視活動に対する助成等、水産振興施策を引き続き実施してまいります。

国、県の事業としては、離島輸送コスト支援事業、離島漁業再生支援交付金、特定有人国境離島漁村支援交付金及び若年層の着業を促進する漁業就業者確保育成総合対策事業に取り組んでおります。

栽培事業については、壱岐栽培センターを活用し、漁業者の所得の安定、向上を図るため、本市周辺海域の実情に即し、効果的な種苗の生産、放流を行い、水産資源の維持、回復に取り組んでまいります。

また、壱岐栽培センターは、県水産部からホンダワラ類種苗生産を受託しており、海藻に関する知見も豊富であることから、磯焼け対策の技術支援拠点として位置づけることにより、効果的な藻場の早期回復に取り組むとともに、九州大学と共同で実施している焼酎粕等を餌とし

たアカウニの養殖実験についても、引き続き取組を進め、実用化を目指してまいります。

市営漁港整備については、漁港施設機能の充実及び利便性の向上を図るため、初山漁港初瀬地区の防風柵設置のための突堤、及び岸壁取付整備にかかる費用を計上しております。

また、海岸保全施設の長寿命化を図るため、老朽化調査に基づき、箱崎前浦漁港海岸恵美須地区護岸の補修に係る費用を計上しております。

港湾、県営漁港整備について、郷ノ浦港整備については、県が実施する浮棧橋等整備が令和6年度末に完成予定となっており、同時期にターミナル、駐車場等の再編整備を進め、供用開始ができるよう、ターミナルビル改修及び駐車場と整備にかかる費用を計上しております。

勝本港整備については、埋立土搬入後の沈下待ちの期間に必要な維持管理にかかる費用を計上いたしております。

芦辺漁港整備については、本年4月の供用開始に向け、県及び九州郵船株式会社と連携し、施設整備等を進めており、駐車場及び臨港道路については、芦辺港ターミナル周辺整備検討委員会から提出された整備計画に基づき、警察への協議中でありますので、協議完了及び配置計画等が決定次第、年次整備計画を見直すこととしており、それに伴う駐車場等の整備を進めるための費用を計上いたしております。

次に、仮称壱岐市子ども計画についてでございますが、現在の「第2期子ども・子育て支援事業計画」の計画期間は、令和6年度に最終年度を迎えることから、令和7年度から11年度まで計画期間とする「第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定することといたしております。

また、昨年4月のこども基本法の施行に伴い、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組、政策を社会の真ん中に据えて進めていくことが定められました。

具体的には、「第3期子ども・子育て支援事業計画」の策定と併せて、子どもの貧困対策、子ども、若者の育成支援対策、少子化対策の3つの重点項目を含めた事業計画の策定が求められることとなることから、これらの支援事業計画を総合的かつ一体的に行うため、令和6年度に、「第3期子ども・子育て支援事業計画」と併せて「仮称壱岐市子ども計画」の策定業務に着手してまいります。

次に、第3次壱岐市総合計画及び壱岐市子ども・子育て支援事業計画等を基本に進めてまいりました保育所運営について、本年3月末をもって、渡良、沼津、初山のへき地保育所3園の閉所を行うことで調整ができております。

残る柳田、志原のへき地保育所についても、令和6年度末をもって2園の閉所手続を行うことで調整を進めておりますが、志原保育所については、入所調整の結果、令和6年4月から休所措置となります。

今後も健全な保育所運営とよりよい保育サービスの提供体制の整備のため、旧4町1か所の認定こども園の開設に向けて、市民の皆様の御理解と御協力を賜りながら進めてまいります。

国民健康保険については、少子高齢化、団塊世代の後期高齢者医療への移行、社会保険の適用拡大等に伴う被保険者数の減少による保険税収入の減少等、大変厳しい状況が続いております。

平成30年度から県に財政運営責任等が移行され、市、町は地域住民の皆様と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課徴収、保険事業等、地域におけるきめ細かい事業を担っております。

国民健康保険税として徴収し県に納付する国民健康保険事業費納付金、及び市が支払う医療費に対する県からの保険給付費等交付金の所要額の通知を受け、令和6年度の予算編成を行ったところであります。

これまで決算補填の財源としていた国保財政調整基金が、令和5年度をもって枯渇する見込みであることから、令和6年度保険税率の改定について、被保険者の皆様に御負担をお願いしなければならない状況となっております。

改定の時期につきましては、令和5年分所得税確定申告及び令和6年度国民健康保険税申告が終了し所得が確定した後に、税率改定を行う予定であります。

国民皆保険制度を支える国民健康保険の財政安定化のため、滞納処分を含めた収納対策に取り組む、引き続き収納率の向上に努めるとともに、特定健診受診率の向上、特定保健指導の充実、並びに重症化予防対策等による医療費の削減に努めてまいります。

後期高齢者医療制度については、運営主体である長崎県後期高齢者医療広域連合との連携の下、被保険者が適切な医療サービスを受けられるよう努めております。

保険料につきましては、長崎県後期高齢者医療広域連合において、2年ごとに見直しを行うこととなっており、令和6年度は改定の年となります。

今回の改定では、被保険者の増加とともに、1人当たりの医療費が増加することによる医療給付費の増額等により、所得割率、均等割額及び賦課限度額が引き上げられます。被保険者の皆様には御負担をお掛けすることとなりますが、御理解いただきますようお願いいたします。

介護保険については、令和6年度は、第9期介護保険事業計画の初年度となることから、壱岐市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画の策定、並びに壱岐市介護保険条例の一部改正について、今回、議案を提出しております。

本計画では、壱岐市の将来を見据え、地域の高齢者福祉施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和6年度から8年度までの3年間を計画期間として、介護保険制度の基本となる介護サービスの見込量等を定めて介護保険料を算定した結果、第1号被保険者保険料の基準額につ

いては、第8期と同額の月額6,490円となっております。

次に、教育関係について申し上げます。

いきっこ留学制度は、留学生が年々増加し、令和5年度は延べ46名の留学生を受け入れております。本年4月からのいきっこ留学生は、里親留学2名、親子留学2名の計4名が新たな留学生として入市いたしますので、現在留学中の児童、生徒のうち継続される24名を加えると、28名の予定となっております。

いきっこ留学制度については、昨年9月に第1回いきっこ留学制度運営委員会を開催し、制度の改善策を提示し運営しておりましたが、去る2月16日、第3回壱岐市いきっこ留学制度運営委員会を開催し、協議した改善策の4つの大項目について、検証等を行いました。

委員会では、令和5年度壱岐市いきっこ留学制度改善事項の検証、いきっこ留学コーディネーターの活動報告、令和6年度壱岐市いきっこ留学制度の体制について説明を行い、各委員より改善策及びコーディネーターの取組状況などの確認があり、その対応を報告したところであります。

今後も引き続き、制度の改善策及びその対策と検証を行い、留学生が安全で安心した留学生活を送れるよう努めるとともに、里親の負担感の軽減を図りながら、いきっこ留学制度が持続可能な制度となるよう取り組んでまいります。

次に、全国的な文化の祭典である国民文化祭、全国障害者芸術文化祭、ながさきピース文化祭2025について、去る1月22日に、第2回壱岐市実行委員会総会を開催し、その事業内容等の確認及び承認を頂き、長崎県へ計画書等を提出したところであります。

壱岐市会場での主な事業内容は、島の祭典、「壱岐市総合文化祭」、国境の島伝統文化継承展、食・文化交流「酒蔵巡りツアー」、壱岐市障害者芸術文化祭の4つを軸とした展開を予定しております。

また、令和6年度についてはプレ事業を予定しており、今後、市内関係機関、関係団体等の皆様の協力を賜りながら、本大会の成功に向けて、壱岐市の魅力あふれる文化の祭典となるよう進めてまいります。

次に、子どもたちの活躍についてでございますが、昨年12月に開催された第15回米濱・リンガーハットカップ長崎県ジュニアサッカー大会において、壱岐少年サッカークラブが見事初優勝を果たしました。

来る3月23日から24日にかけて、宮崎市で開催されるJ A全農杯全国小学生選抜サッカー大会九州大会でのさらなる活躍を期待をいたしております。

次に、令和6年能登半島地震では、津波の襲来、建物の倒壊、大規模火災等避難生活による被災関連死を含め241名の方がお亡くなりになり、今なお9名が安否不明となっております。

犠牲となられた方々と御遺族皆様に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

被災地支援については、石川県からの要請を受け、1月26日から県及び県下、市、町職員の派遣が始まっており、本市職員については第4陣として、3月6日から13日まで、珠洲市へ2名、第9陣として3月7日から11日まで、石川県庁内の業務に従事するため、2名の職員を派遣予定であります。

近年発生している災害は、複雑多様化、大規模化の傾向にあり、いつどこで起きるか予測が困難な状況にあります。市としましては、日頃から防災関係機関との連携強化を図り、災害対策に万全を期してまいりますので、市民の皆様におかれましても、自らの身は自ら守る自助とともに、まちづくり協議会等の自主防災組織による地域が助け合う共助の取組へ、御理解、御協力をお願いいたします。

また、3月1日から7日まで1週間、春季全国火災予防運動が実施されます。この時期は空気が乾燥し、火災が発生しやすくなりますので、市民皆様には、火の取扱いなど十分御注意願います。

また、草木を焼却する場合は、必ず消防署に届出を行い、消火の準備を行うとともに、火が消えたことの確認を徹底していただきますようお願いいたします。

次に、議案関係について御説明をいたします。

国の令和6年度予算編成に当たっては、足下の物価高に対応しつつ、持続的で構造的な賃上げ、デフレからの完全脱却及び民需主導の持続的な成長の実現に向け、重要な政策課題について必要な予算措置を講じるなど、メリハリの効いた予算編成を行うこととされております。

また、地方財政については、社会保障関係費及び人件費の増加が見込める中、地方公共団体が住民のニーズに的確に応えつつ、子ども・子育て政策の強化など、様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方が安定的な財政運用を行うために必要となる一般財源総額について、令和5年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保することを基本として、地方財政対策を講じることとされております。

一方、本市の財政状況は、令和4年度末、一般会計の市債現在高が251億4,360万円、対前年度比11億5,268万2,000円減、積立金現在高が99億9,851万円、対前年度比7億6,429万4,000円増となっており、令和3年度に策定いたしました、苓岐市財政基盤確立計画に基づく財政健全化の取組の成果として表れているものと考えておりますが、その財政構造は依然として市税等の自主財源に乏しく、収入の多くを地方交付税及び国庫支出金に依存している状況に変わりはなく、経常収支比率は、91.8%と長引く物価高騰等の影響により、高い水準で推移をいたしており、今後も厳しい財政運営が予想されることから、引き続

き行財政改革に取り組むとともに、将来を見据えた財政運営に努めてまいります。

このような方針に基づいて編成した令和6年度の一般会計の予算規模は、238億6,500万円、対前年度当初予算比3億2,500万円、1.3%減、特別会計を含めた予算規模は、318億1,779万円、対前年度当初予算比6億8,993万9,000円、2.1%減となっております。

本日提出した案件の概要は、条例の一部改正に係る案件10件、計画の策定1件、予算案件14件でございます。何とぞ、慎重に御審議をいただき、適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、12月会議以降の市政の重要事項、また政策等について申し述べましたが、様々な行政課題に対し、今後も誠心誠意、全力で取り組んでまいり所存でありますので、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これで行政報告を終わります。

日程第5. 議案第5号～日程第29. 議案第29号

○議長（小金丸益明君） 日程第5、議案第5号から、日程第29、議案第29号まで、以上25件を一括議題とします。

ただいま上程いたしました議案について、提案理由の説明を求めます。

白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日提出いたしました議案につきましては、担当部長及び担当課長に説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部長。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 登壇〕

○企画振興部部長（塚本 和広君） おはようございます。議案第5号壱岐市自治基本条例の一部改正について、御説明いたします。

壱岐市自治基本条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由ですが、平成30年12月に施行された壱岐市自治基本条例について、同条例第30条の規定に基づき、条例の見直し、検証作業を行うとともに、各地区、各種団体の代表、市民公募などにより構成された壱岐市自治基本条例審議会からの答申を踏まえ、所要の改正を行うも

のでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市自治基本条例の一部を改正する条例。改正条文につきましては記載のとおりでございます。

議案関係資料 1 の 1 ページから 7 ページに新旧対照表を記載しておりますので、御参照願います。

改正内容は、壱岐市自治基本条例審議会で検証いただいた社会情勢の変化等による新たな規定の追加や修正、市民に十分に理解していただくための文言の修正など、審議会の答申を踏まえた改正でございます。

前文第 3 条、第 4 条、第 6 条から第 8 条、第 10 条、第 11 条、第 17 条、第 18 条、第 20 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 27 条、第 28 条をそれぞれ改正しております。

附則としてこの条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で、議案第 5 号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 古賀監査委員事務局長。

〔監査委員事務局局長（古賀 和恵君） 登壇〕

○監査委員事務局局長（古賀 和恵君） おはようございます。

議案第 6 号壱岐市監査委員条例の一部改正について、御説明申し上げます。

壱岐市監査委員条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由ですが、地方自治法の一部改正に伴い、当該条文を引用する規定等について所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。壱岐市監査委員条例の一部を改正する条例。

改正条文については、記載のとおりでございます。資料 1 の議案関係資料 8 ページに新旧対照表を記載しておりますので、御参照をお願いします。

今回の改正は、地方自治法の一部改正により、公金事務の私人への委託に関する制度の見直しが行われたことによります引用条項の条ずれに伴う改正でございます。

第 5 条につきましては、請求または要求による監査を規定しております。第 5 条中、市長の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査についての条項、法第 243 条の 2 の 2 第 3 項を、法 243 条の 2 の 8 第 3 項に改めるものでございます。

併せまして、請求による監査、要求による監査、それぞれにつきまして引用条項の並び等、所要の整理を行うとともに、必要なただし書の追加を行っております。

次に、第7条は、随時監査及び財政援助を与えている者等に対する監査の実施通知について、また、第8条は、決算等の審査の意見の送付について規定しておりますが、それぞれ必要なただし書の追加を行っております。附則といたしまして、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第6号の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔監査委員事務局局長（古賀 和恵君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

〔総務部部長（中上 良二君） 登壇〕

○総務部部長（中上 良二君） 議案第7号から議案第9号までを続けて御説明いたします。

まず、議案第7号壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、御説明いたします。

壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当を新たに支給するため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。令和5年12月会議において、地方自治法の一部改正に伴う会計年度任用職員への勤勉手当を新たに支給するための議案を提出し、議決をいただきましたが、今回の条例改正は、勤勉手当の支給基準日に、育児休業を取得している会計年度任用職員への勤勉手当の支給を可能とする内容でございます。

改正条例の新旧対照表につきまして、議案関係資料1の10ページから11ページに載せておりますので、御参照をお願いします。

改正内容は、第7条第2項中の地方公務員法第22条の2「第1項に規定する会計年度任用職員を除く」という文言を削り、会計年度任用職員への勤勉手当の支給を可能とするものでございます。

第8条の改正は、第7条第2項の改正により「以下、会計年度任用職員という」の部分を削るため、以下の条文では「会計年度任用職員」と短縮して表記することができなくなることから、第8条にある「会計年度任用職員」の部分に、第7条第2項にあった文言を移すもので、改正内容に影響があるものではございません。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第7号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

次に、議案第8号、議案第9号の提案理由等について、関連がございますので、市長の行政報告にもありましたが、あらためて御説明をいたします。

今回の壱岐市議会議員の報酬並びに市長、副市長、教育長の特別職の給料の改定の理由でございますが、壱岐市特別職報酬等審議会の答申を2月6日に受け、その内容として、他の類似自治体と比較しても、壱岐市議会議員の報酬、並びに本市特別職の給料は最低水準であること、平成17年度以降改定がなされておらず、その間、民間事業者の最低賃金も上昇を続け、物価も高騰していることなど、本市を取り巻く情勢等を考慮するとともに、その職務と職責に見合う報酬が必要であること、さらには人材確保にもつながることを期待するなどの意見が出され、委員全員の一致した意見として増額改定は必要であり、また施行日については、令和6年4月1日という答申がなされ、このことを受け総合的に判断し、議案第8号、議案第9号を提出をいたしております。

それではまず、議案第8号壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、御説明をいたします。

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、壱岐市議会議員の報酬月額の改定について、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。改定の内容は、議長の報酬月額、現行38万円を40万円に、副議長の報酬月額、現行33万円を35万円に、常任委員長の報酬月額、現行31万5,000円を33万円に、議会運営委員長の報酬月額、現行31万5,000円を33万円に、議員の報酬月額、現行30万円を32万円にあらためるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

なお、改定後の報酬月額、施行日とも、冒頭申し上げました、壱岐市特別職報酬等審議会の答申内容と同じ内容を採用をいたしております。

以上で議案第8号の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

次に、議案第9号、壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について御説明いたします。

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、壱岐市長、副市長及び教育長の給料月額の改定について、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。改定の内容は、市長の給料月額、現行８０万円を８２万円に、副市長の給料月額、現行６４万円を６５万６,０００円に、教育長の給料月額、現行５７万６,０００円を５９万４,０００円に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和６年４月１日から施行するものでございます。

なお、改定後の給料月額、施行日については、壱岐市特別職報酬等審議会の答申を尊重しつつも、給料月額については、同規模市の給料月額等を踏まえ、総合的に判断した内容としております。

以上で議案第９号の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔総務部部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 西原市民部長。

〔市民部部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部部長（西原 辰也君） 議案第１０号壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、御説明申し上げます。

壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。本条例の改正条文については、記載のとおりでございます。

また、議案資料の１の１５ページから１６ページに新旧対照表を記載しておりますので、御参照願います。

主な改正内容は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、以下、認定こども園法の改正により、本条例の特定教育・保育の取扱方針第１５条第１項第２号中、認定こども園法第３条第１１項が同条第１０項へ繰り上がることから、引用条項を改めるものでございます。

また、第３６条第３項特別利用教育の基準において、既存の読替規定を補正する改正が行われたため、本基準条例も併せて字句等の整備をするものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第１０号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔市民部部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 崎川保健環境部長。

〔保健環境部部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部部長（崎川 敏春君） 議案第 1 1 号 壱岐市介護保険条例の一部改正について、御説明申し上げます。

壱岐市介護保険条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由は、介護保険法施行令の一部改正により、保険料率の判定に係る基準額が見直されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次のページをお開き願います。改正条文でございます。改正内容につきましては、議案関係資料 1 の 1 8 ページから 1 9 ページをお願いします。

改正条例新旧対照表でございますが、第 5 条 保険料率について令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度における基準保険料率を、年額 7 万 7, 8 0 0 円に据え置くことといたしておりますが、介護保険法施行令の一部改正により、保険料率判定基準が見直されたことから、第 1 項 第 1 号から第 3 号は、非課税世帯に属される被保険者の保険料率を、それぞれ 3 万 5, 3 0 0 円、5 万 3, 2 0 0 円、5 万 3, 6 0 0 円に改め、第 1 0 号から第 1 3 号は、課税世帯に属される前年の合計所得 4 2 0 万円以上の被保険者を 4 つの所得段階に分け、それぞれ 1 4 万 7, 9 0 0 円、1 6 万 3, 5 0 0 円、1 7 万 9, 1 0 0 円、1 8 万 6, 9 0 0 円を新たに追加するものでございます。

また、第 2 項から 4 項につきましては、先ほど御説明申し上げました非課税世帯に属する被保険者の各年度における保険料率を、消費税財源を活用した保険料の交付、公費負担により引き下げ、それぞれ、2 万 2, 2 0 0 円、3 万 7, 7 0 0 円、5 万 3, 3 0 0 円に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行するものであり、経過措置としまして、記載のとおりでございます。

以上で、議案第 1 1 号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔保健環境部部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部部長（谷口 実君） 議案第 1 2 号 壱岐市漁港管理条例の一部改正について、御説明いたします。

壱岐市漁港管理条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由は、漁港漁場整備法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次のページをお開き願います。壱岐市漁港管理条例の一部を改正する条例。改正条文につきましては、記載のとおりでございます。

また、議案資料１の２０ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

主な改正内容は、第１条は、国の法律名が漁港漁場整備法から漁港及び漁場の整備等に関する法律に変更されたことに伴う名称変更を行うものであります。

第１８条は、漁港漁場整備法の改正により、漁業上の利用を確保した上で、民間事業者が漁港施設等を利用して、販売施設や飲食店等を設置し、水産物の消費増進等に寄与する事業を行うことを認める漁港施設等活用事業が創設されたことに伴い、当該事業に係る認定計画実施者からの占用料の徴収に関する規定の追加をするものであります。

附則として、令和６年４月１日から施行するとしております。

以上で、議案第１２号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔農林水産部部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩いたします。再開を１１時１０分といたします。

午前１０時５８分休憩

.....

午前１１時１０分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。議案説明を続けます。

平田建設部長。

〔建設部部長（平田 英貴君） 登壇〕

○建設部部長（平田 英貴君） 議案第１３号壱岐市道路占用料徴収条例の一部改正について御説明申し上げます。

壱岐市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由は、道路法施行令の一部改正に準じ、所要の改正を行うものでございます。

道路占用料の額は、固定資産税評価額を基に算定することとなりますが、国において地方自治体の占用料算定事務処理量を勘案し、道路法施行令で市町村を５つに区分し、この区分に応じて占用料の額が定められております。国の道路占用料が令和５年度から改定されておりますので、壱岐市も国の改定に準じ、別紙のとおり道路占用料を改定するものでございます。

次のページをお開き願います。主な改正内容は、一例を挙げますと、一般的な電柱である第一種電柱は、現行１本につき１年間で３００円が４３０円に、電話柱の第一種電話柱は、現行２７０円が３９０円と、ほとんどの項目で増額改定となっております。

附則としまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

別紙資料1の議案関係資料の22ページから32ページに新旧対照表を載せておりますので、御参照願います。

以上で議案第13号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔建設部部長（平田 英貴君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 山川消防長。

〔消防本部消防長（山川 康君） 登壇〕

○消防本部消防長（山川 康君） 議案第14号壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について、壱岐市消防関係手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次のページをお開きください。主な改正内容でございますが、危険物貯蔵所の設置許可の申請に対する審査等に係る手数料の額の標準を改正する等の必要があるため、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請手数料を、危険物の貯蔵量ごとに改正するものでございます。

なお、施行日は令和6年4月1日施行といたします。

資料33ページから35ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

以上で議案第14号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔消防本部消防長（山川 康君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 崎川保健環境部長。

〔保健環境部部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部部長（崎川 敏春君） 議案第15号壱岐市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画の策定について御説明申し上げます。

壱岐市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画を定めることについて、地方自治法第96条第2項及び壱岐市議会基本条例第13条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。壱岐市高齢者福祉計画、第9期介護保険事業計画でございます。本計画は、高齢者ニーズ調査、介護一体調査を踏まえ、昨年7月以降、保健、医療、介護福祉などの関係者及び公募委員で構成する壱岐市高齢者福祉介護保険事業計画作成委員会において、延べ4回の審議並びにパブリックコメントを経て、確定したものでございます。

それでは、内容につきまして、御説明申し上げます。

計画書の1ページをお開き願います。初めに、1ページに、策定に当たっての背景や趣旨を記載し、3ページに本計画の移管を令和6年度から令和8年度までの3年間といたしております。

6ページから8ページをお願いします。壱岐市の高齢者を取り巻く現状と将来推計としまして、高齢者人口及び要介護者等、認定者の推移と推計を記載しております。

本市の高齢化率は39.3%であり、生産年齢人口も年々減少することが予想される中、高齢化率は今後も上がり続け、令和22年には45.5%となることが見込まれています。

このような状況から、医療や介護ニーズの増加が見込まれ、介護給付費や高齢者福祉事業に係る費用が増加することが予想されます。

本市のような離島地域につきましては、人口構造を大きく変化させることは難しいことから、介護予防の視点は重要であり、健康寿命の延伸など、一層推進する必要があります。

27ページをお願いします。基本理念と基本目標でございます。

8期の基本理念を引き継ぎ、高齢期になっても、その人らしく自立した日常生活を続けていけるよう、地域で支え合い、健康で安心して暮らせるまちづくりの実現とし、28ページに計画体系を設定し、4つの基本目標にそれぞれの施策を整理したところでございます。

29ページから34ページをお願いします。施策の展開でございます。主なものを御説明申し上げます。

基本目標1、地域のつながりが感じられるまちづくりとしまして、本市でも地域包括ケアシステムの考え方が少しずつ浸透していることから、引き続き地域における支え合い、体制づくりに努め、高齢者が人生の最終段階において住みたい場所で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムのさらなる進化、推進を図ってまいります。

35ページから39ページをお願いします。基本目標に、高齢者が生きがいを感じられるまちづくりとしましては、高齢者の意向を踏まえ、高齢者自らが地域づくりの一員となり、積極的に関わっていただく必要があることから、老人クラブ活動への支援や高齢者のボランティア活動の推進、さらには、ハローワークやシルバー人材センターと連携し、就労意欲のある高齢者の雇用の確保を図ってまいります。

また、健康寿命の延伸や、健康づくりの推進につきましては、今回、フレイル予防が重要な事柄と認識し、ライフステージを通じ、これまで進めてきたメタボ予防から介護予防への一連のアプローチについて、フレイル予防を追加し、介護予防や健康作りの一層の充実を図ってまいります。

40ページから47ページをお願いします。基本目標3、高齢者が優しさを感じられるまちづくりにつきましては、認知症施策の推進としまして、認知症高齢者の数は、平成24年では

65歳以上の7人に1人であったものが、団塊の世代が75歳以上となる令和7年には、5人に1人となることを見込まれており、認知症は身近なものとなっています。

このことから、昨年6月に施行された、認知症基本法をはじめとする関係法令を踏まえ、認知症になっても安心して暮らせる壱岐の島を目指し、各種事業の推進と充実を図ってまいります。

48ページから52ページをお願いします。基本目標4、高齢者に安心感が生まれるまちづくりにつきましては、安全・安心な生活環境の整備を進めてまいります。全国的に高齢者への詐欺や暴力などの高齢者の生活を脅かす事件、事案が発生しており、本市も例外ではありません。

引き続き、市民や介護事業者などからの相談や通報を受けられるよう、相談窓口の充実や成年後見制度の利用促進及び災害感染症対策を含めた地域連携を推進してまいります。

53ページをお願いします。第9期介護保険事業計画でございます。54ページから63ページには、保険料の設定に当たり、高齢者人口や要介護認定者の将来推計3か年の介護サービス費や地域支援事業費を見込み、国が示す判定基準に基づき、必要な保険料水準を算定したところでございます。

66ページをお願いします。所得段階別の保険料でございます。第9期保険料の標準月額、第8期保険料6,490円に据え置きますが、保険料判定基準の見直しにより、本市の65歳以上の約半数の高齢者の方々は保険料の引き下げとなり、今回新たに追加された第10段階から13段階に入られる高齢者につきましては、保険料の引き上げとなるものでございます。

被保険者の皆様には、あらためて御負担をお願いすることとなりますが、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

68ページをお願いします。三島地区のサービス確保につきましては、地域の皆様の御支援の下、市主催の介護予防教室を昨年6月から毎月、三島地区で1回開催し、健康相談や各種測定、プログラムごとに講師による運動機能向上、認知症予防などの健康教育、また災害避難時における情報収集や見守り支援など、安心して暮らせる地域づくりを推進しているところでございます。

今後は壱岐本島と同様の介護サービスが受けられるよう、介護サービス事業者と情報交換を行い、サービス提供体制の整備につきまして研究を行ってまいります。

以上で議案第15号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔保健環境部部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 原財政課長。

〔財政課課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課課長（原 裕治君） 一般会計補正予算（第9号）について、御説明申し上げます。

令和5年度壱岐市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億3,450万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ254億260万1,000円とします。

第2項は、記載のとおりでございます。

繰越明許費の補正。第2条繰越明許費の追加変更は、第2表繰越明許費補正によるものでございます。

地方債の補正。第3条地方債の変更は、第3表地方債補正によるものでございます。本日の提出でございます。

3ページから5ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

6ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正の1追加として、2款1項総務管理費の肉用牛経営緊急支援事業等15件、合計6億5,539万7,000円について、年度内に事業が完了しない見込みであるため、繰越明許費の追加として計上しております。

次のページを御覧ください。7ページ2、変更案7款2項道路橋梁費の道路改良費の補助事業分につきまして、先に計上しておりました繰越明許費に追加するもので、2億10万円から2億7,010万円に7,000万円増額するものでございます。

なお、事業の完了予定及び繰越理由等の詳細につきましては、別添資料2、令和5年度2月第2回補正予算案概要の17ページから19ページに記載しておりますので、御参照ください。

次のページをお開き願います。8ページ、第3表地方債補正の1変更の過疎対策事業債は、芦辺港ターミナルビル整備事業ほか、充当事業の実績見込み及び事業費の調整により、限度額を3,540万円追加し、8億3,890万円としております。

次の過疎対策事業債、過疎地域持続的発展特別事業は、過疎対策事業債ソフト事業分の限度額分超え分について配分がなされたため、限度額に6,570万円を追加し、3億1,610万円としております。

次のページをお開き願います。9ページ。臨時財政対策債は、3,075万8,000円減額し、令和5年度発行可能額の5,024万2,000円としております。

以下、第3表地方債補正に計上しております各地方債の借入限度額につきまして、対象事業費の調整及び県との協議による同意額に合わせ、それぞれ増減を行っております。

それでは、事項別明細書により、主な内容につきまして御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。16ページから17ページをお開き願います。11

款 1 項 1 目地方交付税は、普通交付税を 4,151 万 1,000 円計上しております。

15 款国庫支出金 1 項 1 目民生費国庫負担金の自立支援給付費負担金は、障害福祉サービス費の実績見込み増により追加するもので、国負担分 50%の 1,000 万円を計上しており、併せまして、16 款県補助金におきまして、県負担分 25%を計上しております。

次のページをお開き願います。18 ページから 19 ページ。同じく 2 項 1 総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、充当事業の実績見込みに基づき、当初予算に単独事業として計上しておりました物価高騰対策事業等に充当するもので、1,905 万円を計上しております。

同じく、2 項 4 目土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金は、公営住宅整備事業に係る交付金額の決定により、1,071 万円を計上しております。

このほか、国庫支出金全般におきまして、事業費の確定、または実績見込みによる補正を行っております。

16 款 2 項 1 目総務費県補助金の国境離島地域雇用機会拡充事業交付金は、今年度の事業実績見込みにより、5,905 万 5,000 円を減額しております。

次のページをお開き願います。20 ページから 21 ページ。同じく、2 項 4 目農林水産業費県補助金の農地中間管理機構集積協力金交付事業補助金は、農地の集積化、集約化に対して交付する協力金の実績見込み増により、追加の補助率 10 分の 10 の補助金 575 万 1,000 円を計上しております。

このほか、県支出金におきましても、事業費の確定または実績見込みによる補正を行っております。

18 款寄附金 1 項 2 目指定寄付金の企業版ふるさと納税寄附金は、新たに 2 件分の企業版ふるさと納税 1,050 万円を計上しております。

19 款繰入金 1 項 1 目基金繰入金は、特定目的基金充当事業の実績見込み及び他の財源による財源調整により繰入の減額を行うもので、地域福祉基金ほか 7 基金合わせまして 2 億 3,520 万 8,000 円を減額しております。

次のページをお開き願います。22 ページから 23 ページ、22 款市債につきましては、地方債補正で説明のとおりでございます。

次に、歳出について御説明いたします。歳出につきましては、別添資料 2 の令和 5 年度 2 月第 2 回補正予算案概要の主要事業から主な内容について御説明いたします。

まず、歳出全般につきまして、今年度の事業費の確定及び入札執行等による実績見込みによる不用額につきまして、減額補正を行っております。

2 ページをお開き願います。2 款総務費 1 項 3 目財政管理費の基金積立金は、今年度の実績

見込みによる一般財源所要額の調整によりまして、財政調整基金２億７，０００万円、減債基金５，０００万円の積立てを計上しております。

６目企画費のＳＤＧｓ推進事業費は、人材派遣型の企業版ふるさと納税を受けまして、令和６年４月より予定されているエンゲージメントパートナー企業からの人材派遣に係る財源とするため、企業版ふるさと納税基金への積立金１，００５万円を計上しております。

次のページをお開き願います。３ページ、同じく６目企画費の特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業観光費は、滞在型観光割引事業の今年度誘客数が当初の予定を上回る見込みであるため、県への負担金６１１万１，０００円を計上しております。

次のページをお開き願います。４ページ、２款１項１２目新型コロナウイルス感染症対応事業費の総務課分は、燃料油価格変動調整金に係る補助金について、国の燃料油価格激変緩和補助金の期間が延長となったため減額するもので、２，８００万円を減額しております。

次のページをお開き願います。５ページ、２款１項１３目物価高騰対応重点支援事業費農林課分は、先に補正予算にて計上いたしました肉用牛の緊急支援事業について、国の支援期間が３月まで延長になったことに伴い、事業費を追加するもので、７７１万５，０００円を計上しております。

３款民生費１項１目社会福祉総務費の障害者自立支援給付事業は、新規利用者及びサービス利用件数の見込み増により、２，０００万円を計上しております。

９ページをお開き願います。４款衛生費１項１目保健衛生総務費の水道事業費は、繰出基準に基づく水道事業負担金の追加を行うもので、８６万円を計上しております。

次のページをお開き願います。１０ページ、５款農林水産業費１項３目農業振興費の農地中間管理費は、今年度実績見込みにより、農地集積協力金及び集約化奨励金を追加するもので、５７５万１，０００円を計上しております。

以上で、議案第１６号令和５年度壱岐市一般会計補正予算（第９号）について説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔財政課課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 崎川保健環境部長。

〔保健環境部部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部部長（崎川 敏春君） 議案第１７号から議案第１９号について、続けて御説明申し上げます。

初めに、議案第１７号令和５年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について御説明申し上げます。

令和５年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところに

よる。歳入歳出予算の補正、第1条保険事業勘定の歳入・歳出予算の総額から、歳入・歳出それぞれ41万5,000円を減額し、歳入・歳出予算の総額を、歳入・歳出それぞれ35億4,163万6,000円とします。

第2項は、記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

内容を御説明申し上げます。8ページから9ページをお願いします。歳入につきましては、それぞれ実績見込み及び交付決定に伴う補正でございます。

10ページから11ページをお願いします。歳出1款1項1目一般管理費は、新型コロナウイルスの影響で、出張による会議がオンラインにより開催されたことに伴う職員の普通旅費41万5,000円を減額いたしております。

次に、議案第18号令和5年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

令和5年度壱岐市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ696万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,381万5,000円とします。

第2項は、記載のとおりでございます。本日の提出でございます。内容を御説明申し上げます。

8ページから9ページをお願いします。歳入4款1項2目保険基盤安定繰入金は、交付確定に伴う補正でございます。

10ページから11ページをお願いします。歳出2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、保険基盤安定負担金の交付確定に基づき、696万3,000円を減額いたしております。

次に、議案第19号令和5年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

令和5年度壱岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,119万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億2,175万7,000円とします。

第2項は記載のとおりでございます。本日の提出でございます。内容を御説明申し上げます。

8ページから9ページをお願いします。歳入につきましては、それぞれ実績見込みに基づく

補正でございます。

10ページから11ページをお願いします。歳出1款1項1目一般管理費は、委託料で第9期介護保険事業計画策定業務委託料の執行残、183万6,000円を減額いたしております。

同じく、3項2目認定調査費は、実績見込みによる会計年度任用職員の人件費及び公用車借上料について、469万9,000円を減額いたしております。

2款介護給付費は、介護サービスの実績見込みにより、それぞれ増減補正をいたしております。

3款地域支援事業は、任意事業としまして実施をいたしております要介護認定者への配食サービスの増加により、450万円を増加いたしております。

12ページから13ページをお願いします。4款基金の積立金は、事業の安定的な運営の確保を目的に、1,000万円を増額いたしております。

6款諸支出金は、令和4年度長崎県介護給付費負担金の精算返納金が確定したことにより、1,338万9,000円を減額いたしております。

以上で、議案第17号から議案第19号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔保健環境部部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 平田建設部長。

〔建設部部長（平田 英貴君） 登壇〕

○建設部部長（平田 英貴君） 議案第20号、議案第21号を続けて御説明申し上げます。

議案第20号令和5年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

令和5年度壱岐市の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,426万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億5,019万2,000円とします。

第2項は記載のとおりでございます。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正によります。本日の提出でございます。

4ページをお開き願います。第2表地方債補正の1、変更の下水道事業債について、借入限度額を140万円減額補正し、3,550万円としております。

8ページから9ページをお開き願います。歳入ですが、下水道事業の実績に伴い、6款1項

1 目一般会計繰入金を 1, 2 8 6 万 9, 0 0 0 円、9 款 1 項 1 目下水道事業債を 1 4 0 万円減額する財源調整を行っております。

1 0 ページから 1 1 ページをお開き願います。歳出の 1 款下水道事業費及び 2 款漁業集落排水整備事業費は、消費税納付金、施設管理業務委託料、改修工事費を実績により、それぞれ減額といたしております。

以上で、議案第 2 0 号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 2 1 号令和 5 年度壱岐市水道事業会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。第 1 条、令和 5 年度壱岐市水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、令和 5 年度壱岐市水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正するものです。

収入の第 1 款水道事業収益で 8 6 万円の増額を行い、総額 7 億 4, 9 8 3 万円とします。本日の提出でございます。

8 から 9 ページをお開き願います。収益的収入ですが、1 款 1 項営業収益で 8 6 万円の増額をいたしております。

これは、基準内繰入金の対象である消火栓更新工事費の増額及び人事異動による児童手当支給額の減額に伴い、補正を行うものでございます。

以上で、議案第 2 1 号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔建設部部長（平田 英貴君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 原財政課長。

〔財政課課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課課長（原 裕治君） 議案第 2 2 号令和 6 年度壱岐市一般会計予算について御説明申し上げます。

令和 6 年度壱岐市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 3 8 億 6, 5 0 0 万円とします。

第 2 項については記載のとおりでございます。

債務負担行為、第 2 条、地方自治法第 2 1 4 条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第 2 表債務負担行為によるものでございます。

地方債、第 3 条、地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 3 表、地方債によるものでござい

す。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、30億円と定めるものでございます。

歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1項第1号に定めるものでございます。

本日の提出でございます。

2ページから5ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算の款項の区分の金額につきましては、記載のとおりでございます。

6ページから7ページをお開き願います。第2表債務負担行為で、令和6年度以降に発生する債務の負担の内容につきましては、記載のとおりでございます。

次のページをお開き願います。8ページ、第3表地方債で、令和6年度に借り入れるものの起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。限度額の総額を19億380万円としております。

それでは、事項別明細書により、主な内容について御説明いたします。

令和6年度の当初予算につきましては、市長選挙のため骨格予算で計上いたしております。

まず、歳入について御説明いたします。

14ページから15ページをお開き願います。1款市税の1項市民税は、7億4,486万6,000円、対前年度7,234万1,000円の減としております。

令和6年度地方税制改正における個人住民税の定額減税の影響により減額となっておりますが、定額減税に伴う減収分につきましては、地方特例交付金により、その全額を補填することとされております。

同じく2項固定資産税は、10億2,242万5,000円で、対前年度886万9,000円の増としております。

次のページをお開き願います。16ページから17ページ。7款地方消費税交付金は、6億5,901万5,000円で、対前年度4,229万1,000円の増としております。

次のページをお開き願います。18ページから19ページ。10款地方特例交付金は、1款市税のところで御説明いたしました個人住民税定額減税に係る減収補填分を含めまして、9,223万2,000円、対前年度8,418万7,000円の増としております。

11款地方交付税は、普通交付税87億円、特別交付税8億5,000万円、合計で95億5,000万円、対前年度2億円の減としております。

26ページから27ページをお開き願います。15款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金の離島活性化交付金は、戦略産品輸送経費支援事業、離島交流中学生野球大会、離島留学生

事業など9事業に対し、2分の1の補助金9,605万9,000円。デジタル田園都市国家構想交付金は、SDGs推進事業、外部人材活用推進事業など4事業に対し、2分の1の補助金3,633万5,000円。特定有人国境離島地域社会維持推進交付金は、農水産物輸送コスト支援に係る60%補助の1億467万円。デジタル基盤改革支援補助金は、基幹系総合行政電算システムの標準化に対応するためのシステム改修等に対する補助金で、4,837万5,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。28ページから29ページ。15款2項4目土木費国庫補助金の道路事業費補助金は、道路改良事業に係る補助率69%の補助金として、社会資本整備総合交付金、道路メンテナンス事業費補助金、交通安全対策事業費補助金、合わせまして1億1,868万円を計上しております。

次のページをお開き願います。30ページから31ページ。16款県支出金2項1目総務費県補助金の国境離島地域雇用機会拡充事業交付金は、雇用機会拡充事業に係る補助金で、国の負担分を含めた交付金2億1,961万1,000円を計上しております。

36ページから37ページをお開き願います。18款寄附金1項2目指定寄付金は、令和6年度のふるさと応援寄附金を10億円、企業版ふるさと納税寄附金を1,100万円の見込額で計上しております。

19款繰入金1項1目基金繰入金は、財源調整のため財政調整基金を4億8,000万円、減債基金を2億円計上しております。

特定目的基金につきましては、地域福祉基金は、シルバー人材センター補助、入湯券等助成事業などの財源として1億8,000万円を、合併振興基金につきましては、自治公民館運営費、総合計画策定業務、ケーブルテレビ施設システム改修などの財源として7億円を、ふるさと応援基金につきましては、ふるさと納税の返礼品等に係る費用のほか、定住奨励事業、ふるさと就職支援事業、出産・子育て応援事業、教育振興費などの財源の一部として8億円を、過疎地域持続的発展特別事業基金は、出産祝い金、福祉医療費助成、当該スポーツ団体誘致などの財源として2億4,500万円を計上しております。

44ページから45ページをお開き願います。22款市債につきましては、合計19億380万円、対前年度2億7,100万円の減としております。

まず、1目辺地対策事業債は、市道片原中央線、市道住吉長峰線など、補助事業及び単独事業の道路改良21事業、消防団小型動力ポンプ積載車購入などに充当するもので、2億6,050万円を計上しております。

2目過疎対策事業債は、市道黒崎線道路改良事業など、道路改良事業5事業、郷ノ浦港及び芦辺港ターミナル整備、初山漁港改修工事のほか、学校教育施設、福祉施設等の改修工事など

に充当するもので、5億4,930万円をソフト分の過疎地域持続的発展特別事業分として、離島航空路線確保対策補助金、乗合タクシー運行業務、まちづくり交付金など、2億7,650万円を計上しております。

4目総務債の公共施設等適正管理推進事業債は、旧かたばる病院関連施設解体工事に充当するもので、1億1,160万円を計上しております。

次のページをお開き願います。46ページから47ページ。6目衛生債一般廃棄物処理事業債は、クリーンセンター、汚泥再生処理センター、リサイクルセンターの施設補修工事等に充当するもので、1億3,950万円を計上しております。

7目農林水産債の公共事業等債は、県営の補助整備事業など、県営事業の市負担分の財源として、3,410万円を計上しております。

8目土木債の公営住宅建設事業債は、古城団地、永田団地改修工事などに充当するもので、1億3,290万円を、公共事業等債は、県営の道路、港湾事業などに充当するもので、1億1,890万円を計上しております。

10目教育債の学校教育施設等整備事業債は、盈科小学校屋内運動場照明設備等改修工事、郷ノ浦中学校屋上防水等改修工事などに充当するもので、6,890万円を計上しております。

次に、歳出について説明いたします。

歳出につきましては、別添資料3令和6年度当初予算概要により御説明いたします。

4ページをお開き願います。2款総務費1項1目一般管理費のまちづくり協議会費は、集落支援員設置業務、まちづくり交付金などに9,578万円を計上しております。

2款1項6目企画費の地方バス路線維持費は、市内路線バス事業者に対する75歳以上割引補助、学生定期補助、赤字欠損補助合わせて8,512万円を計上しております。

次のページをお開き願います。5ページ。同じく6目企画費の国境離島航路航空路運賃軽減事業は、運賃低廉化に係る負担金で、航路、航空路、三島航路分合わせて9,224万3,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。6ページ。同じく6目企画費のSDGs推進事業は、小中学校のSDGs教育、市民対話会等の継続事業分及び令和5年度に企業版ふるさと納税の人材派遣型を受けて実施するSDGsプログラム開発事業、合わせて3,183万円を計上しております。

次のページをお開き願います。7ページ。同じく6目企画費の離島交流中学生野球大会は、令和6年8月に壱岐市で開催される第15回全国離島交流中学生野球大会離島甲子園に係る壱岐市負担分及び参加費4,692万円を計上しております。

10ページをお開き願います。同じく6目企画費のふるさと応援寄附金は、令和6年度の目標額を10億円とし、その積立金と返礼品の費用等合わせまして、16億3,369万8,000円を計上しております。

12ページをお開き願います。2款1項7目情報管理費のケーブルテレビ設備更新事業は、石田中継局の設備更新に係る経費5,115万円を計上しております。

15ページをお開き願います。3款民生費2項1目、児童福祉総務費の仮称壱岐市こども計画策定業務は、第2期子ども・子育て計画の次期計画を、今年度施行された子ども基本法に基づく総合的な計画として、仮称壱岐市こども計画を策定するもので、363万円を計上しております。

次のページをお開き願います。16ページ。4款衛生費1項1目保健衛生総務費の出産・子育て応援事業は、国の出産・子育て応援交付金事業及び市単独の出産記念品を贈呈する、生まれてくれてありがとう事業と合わせまして、1,863万6,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。17ページ。同じく1目保健衛生総務費の水道事業会計事業費は、繰出基準内の負担金、基準外の補助金、合わせまして2億2,569万6,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。18ページ。同じく4款衛生費2項2目塵芥処理費のクリーンセンター費で、施設の長寿命化を図るための精密機能検査費用として、512万6,000円を、次の3目し尿処理費の汚泥再生処理センター費においても同様に、精密機能検査費用として385万円を計上しております。

次のページをお開き願います。19ページ。5款農林水産業費1項3目農業振興費の有害鳥獣被害防止対策事業は、タイワンリス、イノシシ、カラス、シカ等の被害防止対策に係る費用として、1,409万8,000円を計上しております。

21ページをお開き願います。5款3項1目水産業総務費の磯焼け対策協議会負担金は、藻場の回復に取り組む協議会の活動に係る負担金3,460万円を計上しております。

次のページをお開き願います。22ページ。5款3項3目漁港管理費の芦辺港ターミナル整備事業は、今年度に引き続き、芦辺港ターミナルの周辺整備を行うもので、駐車場等の整備に係る費用として1億1,510万円を計上しております。

次のページをお開き願います。23ページ。5款3項5目漁業集落環境整備費の下水道事業会計、漁業集落排水事業は、公営企業会計に移行した下水道事業会計の漁業集落排水事業に対する繰出で、基準内、基準外合わせて、9,988万1,000円を計上しております。

次の6款商工費1項4目観光費の島外スポーツ誘致事業は、島外からの宿泊を伴い来島するスポーツ団体等に対する補助及び宿泊を伴う大会等を主催する市内の競技団体に対する補助金、

2,090万8,000円を計上しております。

次のページをお願いします。24ページ、同じく4目観光費のデスティネーションキャンペーン、誘客促進事業は、大手交通キャリアが実施するキャンペーンに合わせて、本市への送客プロモーション事業を行うもので、1,000万円を計上しております。

次のページをお願いします。25ページ。7款土木費2項3目道路橋梁新設改良費の道路改良事業補助は、社会資本整備総合交付金事業の市道黒崎線改良事業ほか、資料に記載の補助事業費1億8,485万6,000円を計上しております。

次のページをお願いします。26ページ。道路改良事業記載は、現地対策事業債及び過疎対策事業債を財源として、市道銀台線道路改良事業など15路線の改良事業2億5,750万円を計上しております。

次のページをお願いします。27ページ。7款4項1目港湾管理費郷ノ浦ターミナルビル改修事業は、県が実施する郷ノ浦港ジェットフォイル用浮桟橋整備に合わせて、ターミナルビル改修、駐車場等の整備を図るもので、令和6年度事業として8,007万1,000円を計上しております。

次の6項1目下水道事業会計の公共下水道事業費は、下水道事業会計の公共下水道事業分の繰出として、基準内、基準外合わせて1億2,954万5,000円を計上しております。

次のページをお願いします。28ページ。7款7項2目住宅建設費の公営住宅等改善事業は、公営住宅等長寿命化計画策定及び永田団地、古城団地の改修事業、合わせて1億6,582万3,000円を計上しております。

8款消防費1項3目消防施設費の消防団車両購入事業は、小型動力消防ポンプ軽積載車、2台の購入費、1,232万6,000円を計上しております。

次のページをお願いします。29ページ。9款教育費2項1目学校管理費の小学校施設整備事業は、盈科小学校屋内運動場照明設備改修工事等の施設改修工事に、3,431万8,000円を計上しております。

次の3項1目中学校施設整備事業は、郷ノ浦中学校屋上防水等改修工事などの中学校施設改修工事に、6,829万1,000円を計上しております。

次のページをお願いします。30ページ。9款5項1目社会教育総務費の国民文化祭壱岐市実行委員会補助金は、令和7年度に開催される、ながさきピース文化祭の壱岐市会場運営準備及びプレ事業開催のための補助金、893万3,000円を計上しております。

次のページをお願いします。31ページ。9款6項1目保健体育総務費のふれあい広場施設修繕等として、野球場バックネット裏観覧席改修、グラウンド整備用トラクター更新費、1,063万円を計上しております。

次のページをお開き願います。32ページ。9款7項1目学校給食費の学校給食支援事業は、令和5年度から実施しております学校給食の助成に係る費用として6,688万円を計上しております。

以上が、歳出の主な内容でございます。

その他、基金の状況につきましては、資料3の33ページに、地方債の状況に関する調書は、予算書の268ページに記載のとおりでございます。

以上で、議案第22号令和6年度壱岐市一般会計予算について説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔財政課課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） ここで、暫時休憩いたします。再開を13時といたします。

午後0時08分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。議案説明を続けます。

崎川保健環境部長。

〔保健環境部部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部部長（崎川 敏春君） 議案第23号から議案第25号まで続けて御説明申し上げます。

議案第23号令和6年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

令和6年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34億2,822万9,000円。診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,997万5,000円とします。

第2項は記載のとおりでございます。

債務負担行為第2条一時借入金、第3条歳出予算の流用、第4条につきましては記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

それでは、予算の主な内容を御説明申し上げますが、本年度も長崎県国保運営方針に基づき予算編成を行っております。

10ページから11ページをお願いします。歳入1款1項国民健康保険税5億309万6,000円は、本年度、税率改定を行う予定といたしております。

12ページから13ページをお願いします。4款1項1目保険給付費等交付金26億5,549

万3,000円は、医療費や保険事業に係る長崎県からの交付金でございます。

6款1項1目一般会計繰入金2億6,798万2,000円は、法定分でございます。

16ページから21ページをお願いします。歳出1款総務費2,591万7,000円は、人件費を含む運営事務費でございます。

2款保険給付費25億9,287万円は、保険者として負担する医療費、出産・育児一時金、交際費などの費用でございます。

3款国民健康保険事業費納付金7億5,297万円は、国保財政の責任主体である長崎県への納付金でございます。

22ページから27ページをお願いします。5款保健事業費5,035万2,000円は、生活習慣上の早期発見、重症化予防を図るため、特定健診や特定保健指導などの事業費でございます。

次に、診療施設勘定につきまして、主な内容を御説明申し上げます。42ページから43ページをお願いします。歳入1款診療収入2,250万円は、新型コロナの影響も少なくなり、患者の来院が戻りつつあることから、令和5年度並みの収入を見込んでおります。

また、3款1項1目一般会計繰入金2,702万5,000円は、診療所運営費不足分でございます。

44ページから45ページをお願いします。歳出1款1項1目施設管理費4,897万5,000円は、診療所の維持管理費及び医師への診療業務委託料でございます。

次に、議案第24号令和6年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計について、御説明申し上げます。

令和6年度壱岐市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億4,910万7,000円とします。

第2項は記載のとおりでございます。

債務負担行為第2条は、記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

それでは、主な内容を御説明申し上げますが、本年度も、保険者である長崎県後期高齢者医療広域連合の運営方針に基づき、予算編成を行っております。

10ページから11ページをお願いします。歳入1款高齢者医療保険料2億7,995万8,000円は、本年度、保険料率の改定年度であることや、被保険者の増加により、前年度と比較し、3,794万8,000円の増となっております。

また、4款1項一般会計繰入金1億6,777万5,000円は、広域連合への納付金でございます。

14ページから15ページをお願いします。歳出1款総務費271万7,000円は、運営事務費でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、4億4,499万円で、広域連合への納付金でございます。

次に、議案第25号令和6年度壱岐市介護保険事業特別会計について、御説明申し上げます。

令和6年度、壱岐市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ37億1,751万4,000円。介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,463万2,000円とします。

第2項は記載のとおりでございます。

債務負担行為、第2条、一時借入金、第3条、歳出予算の流用、第4条は、記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

主な内容を御説明申し上げます。10ページから13ページをお願いします。歳入1款介護保険料につきましては、6億23万5,000円を見込んでおります。

3款国庫支出金から7款繰入金につきましては、事務費、介護給付費並びに地域支援事業費の財源としまして、法定負担割合に基づき、それぞれ予算計上いたしております。

16ページから27ページをお願いします。歳出1款総務費3,717万9,000円は、運営事務費でございます。

2款介護給付費33億5,606万円は、保険者として負担する介護サービス費でございます。

3款地域支援事業費3億2,248万3,000円は、人件費を含め、壱岐市が行う介護予防、日常生活支援総合事業、介護予防事業、高齢者の総合的な相談窓口や、配食サービスなどの包括的支援任意事業の費用でございます。

次に、介護サービス事業勘定につきまして御説明申し上げます。46ページから47ページをお願いします。歳入1款サービス収入2,753万円は、要支援認定者並びに総合事業利用者へのサービスプラン作成収入でございます。

48ページから51ページをお願いします。歳出1款総務費1,106万7,000円は、地域包括支援センターの全経費を含む運営事務費です。

3款諸支出金2,300万円は、保険事業勘定への繰出金でございます。

以上で、議案第23号から議案第25号までの説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔保健環境部部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

〔総務部部長（中上 良二君） 登壇〕

○総務部部長（中上 良二君） 議案第26号令和6年度壱岐市三島航路事業特別会計予算について、御説明いたします。

令和6年度壱岐市の三島航路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,632万6,000円と定める。

第2項は記載のとおりでございます。

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

第3条、一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定める。本日の提出でございます。

予算の内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書により御説明をいたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。歳入1款使用料及び手数料1項使用料1目船舶使用料でございますが、本年度は1,490万円を計上をしております。前年度と比較いたしますと、10万円減額としておりますが、これは前年度実績を基に算出をいたしております。

次に、2款国庫支出金1項国庫補助金は、3,515万5,000円を計上しております。

国庫補助金につきましては、航路費補助金として、標準的な事業経費等を前提とした事前算定方式となっており、既に内示もあっておりまして、昨年度と比較をいたしますと減額となっております。

3款県支出金1項県補助金は、2,331万7,000円を計上しております。県補助金につきましては、国からの補助残を基に算定することとなります。

2項県負担金320万円は、国境離島航路運賃軽減事業に伴う運賃低廉化による県の負担金でございます。

4款繰入金1項一般会計繰入金4,974万7,000円は、国・県の補助残等と、国境離島航路運賃軽減事業に伴う運賃低廉化による市の負担金分を計上をしております。

次に12ページ、13ページをお願いいたします。歳出1款運航費1項運航管理費1目一般管理費でございますが、これにつきましては、経常的な経費でございます。船員関係につきましては、海事職員4人、会計年度任用職員3人の人件費を計上しております。

次に14ページ及び15ページをお願いいたします。2目業務管理費でございますが、これも経常的なものでございまして、10節需用費のうち修繕料2,600万円につきましては、主

に中間検査に係る修繕料とドックにかかる費用でございます。

また、13節使用料及び賃借料でございますが、これはドック検査に入ったときにかかる臨時代船の備船料でございます。

18ページから25ページにかけましては、給与費明細書でございます。

以上で、議案第26号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔総務部部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部部長（谷口 実君） 議案第27号令和6年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算について、御説明いたします。

令和6年度壱岐市の農業機械銀行特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,700万7,000円と定める。

第2項は記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

次に8ページ、9ページをお開き願います。歳入について御説明いたします。1款使用料及び手数料1項1目使用料5,807万4,000円は、機械使用料の収入でございます。前年度までの実績を見込みまして、対前年度478万7,000円の減といたしております。

3款繰入金1項1目減価償却基金繰入金1,745万3,000円は、機械器具購入のための繰入金を計上いたしております。

5款諸収入1項1目受託事業収入7,147万6,000円は、道路公園等維持管理に係る作業受託料を計上いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。歳出について御説明いたします。1款総務費1項1目一般管理費1億4,699万6,000円は、経常的経費でございまして、主には需用費に4,057万5,000円、備品購入費に、トラクター、ロータリー、軽トラックダンプ各1台の購入費1,745万3,000円、負担金補助及び交付金にオペレーター等人件費分として、農業機械銀行振興会への負担金等、6,903万円を予算計上いたしております。

14ページは、給与費明細書でございます。

以上で、議案第27号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔農林水産部部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 平田建設部長。

〔建設部部長（平田 英貴君） 登壇〕

○建設部部長（平田 英貴君） 議案第28号、議案第29号を続けて御説明申し上げます。

議案第28号令和6年度壱岐市水道事業会計予算について、御説明申し上げます。

第1条、令和6年度壱岐市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、記載のとおりです。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。収入第1款水道事業収益は、7億9,651万9,000円。支出第1款水道事業費用は、8億8,094万8,000円です。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。収入第1款資本的収入は、2億4,376万4,000円。

2ページをお開き願います。支出第1款資本的支出は、4億6,724万4,000円です。

第5条から第9条は、記載のとおりです。本日の提出でございます。

4ページには、別表債務負担行為を、6ページから7ページには、予算の実施計画書として収益的収入及び支出を、8ページから9ページには、資本的収入及び支出を記載いたしております。

10ページには、キャッシュフロー計算書、12ページから15ページには、職員の給与費明細書を記載いたしております。

16ページから23ページには、令和5年度と令和6年度の予定損益計算書と予定貸借対照表を記載いたしております。

24ページから25ページをお開き願います。令和6年度の予算実施計画明細書の収益的収入及び支出の収入でございますが、1款水道事業収益1項1目給水収益は、現年度分水道料金として、5億7,271万8,000円を計上いたしております。

2目のその他の営業収益は、基準内繰入金の対象である消火栓維持管理費や基礎年金拠出金など、827万9,000円を計上いたしております。

2項営業外収益は2目他会計補助金で基準外繰入金を7,000万円。5目長期前受金戻入で、1億2,768万4,000円などを計上いたしております。

26ページから27ページをお開き願います。支出でございますが、1款水道事業費用1項1目原水及び浄水費は、水質検査委託料、水道施設電気料など、1億5,643万3,000円を計上いたしております。

2目排水及び給水費は、漏水調査委託料、水道施設運転監視委託料、水道施設修繕費など、2億2,795万8,000円を計上いたしております。

3目総係費は、市内水道施設の計画的な整備更新及び施設の統廃合を行うための基本計画基礎調査業務など、1億3,166万2,000円を計上いたしております。

28ページをお開き願います。4目減価償却費は、3億1,651万4,000円を計上いた

しております。

30ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入でございますが、1款資本的収入1項1目建設改良企業債、6,390万円。

2項1目他会計出資金は基準内繰入金の対象である企業債元金分、1億353万6,000円。

3項1目工事負担金は、道路改良工事などに伴う水道管布設替え補償費、2,500万円。

4項1目補助金には、国庫補助金2,132万8,000円、他会計補助金3,000万円などを計上いたしております。

31ページの1款資本的支出1項1目水道施設建設改良費に、給排水管布設工事費及び基幹施設改良費、2億5,619万9,000円。

2項1目有形固定資産購入費は、量水器や量水ボックスの購入費を、1,151万3,000円。

3項1目企業債償還金は、これまでの建設改良などに伴う企業債償還金、1億9,953万2,000円を計上いたしております。

以上で議案第28号の説明を終わります。

続きまして、議案第29号令和6年度壱岐市下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

下水道事業につきましては、令和6年4月1日から地方公営企業法の規定の全部を適用するため、従来の官公庁会計から公営企業会計へ移行した予算編成となっております。

第1条、令和6年度、壱岐市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は記載のとおりです。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めます。

収入第1款下水道事業収益は、4億675万8,000円、支出第1款下水道事業費用は、4億571万4,000円です。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。

2ページをお開き願います。収入第1款資本的収入は、1億2,195万1,000円、支出第1款資本的支出は、1億8,631万1,000円です。

第5条から第9条は、記載のとおりです。本日の提出でございます。

4ページには、別表債務負担行為を、6ページから7ページには、予算の実施計画書として、収益的収入及び支出を、8ページから9ページには資本的収入及び支出を記載いたしております。10ページにはキャッシュフロー計算書、12ページから15ページには職員の給与費明細書、16ページから17ページには予定貸借対照表を記載いたしております。

20ページから21ページをお開き願います。令和6年度の予算実施計画明細書の収益的収入及び支出の収入でございますが、1款下水道事業収益1項1目下水道使用料として、7,040万9,000円を計上いたしております。

2項営業外収益1目他会計負担金は、基準内繰入金の対象である企業債の元金及び利息など、8,517万9,000円。

2目他会計補助金で、基準外繰入金7,159万6,000円。

4目長期前受金戻入で、1億7,354万8,000円を計上いたしております。

22ページから23ページをお開き願います。支出でございますが、1款下水道事業費用1項1目処理場費は、光熱水費、公共下水道施設及び漁業集落排水処理施設、維持管理業務委託料など、9,361万4,000円を計上いたしております。

2目総係費は、ストックマネジメント基本計画見直し業務委託料など、5,170万円を計上いたしております。

24ページから25ページをお開き願います。3目減価償却費は、2億3,637万6,000円を計上いたしております。

2項営業外費用1目支払利息は、企業債利息など2,170万1,000円を計上いたしております。

26ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入でございますが、1款資本的収入1項1目建設改良企業債、1,630万円。

2項補助金には、1目国庫補助金3,300万円。2目他会計補助金、2,630万円。1項1目他会計出資金には、基準内繰入金の対象とならない企業債元金分、4,635万1,000円を計上いたしております。

27ページの支出でございますが、1款資本的支出1項1目建設改良費に、瀬戸芦辺地区詳細設計業務委託料、公共下水道施設改築事業、漁業集落排水処理施設更新工事など、7,560万円。

2項1目建設改良等企業債償還金に、これまでの建設改良などに伴う企業債償還金、1億1,071万1,000円を計上いたしております。

以上で、議案第29号の説明を終わります。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

〔建設部部長（平田 英貴君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これで、市長提出議案の説明が終わりました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。次の本会議は、3月5日火曜日午前10時から開きます。本日はこれにて散会いたします。皆さん、大変お疲れさまでした。

なお、全員協議会は、1時40分から会議室で行いますので、御集合をお願いいたします。

午後 1 時 28 分散会

令和6年 壱岐市議会定例会 2月第2回 会議録(第2日)

議事日程(第2号)

令和6年3月5日 午前10時00分開議

日程第1	議案第5号	壱岐市自治基本条例の一部改正について	質疑あり、 産業建設常任委員会付託
日程第2	議案第6号	壱岐市監査委員条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第3	議案第7号	壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第4	議案第8号	壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第5	議案第9号	壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第6	議案第10号	壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第7	議案第11号	壱岐市介護保険条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第8	議案第12号	壱岐市漁港管理条例の一部改正について	質疑あり、 産業建設常任委員会付託
日程第9	議案第13号	壱岐市道路占用料徴収条例の一部改正について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第10	議案第14号	壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第11	議案第15号	壱岐市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画の策定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託

日程第12	議案第16号	令和5年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）	質疑なし、 予算特別委員会付託
日程第13	議案第17号	令和5年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第14	議案第18号	令和5年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第15	議案第19号	令和5年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第16	議案第20号	令和5年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第17	議案第21号	令和5年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第18	議案第22号	令和6年度壱岐市一般会計予算	質疑なし、 予算特別委員会付託
日程第19	議案第23号	令和6年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第20	議案第24号	令和6年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第21	議案第25号	令和6年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第22	議案第26号	令和6年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第23	議案第27号	令和6年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第24	議案第28号	令和6年度壱岐市水道事業会計予算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第25	議案第29号	令和6年度壱岐市下水道事業会計予算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託

本日の会議に付した事件
(議事日程第2号に同じ)

出席議員 (14 名)

2 番	樋口伊久磨君	3 番	武原由里子君
4 番	山口 欽秀君	5 番	中原 正博君
6 番	山川 忠久君	7 番	植村 圭司君
8 番	清水 修君	9 番	土谷 勇二君
10 番	音嶋 正吾君	11 番	豊坂 敏文君
13 番	中田 恭一君	14 番	市山 繁君
15 番	赤木 貴尚君	16 番	小金丸益明君

欠席議員 (なし)

欠 員 (2 名)

事務局出席職員職氏名

議会事務局局長	山川 正信君	議会事務局次長	平本 善広君
議会事務局次長補佐	松永 淳志君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	山口 千樹君	総務部部長	中上 良二君
企画振興部部長	塚本 和広君	市民部部長	西原 辰也君
保健環境部部長	崎川 敏春君	農林水産部部長	谷口 実君
建設部部長	平田 英貴君	消防本部消防長	山川 康君
教育次長	目良 顕隆君	総務課課長	横山 将司君
財政課課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君
監査委員事務局局長	古賀 和恵君		

午前 10 時 00 分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前にあらかじめ御報告いたします。報道機関に対し、撮影機材等の使用を許可いたしておりますので御了承ください。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第5号

○議長（小金丸益明君） 日程第1、議案第5号壱岐市自治基本条例の一部改正についてを議題とします。

質疑の通告がっておりますので、これを許します。4番、山口欽秀議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 議案第5号壱岐市自治基本条例の一部改正について質問をいたします。

壱岐市自治基本条例の見直し、検証が審議会で行われて、提言が出されております。そこで審議会では、社会情勢の変化に対応した規定となっているか、そしてもう一つ、条例が活用されているかとの検証が行われているようですが、その検証はどのような内容、結果であったのか、そして提言はどのように反映されたか、その辺りの説明を求めたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小金丸益明君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。塚本企画振興部長。

○企画振興部部長（塚本 和広君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

社会情勢の変化に対応した規定となっているかという視点での検証結果ですが、人口減少、少子高齢化や、ICT等情報技術の発展、災害、疫病、平和などといった、近年の社会情勢の変化を踏まえ、関係条項そのものの必要性、条文、逐条解説の変更の要否について、専門部会及び審議会にて検証作業を行い、条文、逐条解説への文言の追加、修正等を行いました。具体例を幾つか申し上げますと、第27条危機管理の部分で、近年の災害は発生前の段階からいかに対応するかということが重要になってくるため、発生前の時点からという文言を、条文及び逐条解説に追加をしたり、第28条市内外の人々との交流及び連携の部分で、第1項の逐条解説に、今後、人口減少、少子高齢化が進む中で、移住者との交流、連携を深めていく必要があるといった文言を追加するなど、審議結果を条文、逐条解説に反映いたしました。

次に、条例が活用されているかという視点での検証結果ですが、本条例にうたわれた、まちをつくるために市民、議会、行政等が、どう条例にある姿勢を有しているか、条例が活用されているかということで、条例に沿った市の主な取組状況に対する市民の評価や、市民による活動状況、今後の取組、課題等について、市の課長級職員も交えながら検証作業を行いました。

この自治基本条例で、まちづくり協議会ができたことにより、各地域の実情に応じた市民主体のまちづくり活動ができているといった評価や、まちづくりに消極的な地域住民をいかに関わらせていくかというところが一番難しいといった御意見等をいただき、課題などを明確化することができました。

今回の検証作業を1つのきっかけとして、自治基本条例にうたわれた、まちづくりをさらに推進していくためにも、市民への周知や、まちづくり協議会同士の連携、情報共有の強化、移住者のまちづくりへの参画など、審議会から御提言いただいた内容を真摯に受け止め、市民主体のまちづくりの実現に向けて、市として積極的に支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 新しい自治基本条例を読ませていただいて、修正のところで、社会情勢の変化に対応した規定となっているかという点での見直しがありまして、そういうことで、情勢に合った内容なっとなるなということを、幾つか見させていただきました。

また、条例の活用についても、今言われたようなところで確認いたしましたが、その点でちょっと今触れられなかったところで、活用の面でお伺いしたいという点があります。

総合計画の第13条のところで、検証で、いきなり分厚い総合計画を見せられても、市民の皆さんもどこを見ていいのかわからない、プロセスを丁寧に見せていくことが大事というような検証の声が上がっています。この点で、今壱岐市は総合計画の見直しが行われているわけで、この総合計画等13条について、どういうふうにこの検証、見直しを受け止められたのか、お考えを聞かせていただきたいという点が1つ。

もう一つは、市民参画の21条のところで、検証では、「市民参画推進条例」が必要になってくるという検証の声が上がっておりました。その点で、課題や取組においてのところの提言においても、「壱岐市市民参画推進条例（仮称）」ということで、策定の必要性があるのではないのかというふうに、課題と取組について出されているわけですが、その点で、この「市民参画推進条例」の策定については、今後どのようになると考えているか、この2点追加で質問をお願いします。

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部長。

○企画振興部部長（塚本 和広君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

まず、総合計画の部分でございますけども、総合計画につきましても、今現在2回の審議会を開催しております。その中で、今言われたような、なかなか分かりにくいといったところも御意見としてあるようでございますので、市民皆様に対して、分かりやすいような形での周知をしてまいりたいと考えております。

それから、「市民参画推進条例」でございますけども、御提言で制定すべきものであるという
ようなことで、御提言をいただいておりますので、今後、制定に向けた取組を進めていきたい
と考えております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（４番 山口 欽秀君） ぜひ条例の活用の点で、提言等を生かして推進していただき
たいというふうに考えますが、今回、自治基本条例の見直しということになされたわけで、それ
に沿って、市のいろんな事務とか、この議会もそうですが、行われるのが必要ではないかなと
いう点で、今回の議会への説明資料も、自治基本条例の検証の見直しは、条例の新旧対照表だ
けなんですよね。これでは説明というふうにはならないというふうに、私は考えます。

ましてやこの議会は、ケーブルテレビを通じて、市民自身が今の毫岐市政の行政の流れ、内
容を見ていただくという趣旨も大いにあるわけですから、そういう意味では市民への説明とい
う点でも、やっぱりこの自治基本条例という、自治にとって最高規範として位置づける、この
条例の見直しについての市民への周知の点で、やっぱり最初からちょっと不十分だったように
私は見えてなりません。

自治基本条例の中でも、政策評価の１７条の２項には、市長等は、施策・事務事業の目的、成
果を明らかにし、市政の透明性を高めながら、市民への説明責任を積極的に果たすものとする
と、こういう字面もありますし、そして条例の見直しの３０条のところでは、今回の条例の逐
条解説の中で、あえて今回の検証作業を契機として、市民へのさらなる周知や理解促進に取り
組んでいく必要があると、このようなことをただし書含めて書いてあります。

そういう点で、やっぱりあらゆる機会で、議会も通じて、それからいろんな市民への広報、ホ
ームページ、それからケーブルテレビとか使って、やっぱり市民周知をしっかりとするというこ
とを考える。それが、この自治基本条例の充実につながるのではないかというふうに考えます
が、今後の市の考えをお聞かせください。

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部長。

○企画振興部部長（塚本 和広君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

御指摘がございましたように、市民皆様に十分御理解いただけるような形での周知、広報等
を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで議案第5号の質疑を終わります。

日程第2. 議案第6号～日程第7. 議案第11号

○議長（小金丸益明君） 日程第2、議案第6号から日程第7、議案第11号まで、6件を議題とし、これから一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、以上で議案第6号ほか5件の質疑を終わります。

日程第8. 議案第12号

○議長（小金丸益明君） 日程第8、議案第12号壱岐市漁港管理条例の一部改正についてを議題とします。

質疑の通告がっておりますので、これを許します。4番、山口欽秀議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 議案第12号壱岐市漁港管理条例の一部改正について、お伺いします。

この壱岐市漁港管理条例、国の漁港管理条例の改正によって、漁村及び水産業の活性化のためということで、漁港の施設を活用しやすくすると、そういう趣旨、そして漁業自体の支障がないよう漁業関係者含めて合意をもって進めると、そういうこと、それから、漁港管理者は、漁港を利用する各種団体の意見聴取して、活用推進計画を定めると、このようなことが国の国会で審議されて、全会一致で通った法案によるこの一部改正だというふうに理解しているわけですが、その国会の法案を受けて、2点について質問するわけです。

まず1点は、漁港利用を求める民間業者と、漁業者を含めた関係業者の合意、この合意が大切だというふうにしているわけですが、今後どのような場で、どのような形で、この合意をつくっていかうというふうな考えなのかという点。

それから2番目には、漁港を利用する各種団体の意見を聴取し、活用推進計画を定めるものということになっておりますが、この壱岐市として、この活用推進計画についてどのようなお考えなのかお聞きします。よろしくお願いします。

○議長（小金丸益明君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。谷口農林水産部長。

○農林水産部部長（谷口 実君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

まず1番目の御質問の内容につきましては、漁港施設等を活用して、例えば、販売施設や飲食店を設置し、水産物の消費増進等に寄与する事業、いわゆる漁港施設等活用事業を、民間事

業者が実施したいという場合に、漁業者や関係事業者の合意はどのような場でなされていくのかということだろうというふうに思います。

この漁港施設等活用事業を民間事業者が実施しようとする場合には、市営漁港であれば、漁港管理者である市が策定した活用推進計画に基づき、民間事業者が実施計画を作成し、漁港管理者の市から認定を受けて、事業を実施することになります。よって、民間事業者と漁業者を含めた関係者等が、直接合意形成を図る場を設けるのではなく、漁港管理者である市が活用推進計画を策定するときに、漁業者を含めた関係者に十分に意見を聴取して、合意形成を図っていくことになると考えております。

その後、民間事業者は、策定された活用推進計画に基づき、実施計画を作成し、漁港管理者である市が審査し、公告縦覧等を、広く意見を聴取した上で、認定の可否について決定することになると考えております。もちろん、事業実施の際には、民間事業者による地元説明会などが行われるものと思っております。

なお、活用推進計画や実施計画の作成方法や、事務の取扱いについては、まだ具体的に示されておりませんので、現在、法律や国が令和5年12月に示している漁港施設等活用事業の推進に関する基本方針から、分かる範囲で回答させていただいておりますことを御了承いただきたいと思います。

それから、2番目の質問でございますけど、漁港を利用する各種団体の意見を聴取して、活用推進計画を定めることとなっているが、現状と今後の取組をどう考えているかという質問にお答えをいたします。

先ほどの答弁と重なる部分もありますけども、現在まで漁業者や民間事業者から、漁港施設等活用事業に取り組みたいとの要望や問合せは、まだいただいております。今後そのような要望があった場合は、漁港ごとに活用推進計画を策定することになります。

その際には、国・県に指導を仰ぎながら、漁港利用者である漁業関係者等の意見を十分に聴取するとともに、関係者の合意形成を図り、漁業利用に支障を及ぼさないよう、事業の内容や区域等を決定してまいりたいと考えております。

以上でございます

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 今の説明であると、活用推進計画がやっぱり重要だと。そこに沿った形での利用の申請があって、認めるとか認めないとか、そういう形と言われましたですね。

そういう意味では、今までの漁港で古く、やっぱり既特権といいますか、そういう、ある漁業者のなりわいが長期に支えられてきたわけですから、そこに新たな事業が入る、売店とかその

辺りは入りやすいと思うんですけど、海を使った場合のレジャー関係の事業というか、そういうのが入ってくるというふうなときに、かなり漁業との調整が必要だというようなこともあります。そういう点で、その推進計画をいつまでつくるのかとかいうのがあるのか、そして、まして新たないろんな業者がありますよね。推進計画よりもっと外れた、もっと違う観点での参加というのがあった場合の対応というのは、今後の課題だと思いますが、その辺りありましたら、最後聞かせてください。

○議長（小金丸益明君） 谷口農林水産部長。

○農林水産部部長（谷口 実君） ただいまの山口議員の御質問にお答えをいたします。

やはり、漁村の活性化というところが大本でございます。そういったことから、やはり漁業者とともにやっぱりそこをどうしていくかということが、考えていく必要があろうかと思えますので、そこがやはり漁業者と今度入ってこられる民間業者が、そういう活用推進計画は、やっぱり目的は一緒にならなくてはならないと思いますから、そこに合意形成が必要というふうに考えてますので、そういったところはしっかりと既存の漁業者の方々と話し合いを持ちながら、進めていくことが大事だというふうに思っております。

それから、様々な参加事業者が考えられますけども、そこはやはり、そこを乱さないといったこともございますので、そういった活用推進計画の中で、適切な計画になるよう策定していくことが大事だと思っております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） よろしいですか。

以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで議案第12号の質疑を終わります。

日程第9．議案第13号～日程第10．議案第14号

○議長（小金丸益明君） 日程第9、議案第13号及び日程第10、議案第14号の2件を議題とし、これから一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、以上で議案第13号、第14号の質疑を終わります。

日程第 1 1. 議案第 1 5 号

○議長（小金丸益明君） 日程第 1 1、議案第 1 5 号 壱岐市高齢者福祉計画及び第 9 期介護保険事業計画の策定についてを議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで議案第 1 5 号の質疑を終わります。

日程第 1 2. 議案第 1 6 号

○議長（小金丸益明君） 日程第 1 2、議案第 1 6 号 令和 5 年度壱岐市一般会計補正予算（第 9 号）を議題とします。

本件につきましては、議長を除く議員全員で構成する特別委員会を設置し審査するようにいたしております。質疑については委員会をお願いいたします。

日程第 1 3. 議案第 1 7 号～日程第 1 7. 議案第 2 1 号

○議長（小金丸益明君） 日程第 1 3、議案第 1 7 号から日程第 1 7、議案第 2 1 号まで、5 件を議題とし、これから一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで議案第 1 7 号ほか 4 件の質疑を終わります。

日程第 1 8. 議案第 2 2 号

○議長（小金丸益明君） 日程第 1 8、議案第 2 2 号 令和 6 年度壱岐市一般会計予算を議題とします。

本件につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し審査するようにしておりますので、質疑については委員会をお願いします。

日程第 1 9. 議案第 2 3 号～日程第 2 5. 議案第 2 9 号

○議長（小金丸益明君） 日程第 1 9、議案第 2 3 号から日程第 2 5、議案第 2 9 号まで、7 件を議題とし、これから一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで議案第23号ほか6件の質疑を終わります。

以上で、議案に対する質疑を終わります。

○議長（小金丸益明君） これより委員会付託を行います。

議案第5号から議案第15号まで、及び議案第17号から議案第21号、並びに議案第23号から議案第29号まで、タブレットに配信しております議案付託表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。お諮りします。

議案第16号及び議案第22号については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号及び議案第22号については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。お諮りします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く13名を指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く13名を、予算特別委員会予算特別委員に選任することに決定いたしました。

今定例会における予算特別委員会の正副委員長につきましては、議会運営委員会で協議し、総務文教厚生常任委員会委員の中からとし、委員長に樋口伊久磨議員、副委員長に市山繁議員と決定いたしましたので、御報告いたします。

○議長（小金丸益明君） 以上で、本日の日程は終了しました。

次の本会議は、明日3月6日水曜日、午前10時から開きます。

なお、6日、7日の2日間是一般質問となっており、計8名の議員が登壇予定となっております。

本日は、これにて散会いたします。皆さん、大変お疲れさまでした。

午前10時24分散会

令和6年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 2 月 第 2 回 会 議 会 議 録 (第3日)

議事日程 (第3号)

令和6年3月6日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

4 番 山口 欽秀 議員

7 番 植村 圭司 議員

3 番 武原由里子 議員

5 番 中原 正博 議員

本日の会議に付した事件

(議事日程第3号に同じ)

出席議員 (14名)

2 番 樋口伊久磨君

3 番 武原由里子君

4 番 山口 欽秀君

5 番 中原 正博君

6 番 山川 忠久君

7 番 植村 圭司君

8 番 清水 修君

9 番 土谷 勇二君

10番 音嶋 正吾君

11番 豊坂 敏文君

13番 中田 恭一君

14番 市山 繁君

15番 赤木 貴尚君

16番 小金丸益明君

欠席議員 (なし)

欠 員 (2名)

事務局出席職員職氏名

議会事務局局長 山川 正信君 議会事務局次長 平本 善広君

議会事務局次長補佐 松永 淳志君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	山口 千樹君	総務部部長	中上 良二君
企画振興部部長	塚本 和広君	市民部部長	西原 辰也君
保健環境部部長	崎川 敏春君	農林水産部部長	谷口 実君
建設部部長	平田 英貴君	消防本部消防長	山川 康君
教育次長	目良 顕隆君	総務課課長	横山 将司君
財政課課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。報道機関に対し、撮影機材等の使用を許可いたしておりますので御了承ください。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（小金丸益明君） 日程第1、一般質問を行います。

通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、4番、山口欽秀議員の登壇をお願いします。

〔山口 欽秀議員 一般質問席 登壇〕

○議員（4番 山口 欽秀君） おはようございます。

4番、山口欽秀が2点について、安心して暮らせる地域交通についてと、安心して避難できる体制づくりについて一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

まず、安心して暮らせる地域交通についてお伺いします。

その1つ目は、2月23日の新聞報道で報道された、壱岐交通バスの初山線の運行休止の影響についてであります。

初山線のバスの運休が4月1日から行われることを知りました。多くの市民は、突然の運休を知り、驚きと不安を持ったと思います。そこで、初山線運休について、市は事前に初山地区の住民に何らかの説明をしたのでしょうか。そして、市は運休による地元住民への影響について、どのように考えているのでしょうか。そして、その影響に関して、初山地区との協議などの対応はどのように考えているのでしょうか。

次に、2つ目は、初山地区、箱崎地区以外での今後の地域交通政策についてお伺いします。

初山地区、箱崎地区では、地域再編実施計画に沿って予約制の乗り合いタクシーが実現しております。そして、運行が着実に進んでいるわけですが、それ以外の地区では協議すらなく、再編実施の進展がない。市民からはどうにか進めてほしいという声があります。この間、5年たっておりますが、進めてこなかった理由はどこにあるのでしょうか。

また、初山、箱崎地区の取組の状況を見て、その他の地区への地域交通の再編取組を急速に進めるべきだと考えますが、壱岐市地域交通公共交通再編実施計画の見直し実施を直ちに進めるべきではないかと考えますがどうでしょうか。

そして、新たな地域交通手段が今後すぐできるわけではありませんので、現実には交通手段がなく、経済的な負担が大きく困っている高齢者に対する当面の措置として、高齢者へのタクシー利用の支援等を求める声が多くありますが、この考えについてはどういうお考えでしょうか。よろしく、御答弁をお願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 山口欽秀議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。中上総務部長。

〔総務部部長（中上 良二君） 登壇〕

○総務部部長（中上 良二君） おはようございます。4番、山口議員の、安心して暮らせる地域交通について、まず壱岐交通バス初山線の運行休止の影響についてから答弁をさせていただきます。

まず、初山線の運行休止について、事前に住民への説明はあったのかについてでございますが、昨年、令和5年12月21日付で、壱岐交通株式会社から本年、令和6年4月1日から初山地区のバス路線を休止したい旨、市へ通知がございました。

市といたしましては、利用実績を踏まえた経営上の判断と認識をいたしましたが、初山地区への説明等についてお願いをしたところでございます。

また、この件について、運輸局への手続の関係上、壱岐市地域公共交通会議での合意が必要とのことで、壱岐交通株式会社から要請がありまして、去る2月15日開催の壱岐市地域公共交通会議において、議題として諮り、合意を得たところでございます。

壱岐交通株式会社における本件に関する手続の流れといたしましては、壱岐市地域公共交通会議での合意、運輸局の申請、そして許認可を受けて休止となるものでございます。

市といたしましては、本件初山線の運行休止は、壱岐交通株式会社の路線バス運営の中での経営判断なされたものと捉えておりますが、ただいま申し上げましたが、市といたしましては初山地区への説明をお願いをいたしましたが、壱岐交通株式会社の御判断として、住民への事前の説明等はなかったものと認識をいたしております。

なお、会議の中において、壱岐交通株式会社より、本会議での合意を得た後、関係するバス停やバス車内での張り紙の掲示、自治公民館への回覧等により、市民皆様へ周知を図っていき

たいということでした。

次に、運行休止による住民への影響についてどのように考えているのかでございますが、この件につきましては、昨年令和5年10月20日付で初山地区まちづくり協議会から、オレンジバス運行に関する要望書の提出を受けまして、その要望項目の1つに、土曜日運航に関することがございました。

これまで、土日、祝日及び年末年始を除く平日のみの運行としているオレンジバスについて、運行開始当初から住民の要望があり、土曜日運行についても地域公共交通会議に諮って検討してもらいたいという要望でございました。

このことにつきまして、ただいま申し上げました、去る2月15日開催の壱岐市地域公共交通会議において、同じく議題として諮り、合意を得たところでございます。

これによりまして、本年4月1日から市営乗り合いタクシーでございますオレンジバスが、平日及び土曜日の運行を行うこととなります。

壱岐交通株式会社の初山線の運行休止により、地域住民皆様には御不便をおかけすることとなりますが、一方で壱岐交通株式会社においては、初山線の利用実績を調査した上で、島内全体の路線バス経営を維持するための苦渋の判断をされたものと捉えております。

今後については、路線バスが休止となります初山地区におかれましては、市営乗り合いタクシーでありますオレンジバスを御利用いただければと考えております。

次に、2つ目の初山、箱崎地区以外の今後の地域交通政策についてという御質問にお答えをいたします。

平成31年作成の壱岐市地域公共交通再編実施計画の見直しが必要ではないかという御質問でございますが、壱岐市地域公共交通再編実施計画は、上位計画でございます壱岐市地域公共交通網形成計画に定める施策に基づき、主に路線バスの再編と公共交通空白地区対策を実施するために、具体的な路線や運行の詳細を示した計画として策定されるものでございます。

上位計画でございます壱岐市地域公共交通網形成計画については、令和2年の法改正により、地域公共交通網形成計画が地域公共交通計画と改められ、作成が努力義務とされたものでございます。

本市では平成30年3月に壱岐市地域公共交通網形成計画、平成31年3月に壱岐市地域公共交通再編実施計画を、策定いたしております。

ただいま申し上げました2つの計画の策定時には、公共交通空白地区対策として、初山地区及び箱崎地区にコミュニティーバスを導入することを主な目的として計画を策定した経緯がありまして、令和3年11月に初山地区、令和5年6月に箱崎地区において、市営乗り合いタクシーの導入が実現し、地域住民皆様の足として運行をいたしております。

現在のところ、その他の地域において、コミュニティーバス運行の要望はあっておらず、また、コミュニティーバスの導入に当たっては、既存の交通事業者、バス、タクシーの民業圧迫とならない既存事業者の経営維持が前提となりますので、その導入に当たっては慎重な議論が必要となります。

先ほど申し上げました努力義務とされている地域公共交通計画及び具体的施策を示した地域公共交通再編実施計画について、その必要性は認識をいたしておりますが、路線バス運行事業者である壱岐交通株式会社をはじめ、既存の交通事業者等の状況及び地域公共交通のニーズ等を踏まえまして、策定の目的を明確にするなど、策定に当たっての課題等を整理いたしまして、今後検討をしてみたいと考えております。

また、高齢者のタクシーへの支援の考えはあるのかについても私のほうで答弁をさせていただきます。

本質問と同様の質問が令和3年9月、令和4年6月及び令和5年9月会議において、山口議員よりなされた際に答弁をさせていただいておりますが、壱岐市では満75歳以上の方に対して、高齢者福祉の増進を図ることを目的に、市内の路線バス1路線につき100円で乗車することができる市内路線バス乗車カードを交付し、支援を行っているところでございます。市内の路線バスは、路線内であれば停留所でないところでの乗降車もでき、高齢者の利用に配慮されております。

また、高齢者も含め、介護や見守りを必要としたり、車椅子の利用など、一般の公共交通機関の利用が困難な方につきましては、障害者総合支援法によりますところの移動支援事業により、福祉の向上を図っているところでございます。

そのほかにも、各スーパーなどでの宅配サービスや無料シャトルバスの運行もあるようでございますので、お買物の際には御活用いただけるものと思っております。

加えて、一部の医療機関や歯科診療所におきましても、受診の際の送迎を実施をされてありまして、御活用いただけるものと考えております。

高齢者の福祉施策については、コミュニティーバスを含め、引き続き検討をする必要はございますが、現段階では当面の措置としてタクシー利用の支援については考えていないところでございます。

以上でございます。

〔総務部部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 初山線のバス運休についてのお答えですが、12月21日に壱岐交通からそういう方向が出されているにもかかわらず、初山地区の住民が知ったのは1月の

下旬だというふうに聞きました。

中旬には、先ほど言われたそのまちづくり協議会に出された要望についての回答が出されたりして、もっと早く住民に知らせる機会があったにもかかわらず、なされていませんし、知らされてる内容についても、運休だよみたいなことで、説明責任をしっかりと果たしていないのではないかというふうに私は思います。住民の不安にきっちり応える市の対応になってない。壱岐交通が説明せよみたいな今の答弁では、やっぱり市の責任をしっかりと踏まえたものになってないというふうに思います。

2番目に聞いた、地元住民への影響をどう考えているのでしょうかという点では、土曜運行だということでは言われましたが、その影響について、明確に答えがなかったと思いますので、この影響についてお答え願うとともに、3つ目、今後初山地区との協議というのは、進めるといふ方向での対応等、お考えがあるのかという点もお答えがなかったので、返答をお願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

○総務部部長（中上 良二君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

市として説明責任を果たしていないのではないかとということでございますが、あくまでこのバスの運行につきましては、壱岐交通株式会社の事業主体でございますので、まず、その壱岐交通株式会社のほうで、当然説明がなされるものと。が本来のものというふうに考えておまして、私どもといたしましては、そのことを壱岐交通株式会社のほうに事前の説明等についてお願いをしたところでございます。

また、土曜日の影響等、全般的な影響のところになるかと思えますけれども、このオレンジバスの土曜日の運行ということになりますと、あと、日曜日が運行していないというようなことになろうかと思っております。このバスの運休によりまして、初山地区の住民皆様には、先ほど申し上げました、大変御不便をおかけすることになりますけれども、先ほど申し上げました初山線の利用実績を調査した上で、さらに乗務員の不足などもあって、島内全体のバス路線を維持するための苦渋の判断ということは申し上げたとおりでございます。

例えば、壱岐交通による乗降客数の調査が昨年9月に行われておりますけれども、例えば日曜日では、9月で4週ございましたが、5人、そして7人、1人、2人という結果でございました。やはり、全てを対応するというところは難しいところでございますので、あくまで壱岐交通の御判断で、そういった対応がなされたということでございまして、市といたしましては、先ほど申し上げましたように、このオレンジバスの土曜日の運行等々について、ぜひ御利用いただければなというふうに考えております。

また、初山地区への説明ということでございますが、初山地区のまちづくり協議会からこの

公共交通会議での発言をいただいたところでございます。そして、現状等々を踏まえて、要望等の内容もお話ございました。

そういったことを受けまして、この地域公共交通会議において検討した結果でございまして、今後、初山地区のほうで、例えば、これは初山地区のほうのお考えにもよるかと思いますが、例えば日曜日の運行だとか、そういったもろもろの要望等がありました際には、私どももまた検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（４番 山口 欽秀君） 運休に伴う住民の影響について、もっとしっかりつかむべきであるし、考えて、それを住民と、運休された場合どういうことになるか、どういう対応が必要かというような点を、市が、オレンジバスの運営、まちづくり協議会と協議すべきだと思いますね。

９月の時点、９月の運転で１６０人の初山線の利用があったわけですよ。壱岐交通から。それがなくなるということは、オレンジバスにそれだけの人数が１か月間に流れるということになる。それから、今までフォローしなかった地域の初山地区の方に回って運行を続けなければならない。そうすると、ルートを変えなければならない。回る時間が長くなる。そういうことに、結局はなるわけですよ。というふうに言っているようにみえます。そういう事態を、見越した対応を協議すべきではなかったのか。そして、今後も協議すべきだと。

それから、初山のオレンジバスの運転を７人の方がやっていらっしゃるんですが、７人の方のうち、専従というか、常にやられているのは４人の方が丸一日やらないと、朝送って行って、お迎えで誰かを迎え忘れたらという、いかなので、１日４往復について関わるというようなことで、結構大変な運転を強いられているのかかわらず、それがもっとこう、広範囲に及ぶという事態になるんじゃないかということが言われているわけですよ。

それから、まちづくり協議会の支援員がこのバスの予約の専従みたいにしてやっているの、実際にまちづくり協議会の中心に座らなきゃいけないのが、このバス運行の中心に座っているということで、ほかのまちづくりの運動に、ちょっと影響が出ていると。そういうようなことが、もっとこれから進むと。この運休によってね。

ということで、支援員プラス、この運行に関わる補助的な人が求められていると、そういう声も聞きました。そういう声をしっかり聞く必要があると。そのためには、しっかりした協議をすると。壱岐交通任せじゃないということが必要だと思いますが、どうですか。

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

○総務部部長（中上 良二君） 初山地区との協議というようなことでございますが、まず全体

的なお話として、まちづくり協議会との意見交換等につきましては、地域協議会、また、集落支援員さんとの毎月の協議等々を踏まえて、いろいろな意見を聴取をしているというようところでございます。その中での1つの取組として、このオレンジバスが運行されているというようなことでございますので、私どもといたしましても、いろいろなそういった御意見を踏まえて今後の対策、対応に努めているところでございます。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 昨日、自治基本条例について、私、質問しましたが、自治基本条例は市のほうが市民に対して、しっかり情報を与えて、しっかり説明をすると、そういうことが書かれてあるわけですから、その立場に立ってやっていただきたいというふうに今後していただきたいと。

じゃ、2点目の地域交通について聞きましたが、この前、議員と総務文教の常任委員会とまちづくり協議会の支援員さんとの懇談がありました。その中で、初山、箱崎の、この乗り合いタクシーのことはほかの地域でもやれんのかと、そういう声もありましたので、先ほど言われたように、声がないというふうな受け止め方は、やっぱりそれは認識がない、不十分だと私は強く言いたいと思います。それを、理由を持って進めてこなかったのかと。

実際、初山、箱崎地区以外ではどういう施策だったのか。スクールバスの混乗をやるよというように書かれていますが、これ一切進んでないじゃないですか。計画があったから、計画を進めてきた。でも、計画が進んでいない以上、やっぱり見直す必要があるというふうに私は考えておりますが、どうなんでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

○総務部長（中上 良二君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

改めてでございますが、市民からの要望については、市へ正式な、そういったコミュニティーバスの導入についての要望書等をいただいたことはございませんが、ただいま申し上げられました総務文教厚生常任委員会において開催された、まちづくり協議会の集落支援員さんとの意見交換会においても、そのような意見があったことは私もお聞きをいたしました。

ただ、答弁をさせていただきましたとおり、既存の交通事業者の民業圧迫とならないように、そして、既存事業者の経営維持が前提となりますので、その導入に当たっては、慎重な議論が必要になることから、どの地区でもといったことにはならないところでございまして、そのことをぜひ御理解をいただきたいと思ひますし、初山地区、箱崎地区ともに住民皆様の長期にわたる熱心な御議論の末に運行がなされているところでありますことを、併せて御理解をいただければというふうに思っております。

また、この計画の関係でございますが、この計画を策定するに当たりましては、交通事業者をはじめまして、地元の住民皆様の意見を集約するために、4地区の公民館長会議、さらには各地区での意見交換会を開催をし、協議の結果、生活交通としての重点地区を、芦辺町箱崎地区と郷ノ浦町の初山地区、また、観光交通としての重点地区を石田地区と定めて詳細の検討を行い、地元との協議、議論の末にこのコミュニティーバスの運行に至ったところでございます。

先ほど申し上げられましたスクールバスの混乗につきましては、以前、議会のほうでも答弁をさせていただいておりますけれども、やはりこういったコロナの状況等々を踏まえて、この状況の中でスクールバスの混乗というのはちょっと難しいというような判断もございまして、その部分については進んでいないというところでございます。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 箱崎、初山地区が一定の進展があるわけですから、その後の他地域への支援、壱岐市交通政策を、進めるということを要望するわけです。

初山地区も、最初は民業、壱岐交通と共存するという立場で進んできてああいう形になったわけですが、最終的には壱岐交通はこの乗り合いバスによって影響が出るから、客取られたからというようなことでの理由づけを、営業部長さんとかが新聞で見ましたけども、共存をどうしていくかということを含めて話し合いを進めていただきたいということを求めます。

それから、タクシー利用の高齢者への利用支援ですが、これも市長と以前の議会の一般質問でやりましたが、他市町村に合わせて、支援をするということが必要じゃないかと。よく言われるのは、他市町村とそろえて給与上げますよと。議員とか市長の給与上げますよと。そういうときは、他市町村との比較をし、理由にされますが、こういうときは一切無視される。これはおかしい。他市町村含めて、今の市民の状況を考えて、支援をぜひ考えていただきたいということをお願いして、1点目の質問を終わります。

次に、2つ目の質問の、安心して避難できる体制について伺います。

その1つ目は、能登半島地震を受けて、壱岐市の避難計画を見直すべきではないかということです。

近年の地震の増加、そして今回の能登半島地震での甚大な被害を出ていることから、早急な地震への備えがしっかりとすることが求められていると思います。特に、壱岐は福岡県の西山断層及び北方延長部の断層において地震が大きい。津波による被害が考えられます。この西山断層における地震でいくと、予想でいうとマグニチュード6、津波が壱岐までは来るのに37分、7メートルの高さだというふうな予想があるわけです。これを、やっぱりしっかり受けるならば、壱岐市地域防災計画を見直して、この予想に対応すべきではないかと。

長崎県も西山断層による津波については検討は不要というふうなことをしているわけですが、これも県としても検討すべきではないかと。県の立場ではなくて、独自にすべきであるというふうに考えますがどうでしょうか。

2つ目は、災害のための備蓄の状況であります。

資料をいただきましたので、いろいろ検討させていただきました。

災害時への備えとして備品の蓄積状況、備品の量、種類、備蓄の場所の状況は、地震による津波や原子力災害における避難において十分考えての状況でしょうか。とりわけ、避難所における簡易ベッドや間仕切り、毛布、簡易トイレ等の備品の充実が求められていますが、備品備蓄状況のための計画はどうなっているのでしょうか。

そして3つ目。平時から避難所の整備計画が必要であると考えます。

地震によって大規模な津波や原子力災害による避難に備えた避難所の整備を日頃から進めておくことが必要であると考えます。避難所のバリアフリー化やトイレの洋式化などの計画はあるのでしょうか。

とりわけ、避難所となる小・中学校や公民館のトイレの洋式化が遅れていると思いますが。また、男女別の仕切りも不十分であったり、トイレの数が少なかったりしております。日頃の学校教育や社会教育、社会体育などに十分耐え得るような施設へ、日頃からトイレの改善がすべきだと考えますが、どうでしょうか。

御返答お願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

○総務部部長（中上 良二君） 山口議員の2つ目の御質問、安心して避難できる体制づくりについての件でございますが、まず、そのうちの1つ目の御質問、能登半島地震を受けての避難計画見直しについて、特に壱岐は福岡県の西山断層及び北方延長部の断層において地震が起き、津波による大きな被害が考えられるが、壱岐市地域防災計画の見直しについてどう考えているのかという御質問にお答えをさせていただきます。

まず、地域防災計画についてでございますが、この計画は災害対策基本法に基づく災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することによって、壱岐市地域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とするものでございまして、国・県の防災方針、市の情勢などを勘案して、必要があると認めるときは計画に盛り込むものでございます。

今回御質問の津波対策に関する計画といたしましては、壱岐市地域防災計画の第3編震災対策編第1章災害予防計画において定められておりますが、その第1節地震被害の想定と課題において、山口議員御指摘の西山断層については、壱岐市地域防災計画214ページに記載があ

り、西山断層については海域に四、五十キロ伸びている可能性があり、若干縦ずれ成分を伴っており、若干の津波が発生する可能性があるが、その場合でも波高は数十センチ程度と考えられる。揺れについては評価をすることになっても津波についての検討は不要と考えるとの記載でございます。

この部分につきましては、長崎県地域防災計画の震災対策編の35ページにあります、表18、地震についての検討内容、その2を引用をしているところでございますが、これは平成23年8月に設置されました長崎県地域防災計画見直し検討委員会で検討された結果でございます、その後、平成24年6月に津波防災地域づくりに関する法律が施行されまして、様々な調査、検討がなされ、平成26年8月に国土交通省、内閣府、文部科学省が公表した、日本海における大規模地震に関する調査検討会の調査報告を踏まえまして、平成28年10月に長崎県津波浸水想定（第2版）の中に、西山断層及び北方延長部の断層が追加され、西山断層及び北方延長部の断層大すべり左側による影響として、最大クラスの津波が悪条件下で発生をした場合、壱岐市の一部、沿岸部ではございますが、最高津波水位が7メートルとされております。

この内容を踏まえまして、長崎県地域防災計画の震災対策編93ページにその内容が盛り込まれております。

この部分につきましては、市地域防災計画に記載がございませんので、長崎県地域防災計画85ページ以降にあります、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定についての、ただいま申し上げました内容を含めまして、追加更新することで現在調整を行っているところでございます。

なお、市の地域防災計画におきましては、229ページ以降、第2節、震災に強い施設等の整備といたしまして、地震に強いまちづくり及び津波災害予防対策として、西山断層に限らず、行政、防災関係機関及び自主防災組織等が取り組むべき事項を定めているところでございます。

また、津波防災地域づくりに関する法律第55条の規定によりまして、ハザードマップの作成が義務付けられておりますが、西山断層及び北方延長部の断層において、最大クラスの津波が悪条件下で発生した場合に想定される浸水の区域と水深を示した津波ハザードマップにつきまして既に作成済みでございます。市のホームページにも公表しておりまして、まちづくり協議会との情報提供を行っているところでございます。

次に、2つ目の災害のための備蓄の状況はどうなっているかということでございますが、災害時における備品及び物資等においては、県が配慮している原子力防災資機材等について、それぞれ市が購入した物資、また、避難所感染症対策用資機材等につきましては、内閣府が管理運用しております、こういったシステムを活用し、管理をしているところでございます。このシステムにつきましては、物資の調達、輸送等に必要な情報を共有して、調整を効率化すると

いう目的がございます。

備蓄の状況でございますが、旧かたばる病院倉庫と各4庁舎に設置しております倉庫に備蓄をしております。避難所用としては、それぞれ、いま山口議員が資料としてお持ちのような、それぞれ備品等を保管をしているところでございます。物資等が不足する場合については、災害時における支援協力に関する協定を締結しております企業等への必要な物資等を供給していただけることになっております。

次に、3つ目の平時からの避難所整備計画について。

トイレ等の洋式化などの計画があるのかということでございますが、同様の質問が令和5年9月会議において、赤木貴尚議員よりございましたが、その答弁の繰り返しになりますが、避難所として利用しております体育館にせよ、公民館等にせよ、必要なハード整備は必要かと存じますので、今ある施設を有効活用しながら、所管部署とも協議し、引き続き研究をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 説明を、もう少し簡潔にお願いできませんか。

1番目のやつでいうと、防災計画の見直しについては、とりわけ西山断層に関わる津波の情報についてどう考えるのかということを中心にお答え願えればいいと思うんですが。そこを中心に見直さなければ、壱岐も実際に西山断層の影響で津波が来るということ、しっかり市民に伝えるべきだというふうに私は思いますので、見直しを含めて進める。

で、福岡県の防災計画にはちゃんと西山断層の津波のことについては書いてあるわけですよ。ところが、長崎県の防災には、この西山断層については大きく触れてないというところがありますので、ぜひ西山断層の危険性を、壱岐は強く意識した防災計画を進めていただきたいというふうに思います。

2番目の備蓄の問題についてですが、資料をいただきまして、能登半島の地震を見ましても、災害が起きて、そして、その対応で避難していて、避難所の問題、避難の備蓄の問題でいくと、日本はかなり、常に体育館に多くの人数が雑魚寝するような、極めて避難体制として貧弱だ、貧困だ、国際的にも批判を受けているわけですよ。そういう面で、今回地震を受けて、きちっと、どんな災害が来ても想定外だったとか、そういう形での災害の対応にならないようにね。とりわけ、食料について、これ見ると、レトルト食品75食しかない。それから、トイレについては簡易トイレの備蓄がない。この辺りはどうお考えなんですか。まず、その辺り、備蓄でお伺いできますか。

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

○総務部部長（中上 良二君） 備蓄の件につきましては、ただいま申し上げましたけれども、やはり、そういった支援協力に関する協定というものを各団体、企業等と結んでおりまして、当然、何か不足があった場合については、そういったところでの支援物資の提供と要請というようなところで、市といたしましても対応をしていくということでございます。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（４番 山口 欽秀君） 簡易トイレは、なぜないんですか。

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

○総務部部長（中上 良二君） 簡易トイレにつきましても、必要に応じて対応していきたいと考えております。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（４番 山口 欽秀君） 必要に応じてというのは、地震が起きてから必要になって、今言われると、食料も簡易トイレも、お店屋さんから持ってきてもらってやりますよという意味ですか。

実際に能登半島の地震経験から言ったら、港も壊れ、船も着かないような状況の中で、どうして壱岐が福岡からいろんな物資がどんどん必要に応じて来るかと。そんなこと考えられないじゃないですか。日常的に、準備していくというのが、まず前提になった準備が必要だと。その点で甘いと思いますね。

地震に対する対策で一番大切なのはトイレ、キッチン、ベッド。この３つを、きちっと避難所としてやるべきだということなんです。そういう面で備蓄の状況をもっと真剣に考えて、毎年積み上げていくということが必要ではないかというふうに思います。

それから、内容についても、おむつはありますが乳児用のお尻拭きとか、高齢者の尿取りパッドとか、介護用のお尻拭きとか、そういうことが日常の避難では必要になってくるわけですよ。そういうところまで細かく見ていく必要があるんじゃないかと。そういう面で、避難備品についても、女性の立場に立った備蓄状況を全国的に調べたものがあるんですけども、防犯ブザー。何で避難に必要なんだと言われますが、これ痴漢とか、避難所でそういうのが、いろいろ性的なところで起きているということで、当然防犯ブザーも備蓄の１つに入ってるわけですよ。その設置されているのが１０％も満たないと、そういうような状況で、ぜひ想定外じゃなくて、想定してちゃんと準備をしていただきたいというふうに私は思います。

その点で、食料、そんなに急に福岡から船で持ってきて足りるというふうにならないし、水についても今回断水で大変だという状況を聞いたときに、壱岐の水の備蓄状況についても、不安であるというふうに思いますので、トイレ、キッチン、ベッド。ベッドについても、しっかり

準備していただきたい。毛布も604枚しかないじゃないですか、壱岐市全体で。これ、原子力災害で北のほうへ避難した場合、毛布604枚で足りますか。その辺り含めて、もう一度この備蓄計画について答えていただけますか。

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

○総務部部長（中上 良二君） 今後の備蓄の内容につきましては、今回の能登半島地震等々を参考にしながら、整備をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） ぜひ、災害の被害想定含めて、避難計画、避難準備をしていただきたいと。そういう避難準備は、平時の市民生活にも好影響を与えるというふうに私は思うんですね。とりわけ、ここに書きました3番目のところで、トイレの問題ですよ。

避難計画の見直しで、壱岐市は1人当たり2平方メートル当たりで避難人数を想定していますが、これは国際基準に合いません。今国際基準は1人当たり3.5平方メートル当たりの避難所の設定で避難を受け入れるというふうになっておりますので、そこも含めて検討の、原子力災害のときの受入人数については変更をお願いしたいと思います。

トイレの問題ですが、私、トイレは日常的に男性よりも女性のほうが必要だと。女性は男性の3倍ほどの量、トイレが求められると。なおかつ、今の日常生活の中見ると、洋式化、洋式トイレが特に求められているというふうに思いますが、壱岐市の小・中学校の洋式トイレ化というの、状況をちょっと回って見てみましたら、大体1対1ぐらいに和と洋があるというような状況であったり、それから避難所になっている湯本の公民館でいくと、洋式のは1つしかないんですね。あと男女とも和式だけで。湯本の公民館は車椅子で入れるような洋式が1個だけです。これでは、避難所に指定してあっても、プライバシー守れない、有効に使えないと思うんですが、この辺り、避難所、そして、小学校のいろんな施設見ましたときに、洋式化を進めるという計画は壱岐市はどうなっているのでしょうか。お答え願えますか。

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

○総務部部長（中上 良二君） まず、トイレの洋式化の件でございますが、私のほうから避難所のトイレという視点でお話をさせていただきますが、主に利用しております壱岐の島ホール、かざはや、つばさ、石田スポーツセンターには洋式トイレが完備をされております。

ただ、それが全部かと、全部充足してるのかと言われればそうではないというふうに思っておりますので、先ほど答弁をさせていただきましたけれども、必要なハード整備についてはやはり必要かと思っておりますので、今ある施設を現在有効活用しながら、所管部署とも協議をし、研究していきたいと考えております。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（４番 山口 欽秀君） 洋式化の流れを加速しなければ、今の避難所としての機能を十分果たせないと思うんですね。普通の台風だとか、日常の今までのところの避難だったらいいんですが、今回考えているのは、津波で大量の避難者が出たとか、原子力災害で北のほうに大量に市民が移動したと、そういうことを設定した上での洋式化の流れをつくらなければならないということで、今の状況は洋式化が遅れていると。

全国的に小・中学校の洋式トイレ化というのはかなり進んでおりまして、全国平均で六十何％という数字を、私見たことがあるんですが、その辺り含めて、小・中学校が避難所になる、公民館になるわけですから、とりわけ北のほうから洋式化をぜひ計画的に進めていただきたいと。

そのことは子どもの学校教育の環境整備にも絶対つながると思うんですね。子どもが、今家庭で、和式で使ってるのはほとんどないと思うんですね。洋式に慣れている子どもが、安心してトイレに行けるように。それから、ある学校では、職員のトイレの入り口が一緒に、中に入って初めて男女が分かれるようなトイレがありましたので、その点でも、職員さんのプライバシーを守る点でも日常生活プラス避難所の対応で改善するというので、洋式化改善をぜひ進めていただきたいということを最後をお願いして、一般質問を終わらせていただきます。

〔山口 欽秀議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上で、山口欽秀議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩します。再開を 11 時といたします。

午前 10 時 49 分休憩

.....

午前 11 時 00 分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、7 番、植村圭司議員の登壇をお願いします。

〔植村 圭司議員 一般質問席 登壇〕

○議員（7 番 植村 圭司君） おはようございます。

7 番、植村圭司が通告に従いまして、一般質問させていただきたいと思います。

今日は 3 つ質問を準備してまいりました。時間がないかもしれませんので、早速まいります。

最初に、災害対策に地区防災計画の策定推進をということで質問させていただきます。

先ほども災害について議論がありましたけども、私も災害について議論を深めたいと思います。今年、1 月 1 日に発生しました能登半島地震では、大地震とともに津波の襲来、大火災等が発生しました。犠牲になられた皆様方、御遺族皆様方に謹んでお悔やみ申し上げますととも

に、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

壱岐市にも津波注意報が発令され、郷ノ浦港で20センチの津波が観測されたことは記憶に新しいことだと思います。私も壱岐に住んでまして、20センチの津波を聞いたのは初めてでございました。今後も予期せぬ自然災害が起こることが想定されますので、その対策として以下を伺いたいと思います。

話を分かりやすくするために、今回は津波と地震について。地震につきましても、大地震についてを想定して質問をしたいと思っております。

まず、1番目。元日の津波注意報に、市はどのように対応したのか。

2番目に、今回のその対応の評価はどうか。

3番目に、壱岐市で地震や津波被害が出る事象を、市はどの程度具体的に想定しているのか。また、津波被害が出るような事象が起きた場合に、市民が心がけることは何か。これにつきましては、先ほど西山断層等の情報が出てましたので、それ以上のことがあれば御回答いただきたいと思います。なければ割愛されても結構であります。

4番目に、災害対策基本法に記載されてます地区防災計画の策定ですけども、平成26年に追加されております。この地区防災計画の策定を、まちづくり協議会等の自主防災組織に推進されてはいかがですかというふうなことで質問させていただきと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 植村圭司議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。中上総務部長。

〔総務部部長（中上 良二君） 登壇〕

○総務部部長（中上 良二君） 植村議員の能登半島地震に関連した津波注意報の市の対応、また、今回の対応の評価。まず、その部分から答弁をさせていただきます。

今回の地震によりまして、壱岐、対馬に津波注意報が発表され、注意が呼びかけたところでございまして、本市におきましては1月2日午前零時51分に、郷ノ浦港で0.2メートルの津波が観測をされております。その後、1月2日午前10時に発表されていた津波注意報は全て解除されたところでございます。

本市の対応についてでございますが、午後4時22分に津波注意報が発表されたことに伴い、災害時職員行動マニュアルに基づき、総務部長を本部長とする壱岐市災害警戒本部を設置をし、今後の対応について協議を行い、市民の生命を第一に考え、告知放送により、現在壱岐地方に津波注意報が発表され、壱岐、対馬地方の早いところで午後6時30分に到達、郷ノ浦港で午後7時30分に到達する予報となっております、低い場所、海岸に近い場所にお住まいの方は、気象庁の情報に十分注意し、早めに高台へ避難をお願いしますと呼びかけ、また、時間帯が夜になるため、午後6時から市内4か所の避難所を開設をいたしております。

結果的に、勝本町ふれあいセンターかざはやに9世帯13名、芦辺庁舎に3世帯12名、石田スポーツセンターに2世帯4名の方が避難をされて、合計で14世帯29名の方が避難をされたところでございます。

次に、2つ目の今回の対応の評価でございますが、ただいま申し上げました午後4時22分に津波注意報が発表されて、その後、危機管理課から警戒配置職員等対しまして呼びかけを行い、午後5時30分までには各庁舎に所長が参集し、午後6時までには、ただいま申し上げました市内4か所に避難所を開設をいたしております。従事した職員につきましては、合計30名体制で対応したところでございます。

今回の対応につきましては、市民の皆様方から御意見をいただいたところでございまして、その一例を申しますと、避難所の開設は4か所では少なかったのではないかと御意見、また、逆に、大げさだ、津波は来ないといった御批判をいただいたりと、評価は様々であると思えますけれども、危機管理は行政の最大の責務でございますので、津波災害に限らず、市民皆様の安全、安心を最優先に、今後も災害対策に万全を期してまいりたいと考えております。

次に、3つ目の、津波被害が出るような事象が起きた場合に市民が心がけることでございますが、先ほど西山断層につきましては申し上げましたので割愛をさせていただきますが、こういった津波に対応するために、平成24年度以降市内202か所に設置をしております海拔表示のうち、沿岸部の中でも海拔低い場所を中心に再確認を行っているところでございまして、先ほど山口議員の一般質問でも答弁いたしましたように、沿岸部を中心に津波ハザードマップを作成し、公表をしているところでございます。

また、津波被害が出るような事象が起きた場合に市民が心がけることは何かとの御質問でございますが、このたびの能登半島地震での珠洲市での取組を御紹介いたしますと、まず津波を想定した避難訓練が毎年実施をされておまして、地震発生後、近所同士で声を掛け合い5分以内に高台へ避難することを繰り返し訓練されていたことで、その成果もあり、的確で迅速な指示等により命を救われたとの報道が多数ございました。

本市におきましても、八幡まちづくり協議会におきまして、昨年11月19日、津波警報が発表されてから何分で高台に避難できるかとの訓練が実施をされております。いずれにいたしましても、まずは高台へ逃げることに心がけていただきたいと思いますと思っております。

次に4つ目の地区防災計画制度でございますが、市といたしましては公民館単位の自主防災組織では高齢化、また、人口減少等に活動が不十分でございますので、まちづくり協議会単位での自主防災組織の結成を呼びかけるとともに、地区防災計画の策定についても推進をしているところでございます。

現在、初山地区、瀬戸地区では、地区単位の自主防災組織が結成をされておまして、避難

訓練等が実施をされ、また、自主防災組織が結成をされていない箱崎地区、八幡地区におきましても、地域の実情に応じた避難訓練等が実施をされているところでございますが、地区防災計画の策定には至っていないところでございます。

市といたしましては、市民皆さんにおかれまして、自らの身は自ら守る自助とともに、まちづくり協議会と自主防災組織による避難訓練等の実施による、地域が助け合う共助に対しての取組を御理解をいただきたいと思っておりますし、このことにつきましては、出前講座等、機会あるたびに共助の取組を推進し、また、地区防災計画の策定にもお話をさせていただいているところでございます。

以上です。

〔総務部部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 御答弁いただきました。

今回、この質問をしましたのは、津波に対して壱岐の方々は非常に油断してるといいますか、安全だと考えている方が多いんじゃないかなと思って質問させていただきました。

この手の質問をしますと、大体、さっきおっしゃいました苦情が私にもまいります。原子力災害の質問とか、災害の質問なんか、もうあり得ないんだからするなという方もやっぱりいらっしゃるんですね。一定、そういう方もいらっしゃる中で、先ほど申されました、行政の最大の責務として安心、安全を担保する防災対策というのは重要だと私も思いますので、質問をさせていただきます。

まず、津波については、今回元日に、私もおとそを飲んでませんでしたので、4時過ぎに壱岐に1メートルの津波注意報が出たということを聞きまして、ちょっと海のほうにも見に行きました。平穏で変わらず何もなかったんですけども、避難されてる方も特段いらっしゃる感じもしなかったんですね。やっぱり、壱岐と能登半島、遠いということもあって、そんなに危険を感じてらっしゃらないんじゃないかというふうに思われたと思います。ただ、私は昔から、ちょっとこういったことについてはいろいろかじったところもありまして、日本海側、日本海で地震が起こった場合は、壱岐の津波というのは注意しないといけないということを思っていました。ですから、今回1メートルと聞きまして、ちょっとひやっとしたんですね。安心していいだろうかということで、暗くなってからの避難でもありますので、6時過ぎぐらいに、ちょっと海岸も見に行ったんですけど、パトカーが巡回をしてまして、海岸を警戒してあるようでした。ですから、平穏ではあったんですが、場合によっては避難が遅れた可能性もあるなと思ひまして、それで、今回津波の危なさというのを、ちょっと周知したいというつもりもありまして質問させていただいています。

ちょっと割愛させていただきます。さっきの西山断層のところですけども、西山断層のところは確かに危ないんですが、九州の断層はほかにも危ないところがありまして、特に壱岐の東方沖と勝本沖、対馬の西方ですね。あと、五島の西方。それと、山口県沖といいますのは活断層があるというふうに言われてます。ちょっと補足なんですけど、2022年の政府の発表で、五島西方、対馬西方、壱岐東方の地震確率が、マグニチュード7以上が、1%から3%、山口沖が3%から6%、島根沖で3%から7%というふうになっております。これは政府発表の日本海南北部の海域活断層の長期評価という結果でございまして、それで評価された結果でいきますと、壱岐近海で地震が起こる可能性があると言っても過言ではない状態です。

なぜかといいますと、ちなみに、阪神淡路大震災、これが0.02%から8%の範囲で、30年以内に活断層が動くというふうに言われていたわけなんですけど、それ実際動きました。

今言ってる島根沖、7%あります。ですから、壱岐に影響する日本海の活断層が動くというのが、いつ起こってもおかしくないという状況でありますので、壱岐の皆様も、津波に対してはちょっと敏感になっておいたほうがよろしいんじゃないかというのがありまして、あまり悠長なことを考えてる場合ではないですよというのをお伝えしたく、質問をしております。

その中で、大災害の場合ですね。その前に評価なんですけども、私も元日のその津波に対しまして、壱岐市がどういうふうに対応するんだろうというふうに注意をしてたんですけども、避難所開設されました。元日にもかかわらず、こういった対応されたのはごもっともだったと私は思ってます。箇所数については意見がありますが、避難所開設されたということでありまして、適切に対応されていたんじゃないかというふうに思っております。

そして、防災計画のほうなんですけど、先ほど山口議員のほうから地域防災計画のお話がありました。大災害の場合なんですけど、大地震が起こった場合、こうなってきますと、壱岐市の職員の方々も被災をしているという状況がありまして、壱岐市の対応もできない可能性が高いというのが現在の認識でございます。

例えば、その公助と自助、これが崩壊したというのが現在の大地震ですね。大地震、大災害時に公助、自助がもう限界をきているということが今言われております。そこで活躍するのは共助です。共助といいますのは自主防災組織。こういった共助が機能しなければ災害時の対応は難しいというふうになっておりますので、私は公助とか自助とかいうよりも共助のほうを充実させた方がいいと思ってます。その共助といいますのが、地域防災計画ではなくて、地区防災計画になってまいります。

地域防災計画は市町村レベルの話なんですけど、地区防災計画は、お住まいのまち協であるとか、公民館レベルの話です。ですから、ふだんからまち協のほうとかで災害訓練をしておくということが重要かというふうに思っております。

今実際、一部のまち協さんでは毎年避難訓練されたりとか、あとはさっき言われた八幡のほうでは津波に対する避難訓練されてるといったこともありますので、対応はされてます。ですが、まだまだ対応できてないところもありますので、その辺は市のほうで助言等されて、計画、実施、振り返りというのを助けてあげていただきたい。なるべく、こういった地区防災の意識を根づかせていただきたいという思いで今回は質問させていただいております。

そこを含めて、今後その地区防災計画をどのように推進するのか、もう少し踏み込んでお答えいただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

○総務部部長（中上 良二君） 植村議員の、ただいまお話がございましたことにつきましては、やはりもっともだというふうに思っております。

県内でも、この地区防災計画の策定をしているというところはないものというふうに、ちょっと思っておりますけれども、壱岐市におきましては、先ほど言いましたように、それぞれ、各地区において、こういった自主防災とか、避難訓練とかを実施をされておまして、そういった意識も一部高いところもあるだろうというふうに思っております。

そういったところの状況も踏まえまして、今後、先ほど申し上げましたとおり、出前講座等も含めてでございますが、様々な機会を捉えて、そういったこの地区防災計画の策定につきましても、周知、また、取組の支援等々行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） ありがとうございます。

この地区防災計画といいますのは、地域によってそれぞれ作るものが違いますから、まず、地域のことを知って、人を知って、コミュニティーのことを知って、地域の皆さんが自分から作っていくものだというふうに認識しておりますので、その辺の御指導のほう、よろしく願いいたしております。

それをお伝えして、この質問を終わりたいと思います。

次の質問にまいります。

続きまして、元寇750周年関連事業が必要ではないかということで質問させていただきます。

3月のこの時間帯なんですけども、まだ元寇の750周年の話があまり聞こえてまいりません。

今回の予算書を見ましても、予算でもあまりついていないようでしたので質問させていただくことにしました。今年を逃すとなかなか機会がありませんので、なるべく早めにとりまして今

日質問しております。

今年は、元寇文永の役から750年に当たります。壱岐市は松浦市や対馬市などとともに、元寇関連事業を令和4年度から続けてきており、一定の成果も出ていると思っております。720周年には、旧芦辺町が記念式典等の事業をしていたようにも記憶をしております。

過去の惨禍を乗り越えて、日本とモンゴルは、今友好関係にあり、今年松浦市や対馬市、福岡市がモンゴルとの元寇関連事業を展開しようとしている状況であります。

壱岐も関連事業で国内外にアピールするにはちょうどいい環境かというふうに思ってるんですけども、見解をいただきたいと思います。

特に昨年、姉妹・友好都市提携の申出もあったように聞いております。エンゲージメントパートナーの協定を積極的に進める壱岐市としては、姉妹都市や友好都市、その他、何らかの関係を示しまして、今後の交流活動活発化のきっかけ、もしくは増進することが可能ではないかと思っておりますがいかがでしょうか。

見解をお伺いいたします。

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部長。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 登壇〕

○企画振興部部長（塚本 和広君） 7番、植村議員の、元寇750周年関連事業の質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、今年は元寇文永の役から750年目の節目に当たり、改めて壱岐市において歴史を生かしたまちづくりの機運醸成、観光資源としての利活用を図ってまいりたいと考えております。

取組としましては、令和2年度に開催されました松浦市、対馬市、壱岐市の3市による元寇サミットを契機として、令和4年度に3市、元寇ゆかりの地を巡るスタンプラリー事業を3市連携事業として展開しました。

令和5年度では、3市に福岡市を加えて4市連携事業へと拡大し、同じくスタンプラリー事業を継続実施し、4市での交流人口拡大に寄与したものと考えております。

令和6年度につきましても、4市連携事業として継続実施予定であります。

御承知のとおり、蒙古襲来終焉の地である松浦市には数多くの関連史跡があり、特に日本の海底遺跡として初めて国史跡に認定された鷹島神崎遺跡や関連遺物は、元寇を語る上で大変貴重な資料であります。

その松浦市主導によりまして、元寇ゆかりのネットワークが全国的に組織され、令和6年4月に正式発足予定となっております。

このネットワークでは、元寇と戦った鎌倉武士にゆかりのある地域が連携して、元寇から国

を守った先人たちの活躍を改めて掘り起こし、磨き上げ、広く国内外にPRすることで、先人
たちへの感謝と共感を上げるとともに、それぞれの地域の活性化に結びつけることが目的とさ
れています。

ゆかりのある地域として、本市を含む九州内の関係自治体のほか、神奈川県鎌倉市や千葉県
市川市など、24関係自治体とネットワークが構築されております。

令和6年4月のネットワークの正式発足後、展示イベント事業やPRのための普及啓発事業
が、松浦市主導の下で展開される予定と聞き及んでおります。まさしく、壱岐市が目指す歴史
を生かしたまちづくりと方向性を同じくする事業でございますし、壱岐市だけではない、面的
な広がりのある事業として展開される見込みでありますので、松浦市をはじめ、関係自治体と
の連携を深めながら、参画していきたいと考えております。

姉妹都市や友好都市としての交流についてでございますが、令和5年5月21日にモンゴル
国名誉領事シーテヴェ・アルタン・イルデン氏が表敬訪問され、モンゴル国ヘンティー県チン
ギス市との姉妹都市提携の申出をいただいたところであります。

本市としましては、まずは民間での交流を進めていただき、今後の動向等を注視しながら検
討してまいりたいと考えております。

〔企画振興部部長（塚本 和弘君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 御答弁いただきました。

今年4月ですね。4月に4市の共同のイベントが発表されるという話でよろしかったですか。

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部長。

○企画振興部部長（塚本 和弘君） 植村議員の御質問にお答えをいたします。

元寇ゆかりのネットワークということで、全国の、九州内だけではなくて、九州よりもっと
広い地域での24関係自治体で令和6年4月に発足予定となっております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） すいません、私も勘違いしてました。

ネットワークが4月に発足するというので、そのネットワークを生かして、壱岐も参画し
ていって、観光等にPRしていきたいという話でよかったと思うんですけども、それはそれで
進めていただきたいと思います。

私が今日質問してますのは、やっぱり壱岐市独自に何らかの発信をしないと、国内外から壱
岐の存在が埋もれていくのではないかという危機感があって今日質問してるんですけども、私
の子どもどものときといいますのは、教科書にも載ってるような状態でしたので、壱岐といえ

寇というのは、これ日本中の方々が知ってるんだろうというふうに思います。私もちょっと壱岐を離れて住んでたときにも、壱岐といえば朝鮮半島との関わりとか、大陸とのつながりがあるということで、元寇のお話も皆さんから聞かれました。ですから、元寇の話をすれば大体の方々の認識にあるんじゃないかというふうに思っております。

それにおいて、松浦は、やっぱり先ほどありました海底遺跡もありまして、結構盛り上がってまして、かつ、今年、松浦市はモンゴル国のホジルト郡というところと国際交流をして、姉妹都市提携をしようとしているという方向で動いているようで再提携ということですので、1回あった提携をという、1回なくして、もう1回今年再提携する動きがあるということでございました。

対馬は、今となっては古いんですけども、ゴースト・オブ・ツシマということで、対馬と元寇をモチーフにしたゲームですね。これがすごくブームになって、日本のみならず世界で有名になってるということがあって、対馬もこの元寇とのつながりについては重要視しているようで、今年あります元寇祭りというのがありまして、これ対馬市の小茂田でやってるんですけども、それを今年は拡大をして盛大にやりたいというふうな動きがあるようでございます。そして、福岡市につきましては、今年モンゴルとの共同イベントというもの、これを準備しているようでございまして、壱岐の周りの福岡、対馬、松浦のほうが元寇で盛り上がってるといった状態だというふうに私は認識してるんですけども、そこで、実は2月にモンゴルのモンゴル国名誉領事という方と、ちょっとお会いする機会がありまして、お話をさせていただきました。やっぱり、その領事の方が言われるには、壱岐市だけ何かイベント等がなくて寂しいんだよねというふうなお話をされたんですね。よくよく聞いたら、昨年、壱岐市を訪れまして、姉妹都市提携をしたいという申出をしてたんですよというふうな話があって、750周年でもありますし、壱岐市は20周年でもありますから、それを機に壱岐市とチンギス市ですね。モンゴル国のチンギス市。このチンギス市といいますのはチンギス・ハーンさんの出身の地らしいんですが、そこの市長さんが直々に書面を送って、壱岐市さんとの姉妹都市提携をしたいという願いをしてるんですよというふうなお話を改めてされたんですね。いい答えを期待してるんですけどもというふうなことだったんですが、先ほど申し上げたとおり、まずは民間からの交流をしたいというふうなお話だったということではなかったというお話だったんですね。

750周年を前にこれから交流といっても、民間交流を活発にといっても、もうなってるわけですから、今年ですね。これから民間交流がすぐにできるものでもないとは思いますが、まずできることから考えた場合に、例えば、友好都市とかですね。朝来市みたいに、朝来市とは歴史・教育・経済パートナーシップ宣言というのを1回やって、それから友好都市提携をするに至ってます。朝来市とは市民の方々の交流もありますので、ここはもう友好都市提携、ま

さしくできているのはいいと思うんですけども、例えば、福島県檜葉町。檜葉町に至っては、檜葉町町制60周年を記念して友好都市提携と壱岐市結んでます。これは両市の繁栄と発展を促進し、支え合うあかしとして結んでるということでありまして、直接何か市民が交流しているというふうなことでもないんですね。まあないといいますか、少ないんだと思います。私はちょっとその辺よく詳しくはないんですけども、結局民間の交流がなくても、こういった友好都市とか、姉妹都市提携というのをしてるような状態でございますので、これを機に、壱岐市もモンゴルのこのチンギス市との姉妹都市提携に至らずとも、例えば、歴史文化平和パートナーシップ協定とかというふうなものを結んで、それから進んでいくというふうなこともあり得るんじゃないかと思ってるんですけども、もしその辺で可能性としてあるかないか、ちょっと教えていただけないでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部長。

○企画振興部部長（塚本 和弘君） 植村議員の御質問にお答えをいたします。

姉妹都市等の提携につきましては、相互の関係性の構築も必要と考えておりますので、先ほど申しましたように、まずは民間での交流を進めていただき、その動向を注視、検証しまして、一過性の交流ではなく、継続的で友好的な関係性が見込まれる折に連携を検討したいと考えておりまして、今回がよい機会になって、継続して何か交流ができればなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 継続的で友好的なという話でありました。私は同感でございます。それに対して同感でございますが、このまま民間の交流を進める、進んでいくというのを待つというのは、ちょっとこう手をこまねいてるといいますか、積極的にもう少し何かできないのかなというふうに思いますので、まだ3月でございますから、今年中に750周年の記念にですね。壱岐市も20周年でございますので、何かできないかというふうなことを考えていただければ幸いです。

ちょっともう少し言うと、その領事の方がおっしゃるには、モンゴルと壱岐の、モンゴルと日本の関係なんですけども、かつてモンゴルと日本で対立したことが2回あるんだと。1つは、この元寇が1回目。その次に、ノモンハン事件といまして、これが1939年に満州国と、当時満州ですね。満州国とモンゴルの対立。国境の際で事件が起こったことがありまして、そのときの2回だとおっしゃってました。その2回の歴史的な惨禍があるんだけど、それを超えて今に変わるんだと。特に国際社会、ウクライナ情勢でありますとか、あとはイスラエルですね。あそこの、こういった世界的な平和が結構脅かされてるときに、壱岐とモンゴルで、

実はその歴史を乗り越えた平和的なパートナーシップがあるんだということは意義があるんだということを強調されてました。

ですから、今を見据えた場合に、昔のことは昔のことと認めて、そして、それを乗り越えて今があるんだということを全世界に発信したいということを、お気持ちを示されてありましたので、私はそれに対してはすごい共感をしたんですね。ですから、それを何とか壱岐市のほうで体现していただきたい。壱岐市のほうで、壱岐とモンゴルの関係が構築されたことを示すことができれば、私は壱岐の発展につながるんじゃないかというふうに思って、今日質問させていただきました。

御検討よろしく願いをしたいと思います。

最後になりますが、3番目の質問になります。

白川市長の任期も来月16日までということで、あと1か月強となつてまいりました。市長在任16年間を経て、今思うことはということで質問させていただきたいと思っております。市長の御勇退に当たりまして、今のお気持ちをお伺いしたいと思っております。

はじめにお断りしておきますが、今回の質問は次期市長の政策を縛る意図は全くございません。16年間勤め上げました市長、ただ1人でございますので、壱岐市ではただ1人の市長の考えを、これからの壱岐市活性化に生かせないかという思いで質問させていただきたいと思っております。

16年前の初当選当初、白川市長の思い描いていた理想の壱岐と現在の壱岐を比べたとき、今満足していることと足りないことということで質問させていただきたいと思っております。

満足している点につきましては、その要因、原因が何だったのか、足りないことにつきましては、今後いかなる政策が必要と考えられるのか、これからの壱岐の発展につながる今の思いをお伝えいただきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 植村議員の3番目の御質問は、今の私の思いということでございます。

施策や施政の方針に対して、その執行状況や課題、政策を正すという一般質問の趣旨にはなじまない御質問かと思えますけれども、せっかくの御質問でございますから、お答えさせていただきます。

私は平成20年4月18日、市長就任以来、議員各位並びに市民の皆様の多大な御理解と御協力を賜りまして、市政運営に邁進してまいりました。

壱岐市長として真摯に、壱岐市のためであれば何でもやるといった、まさに進取の気持ちを

よりどころとして取り組んでまいりましたが、職員諸氏がよくこれを理解し、懸命に業務を推進してくれたことに感謝をしております。

結果として、私は4期16年間、市政を担当させていただきましたが、任期はあくまで4年ごとであります。

したがって、市民皆様の暮らしやすい社会を目指して、市政の各分野において4年間でできることを公約に掲げ、課題解決に全力を尽くす。このことを基本に取り組んでまいりましたが、加えて、目まぐるしく変化する情勢に適切に対応することも求められたところでもあります。

1期目の光ファイバー網の整備、2期目の長崎県病院企業団加入、3期目の有人国境離島法による航路、航空路のJR並み運賃の実現、4期目のまちづくり協議会組織化の加速などなど、その積み重ねが現在の壱岐市の姿でございます。

振り返ってみますと、私の役目は次の若い世代に壱岐の将来を託すための基盤づくりではなかったのかなと思っておる次第であります。壱岐のこれからについては、様々な思いはございますけれども、何と申しまして壱岐は第一次産業の島であります。

農業については、JAの振興計画に沿って販売高100億円を目指した営農振興が図られております。漁業については、地球環境という自らの努力ではカバーできない課題がございますけれども、藻場の回復による漁業の振興に期待したいと思っております。

また、洋上風力発電に大きく期待したいと思っております。電気料ゼロ円の島も夢ではありません。電気料がゼロではないとしても、日本一安いというところになれば、市民皆様もちろんのこと、企業や移住者にも魅力いっぱい島となります。

壱岐を日本の島のモデルにしたい。そのようなことを考え続けた16年間でございました。

十分なお答えにはなっておりませんが、4期16年の私の思いにつきましては、市民の皆様へも近くお伝えする機会もあろうかと思ってるところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 思いは別の機会にというふうなことでございましたので、そこはそこでまた取っておきたいと思います。

本日はその政策についてお伺いをしております。おっしゃられた内容の中では、16年間は壱岐市の基盤づくりだったということで総括をされたんだと思っております。

最初の4年間は前市長がいらっしゃいました。その後、また選挙がありまして、16年前に当選されておられまして、今日ちょっとこのマニフェスト。当時のマニフェストをお持ちしました。こういった改革ですね。改革断行ということで、変えるということをおっしゃられて当選をされております。ですから、最近私もこれをまじまじ見てまして、当時の壱岐市のことを

思いながら、どういう状態だったのかと思いながら、今回質問してるわけでございます。

実は私、16年前はまだ新聞記者やっております、カメラを持って取材をして回ってました。白川市長当選のときも、私も一番最初に壱岐文化ホール、当時の文化ホールのステージの上で白川市長が職員を対象にしたあいさつをされておられました。私もそこに取材に行きまして、記事も書いたんですけども、すがすがしいお顔で、すがすがしい表情で、すがすがしくあいさつされたということで、これからの壱岐がどうなっていくんだということ、わくわくするような感覚でその記事を書かせていた思いがあります。

それから16年たちまして、たくさんの方がありまして、今日いろいろ持ってきてるんですけども、やっぱり時代時代に応じていろんな社会ニーズがあって、それに対応しようとするテーマがあって、それに対応してきたんだというふうに思います。ですから、最初の16年前に思っていたイメージと、今の壱岐市は全く違うのかもしれませんが。本当は違う壱岐市だったのかもしれませんが、時代の流れがあって今に至ってますので、それで満足してるのかしてないのかというふうなお話を聞きたかったわけでございます。

そのときに、私一番印象深いといいますのが、国境離島新法ですね。これが成立したのが物すごく大きいだろうと。この16年間の中で一番のイベントは何かと言えば、この国境離島新法の成立だというふうに思っています。

なぜかといいますと、私も新聞記者だったときにいろんな情報入ってくるんですけども、この法律が出来上がるとは思っていなかったんですね。全然できる機運がなかった。しかも、動くとする政治家の方々、国会議員の方々もいらっしゃって、県議会、壱岐の行政中見ながら、到底難しいだろうというふうに思ってたんですね。ところが、ある日を境にころっと変わって、どどどどって動いて、国境離島新法ができる流れが出来上がったんですね。なぜか私も分からなかったんですけども、そのときの流れからして、この政治の世界というのは非常に難しくもあります、やればやるだけの結果が出るんだというふうに思いました。ですから、こういった状況乗り越えてこられた白川市長でありますので、この法律を作ったときのお話を少し伺いたいなというふうにも思っていたんですね。もし、ちょっと時間ありますのであれなんですが、よろしければ、その国境離島新法ができた経緯、またはその思いというのを寄せていただきたいなと思っているんですけども、よろしいでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） ただいま植村議員がおっしゃる言葉を聞いて、過去を思い出しております。

最初は落選したわけですけども、その次の当選したときのマニフェストは変えるということでした。そのとき、一番頭にあったのは、クリーンセンターの建設が80億円だった

んです。予定が。それを結果として45億円ぐらいになったわけですけども、そのとき、灰溶融炉という計画ございました。出た灰をもう一度700度に溶かして、そしてそれをスラグにする。そのスラグは道路の舗装の下地ぐらいにしかならないわけですね。そういったことで、もう地元から大反対も受けましたけれども、その灰溶融炉というのをなくしました。そのことによって、もう、もちろんランニングコストもそうですけども、今御存じのように、太平洋セメントにセメントの原料として出してるんですけど、その辺の、今、ああそうだったなという思いを持っておるところです。

次に、有人国境離島法。これは、本当に私はこの法律ができて、私のかねがね言っておりました、博多から小倉まで70キロだ。で、壱岐から博多まで70キロだと。どうして値段が倍半分なんだということを常に思っておりました。

ですから、名前申し上げますけど、谷川先生に、先生、新幹線は300キロです、海の上は80キロです、海の上も300キロで走れとは言わないと。山手線は1分、2分で来る。小笠原諸島なんか1週間に1便ですよ、壱岐も1時間おきに船出してくれって、それは言わないと。でも、10キロ幾ら、20キロ幾ら、できるじゃないですか、やれることやってくださいと、こう、こういうふうに申し上げました。そこで谷川先生がおっしゃったのは、ばかなことを言うなど。その方法は1つだけあると。それは二百数十社の旅客船組合がJRと合併することなんだと。そうしたら距離によって値段が変わる。それできるかって。できないだろ、だからできないんだ、こういう論法だったんです。しかし、谷川先生は、ちょうど私はそのとき全国離島振興協議会長でございまして、離島振興法の改正のときでございました。付則第6条に、重要な離島については国が責任持ってその基盤を整備するんだという1条を入れられたんです。付則第6条ですね、離島振興法の。その付則第6条をもって有人国境離島法、重要な島というのは国境離島だろうと。そして国境離島法ができたんです。ですから、いわゆる国境離島法作ろうと思っても、法律の根拠がなかったわけです。それを、第6回の離島振興法の改正のときに谷川先生がお入れになった。そして、これ議員立法ですから、全部の議員が賛成しなきゃいけません。そういった中で、私も谷川先生の命令に従って、もうあちこち走りました。そして、各党全部お願いして回りました。そういう苦勞話を今日するとは思っておりませんでしたけれども、この有人国境離島法、そして、運賃のJR並み化というのは、何期目かの公約に掲げておりますけど、私が言い出しっぱだったという、その自負はしておるところでございます。

ありがとうございました。

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） ちょっと時間もあれだったんですが、お話を聞きました。

確かに、国境離島新法は我々の生活が変わった法律ですので、物すごく貢献をしてる法案だ

と思います。

これ、おっしゃいましたように、付則 6 条ですね。この付則 6 条によって根拠ができたということでございますので、付則 6 条について私も当時研究してたんですね。新聞記者なりに研究してたんですけども、何とか使えないかなと思ってるときにその話出てきたんです。ですから、私もこの話が進んだときに、物すごくうれしくて、考えてもできなかったようなものが出来上がるという、その瞬間を体験しまして、政治家のこの仕事の役割の大きさ、すばらしさというのを痛感したわけでございます。ですから、これを今我々普通に使ってますけども、もうすぐ改正の時期を迎えまして、改正国境離島新法なるものを、やっぱりやらないといけなと思うんですね。ですから、ここからまだまだ難しい道が続くんだろうというふうに思っておりますので、白川市長がつくってきたこの道をさらに進めていって、地域発展のために何とかしないといけないというふうに私も思っております。

1 つ余談ですけど、私も。さっきこの中にごみの話、80 億円のごみ・し尿処理計画見直しのことが書いてありまして、当時の話を私も覚えてました。記事も書いたことがありまして、これも 80 億円のごみが当時話題になってましたので、賛成、反対というのも結構ありましたから、いかに着地するんだろうというふうに思ってるところ、45 億円というふうにお話しました。そういうふうになりましたので、ここも結構画期的な話だったんだというふうに思い出しました。ですから、白川市長、当時芦辺町のときにも、御嵩町の町長さんを加わって、離島センターで講演会とかされまして、そのときもリードされて壱岐の産廃の話とかされてましたので、この基盤づくりについて考えてあったんだろうというのは、深く私も共感をしてるところでございます。

これからなんですが、これから来月には新しく市長が生まれるという状態でございますが、当時、57 歳というふうに書かれてありまして、チャレンジされたのは 53 歳が最初であったと思います。ですから、当時のことを思い浮かべれば、これから若い方がどんどん壱岐を変えていくというふうにチャレンジしていただけるというのを私も期待をしておりまして、私もこれから精進して壱岐市発展のために頑張っていきたいと改めて思った次第でございます。

今日はどうもありがとうございました。

以上で私の質問を終わります。

〔植村 圭司議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、植村圭司議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩をいたします。再開を午後 1 時とします。

午前 11 時 49 分休憩

.....

午後 1 時 00 分再開

○議長（小金丸益明君） 再開します。休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、3 番、武原由里子議員の登壇をお願いします。

〔武原由里子議員 一般質問席 登壇〕

○議員（3 番 武原由里子君） こんにちは。

3 番、武原由里子が通告に従いまして、一般質問をいたします。

今回、大きく 3 点いたします。

まず、1 点目です。市民の声なき声を聞く行政と、孤立、孤独にさいなまれ、助けてと言えない人に寄り添う行政となるために、以下の点について伺います。

1 点目。公益通報制度と公平委員会の機能の周知と見直しが必要ではないかということです。

2 点目が、離島留学生を構成する財政援助団体への監督の在り方についてです。

3 点目が、離島留学に関わる全ての主体、子ども、里親、実親、支援者等の権利擁護の在り方についてお尋ねいたします。

○議長（小金丸益明君） 武原由里子議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。中上総務部長。

〔総務部部長（中上 良二君） 登壇〕

○総務部部長（中上 良二君） 3 番、武原議員の 1 点目の御質問、公益通報制度と公平委員会について、私のほうからお答えをさせていただきます。あとの 2 つの離島留学に関しましては、教育委員会からの答弁になります。

まず初めに、それぞれの制度につきまして、概略を御説明させていただきます。

まず公益通報制度についてでございますが、壱岐市法令違反等通報制度に関する要綱を定め、運用をしているところでございます。

内容につきましては、壱岐市職員の職務に関連して、法令違反等に該当する、またはそのおそれのある事実が発生した場合、通報する窓口として、あらかじめ弁護士を選任しておくものでございます。このことにより、通報を行った方のプライバシー等の保護を図るとともに職員の規範意識を高めることにつなげ、適法かつ公正な行政運営に資することを目的といたしております。本制度の周知につきましては、職員には新規採用の折や研修の機会を通して実施しており、市民の皆様へは壱岐市ホームページでの周知及び毎年 1 回公表しております人事行政の運営状況により、実施状況を広報いきとホームページで公表し、周知を図っているところでございます。

次に、公平委員会でございますが、地方公務員法に基づき、人口 15 万人未満の市町村には

設置義務がございます。本市におきましては、県内の市と一部事務組合で共同設置をしております。また、効率的な運用と経費の節減を図っているところでございます。公平委員会は、職員の利益の保護と公正な権利の行使を保障するための機関となります。主な業務につきましては、勤務条件に関する措置請求や不利益処分についての審査請求などでございます。

本制度の周知につきましては、公益通報制度同様、職員には新規採用の折や研修の機会を通して実施をいたしております。また、職員が何らかの処分を受けた際には、その処分書面に公平委員会への審査請求ができる旨を記載をいたしております。職員のための制度でございますので、竜崎市ホームページでの周知は行っておりませんが、毎年1回公表しております人事行政の運営状況の中で実績を公表をいたしているところでございます。

公益通報制度と公平委員会の見直しという点につきましては、現行制度で、特に改善点等はないので、現在のところ考えていないところでございます。

以上でございます。

〔総務部部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 山口教育長。

〔教育長（山口 千樹君） 登壇〕

○教育長（山口 千樹君） それでは、2つ目の質問についてお答えいたします。

先日開催いたしました第3回いきっこ留学制度運営委員会や令和5年度総合教育会議でも御説明しておりますけれども、次年度から補助金の取扱いなど事務全般に係る業務について、竜崎市いきっこ留学実施協議会、仮称でございますが、これを新しく立ち上げるように計画しております。この協議会の中には、事務を監査する監事を置くこととしておりますし、併せて事務局の中に市の職員を入れております。

一方、これまで留学制度の運営全体を担ってきました運営委員会は、この実施協議会を監督する立場となります。これからは、事務全体を行う実施協議会と、この制度の審査、監督などを行う運営委員会と業務を明確にすることで、この制度がこれまで以上に適正に運営できるようにしてまいりたいと考えております。

次に3つ目の質問でございますが、こちらは留学に係る契約についての御質問と理解して、その方向でお答えをいたします。

まず、留学を希望する児童、それから生徒の保護者でございますが、事前見学にお見えになった際に留学制度の説明をしております。その際に、留学生や実親に対し、留学の目的、委託料、里親の義務等を記載した契約書について併せて説明しております。お帰りになる際には見本の契約書をお渡しし、いつでも確認できるようにしております。その後、受入れが決定いたしますと、正式な契約書を郵送し、留学タイプ別になりますけれども、実親、里親等がいきっ

こ留学制度運営委員会の委員長と契約を締結するという形を取っております。この契約書は、平成30年度に複数の先進地の契約書を参考にして作成されております。これまで運用してきました特段の不都合は生じていないというふうに認識しておりますけれども、制度運用から時間もたっておりますし、また、離島留学を取り巻く環境も変わっておりますことから、契約内容については専門家等の意見を聴取することも念頭に、市教委の中で協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔教育長（山口 千樹君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 御説明いただきました。

まず、1点目です。公益通報制度と公平委員会についての御回答の件ですけれども、再質問といたしましては、この公益通報制度、ホームページでも今確認しておりますが、令和3年度、4年度は2件となっております。5年度は、今、まだ実数としては分からないのかもしれませんが、今のところ把握されている数を後ほどお知らせください。

また、公平委員会につきましては、先ほど御説明ありましたように、地方公務員法第7条により設置されている機関です。実際には、職員さんの権利の保障や公正な人事権の行使を保障するために、公平、公正な第三者機関として設置されていると認識しております。実際、壱岐市の職員さんは、勤務に関することや不利益処分等に関しては、県が設置しております市町村の公平委員会のほうに相談ができるようになっていたと確認できました。実際にはゼロ件ということも、ホームページ上でも確認しております。この場合、他市の状況を見てみますと、公務員の方、職員さんが苦情相談の窓口と、この公平委員会がなっていると記載してあるところもございました。実際には、壱岐市の場合の結果を見ますと、この苦情相談という欄がなかったんですね。勤務条件に関する措置の要求、また、不利益処分についての審査請求のみしか書いてございませんでした。実際、職員さんが利益の保証ができていないじゃないかと考えたときに相談する窓口として、第三者機関であるこの公平委員会という存在を御存じなのかどうかというところですね。職員さんが、直接、第三者機関の公平委員会へ苦情相談ができるということが、周知徹底されているのかも併せてお答えください。

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

○総務部部長（中上 良二君） 再質問でございますが、公益通報制度の令和5年度の状況でございます。

ちょっと、手元に、すいません、持ち合わせておりませんけれども、令和4年度の2件は上回っている状況でございます。

それと、公平委員会の職員への周知についての再質問でございますけれども、先ほど申し上げましたように、職員の新規採用折での研修の機会等々を含めて職員には周知をしているところでございますけれども、そういった状況につきまして、改めて周知等させていただきたいと思っております。

苦情相談というようなことでございます。一応、公平委員会の1つの業務としてはそういったところもあるかというふうには思っておりますけれども、公平委員会に限らず、そういった、何か、いろいろな問題等々があった場合は、例えばハラスメントということであれば、そういったハラスメント相談窓口等々も設置をしておりますし、いろいろな機会を捉えて職員には改めて周知等を行っていきたいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） やはり苦情相談をする場合は、同じ職員の中ではなかなか言いづらいという、特にハラスメントに関してはそうだと思います。だからこそ、この第三者機関となっております長崎県市町村公平委員会ですね。県の市町村総合事務組合の中にございます、この公平委員会のほうに相談されるのが、やはり相談しやすいのではないかと考えます。ぜひ、やはりハラスメント等や、なかなか言いづらいところの部分がございしますので、この県の市町村会館内にあります公平委員会の存在、また、連絡先等、再度、改めてになると思っておりますけれども、新規採用の方だけではなく、全職員の方にこういう窓口があるということもお知らせいただいて、第三者機関、匿名でもできるということですので、ぜひ、こういう機関への相談窓口の1つとしてお伝え願いたいと思います。

2番目、3番目ですけれども、こちらについては先ほど御説明いただきましたように、来年、次年度から新たに運営の方法を変えるということで御説明いただきました。実際には今までは運営委員会1本でされていたところ、協議会と運営委員会ということで分けるということ、大変よかったと思います。附属機関の制度運営委員会が、今までは全部一緒にやられておりました。補助金もその中で運用されていまして、きちんと分けて運営されることが、補助金の性質上必要だと思っております。ぜひ、その形でやっていただきたいです。

1つ、監事の方を協議会の中に置くとは言われてましたけれども、ぜひ、これも監事の方が、こういった立場の方を想定されていらっしゃるのか、また、メンバー、人数ですね。その辺りもお聞かせください。

○議長（小金丸益明君） 山口教育長。

○教育長（山口 千樹君） お答えいたします。

実は今月末の定例教育委員会にお示しして、そこで認めていただかないと正式にならないので、ちょっと漠然と話させていただきますが、監事として今想定しておりますのは、振興局や

壱岐高校の事務方などを考えているところでございます。

人数としてもそれほど大人数ではなくて、コンパクトな人数に考えているところでございます。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） できましたらこの補助金、交付金の関係で、離島活性化交付金等、また県の補助とかもありますので、できれば県の関係者ではない方が監事がされたほうがいいのではないかと私は考えておりますので、例えば税理士さんとか、やっぱ本当に第三者の方が監事として入られたほうが適正な監査ができるのではないかと考えております。

また、それを受けて、市教委の方がチェックもされますでしょうし、最終的には壱岐市の監査委員さんもおられますので、それも含めての監督ということで今回御提案しておきます。

3点目です。先ほども契約書の件で言われましたが、もう既に契約書は郵送されてるという認識になると思いますが、実際であれば、さっきも言われましたようにリーガルチェックが必要ではないかと前も御提案いたしました。やはり、今回、協議会という制度が変わるということですので、特にその文言も修正が必要になると思いますから、ぜひ次の年度の契約の前に、もう時間ありませんけれども、リーガルチェックをぜひお願いしたいと思います。

そして、また契約のときには必ずその会長さんも自署とかサインをされたほうがいいのではないかと考えます。

あと、もう契約書以外についてですが、実際に私がこの1年間ぐらいの間に、やはりそれぞれの方たちで25名ぐらい相談を受けました。件数で言えば58件ぐらいの相談を受けております。

一番多いのが、やはり実親さんからの相談です。なぜかといいますと、どこにも実親さんの相談窓口がなかったわけですね。

なかなか、コーディネーターさんたちが頑張っておられますけれども、どうしても子どもたちをメインにされますので、実親さんとのやり取りが、やはり不足してたのではないかとということで、私のほうにかなり御相談を受けておりました。

実際に、なかなか現場が見えない実親さんたち、状況も分からないし、分かってももらえないもどかしさなども受けましたし、そういうのも含めて教育委員会だけではなかなか対応できないかと思います。実際、福祉の部分の協力体制が必要かなと思います。

特に今回、今年度から同居児童の届出もされているということですので、ここはもう福祉の部分と連携しながら、ぜひ児童福祉の観点から大切な子どもさんを預かっているというところで、ぜひぜひやっていただきたい。特に教育委員会だけではどうしても、やっぱり手がですね。

中のほうだけです。そういう実親さん何かも含めた形での相談体制を、今後つくっていただきたいなと思っております。

実際、今は自立支援ということで島外から来られてる団体もございますので、やはり孤立や孤独の中で助けてと言えない方が、やっぱり壱岐にもたくさんいると考えます。そういう方たちに寄り添うためにも、しっかりと行政がやっていただきたいという強い思いがあります。

その辺り、市長のお考えはお聞きできませんでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） このことについては、教育委員会のほうに自主的にやっていただきたいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 教育委員会も含めて、壱岐市の全てのところを統括されるのが市長だと思っております。ぜひ、残りの任期で、本当に孤立孤独の中で過ごしている島民の方もいるということを念頭に置きながら、最後の市政を行っていただきたいと思います。

まず、1点目はこれで終わります。

次、2点目です。壱岐市まちづくり協議会推進計画の見直しについてお伺いいたします。

壱岐市総合計画の前提となる壱岐市自治基本条例の検証、見直しの過程から得られた学びと気づきを伺うとともに、以下の3点についてお伺いいたします。

まず、1点目です。三島地区の集落支援員の増員と支援員さんの処遇改善についてお願いいたします。

2点目です。まちづくり交付金の基礎額、人口割の件ですね。と加算額の見直しについて、どうお考えなのかということですね。

3点目が、地域の伝統文化存続のための事業は、このまちづくりの活動として、事業として認められるのかというところについてお答え願います。

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部長。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 登壇〕

○企画振興部部長（塚本 和広君） 3番、武原議員の御質問にお答えいたします。

まず、私のほうから壱岐市自治基本条例の検証見直し過程から得られた学びと気づきの御質問にお答えいたします。

本条例の検証見直し作業では、社会情勢の変化に対応した規定となっているか、壱岐市にふさわしい自治を推進する内容となっているか、条例が活用されているかといった視点を中心に審議会を5回、専門部会を6回開催いたしました。

検証見直し作業の中では、人口減少、少子高齢化による担い手不足等により地域コミュニテ

ィーの組織自体を保つことが難しくなっており、まちづくり協議会が様々なコミュニティの垣根を越え、持続可能なコミュニティ運営を行っていきなすようにしていかなければならないといった御意見や、自治基本条例でまちづくり協議会ができたことにより、各地域の実情にに応じた市民主体のまちづくり活動を行うことができているといった御意見、まちづくり協議会ができてよかったところや、これから努力していかなければならない課題のようなものが各地域にあると思うので、この検証作業をきっかけとして各地域に共有すべきなどといった、まちづくり協議会の必要性や、今後の課題等、活発な意見交換が行われたところであります。

最終提言書という形で審議会から答申をいただきましたが、まちづくり協議会同士の連係、情報共有ということで各地域の成功事例が広がっていくような場の設定や、まちづくり協議会同士が連携して地域の課題を解決していったりするような取組を考えるなど、さらなるまちづくり協議会同士の連携、情報共有を図っていく必要があるということ。また、まちづくり協議会と自治公民館等の組織の重複、役割分担についても、地域で活動する組織による取組の実績や見通しを確認しながら、地域ごとに組織関係の整理を行っていく必要があると改めて感じた次第であります。

今回の自治基本条例の検証見直し作業を通じて、市民主体のまちづくりの実現に向けて、まちづくり協議会をはじめとした地域コミュニティの活動は非常に重要なものとなってくることを改めて確認いたしました。

設立から約4年を経過するまちづくり協議会を次なるステージに進めるためにも、各種取組を支援してまいりたいと存じます。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

〔総務部部長（中上 良二君） 登壇〕

○総務部部長（中上 良二君） 武原議員の御質問の（1）から（3）につきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、1つ目の三島地区の集落支援員の増員と支援員さんの処遇改善についてでございます。

三島まちづくり協議会は、令和元年10月1日に本市第1号として設立をされたまちづくり協議会ございまして、現在、買物支援や高齢者見守り支援、コミュニティサロンなどの活動に取り組んでいただいております。

三つの島を有する三島まちづくり協議会は、島という地域の特殊性によりまして、島と島との移動に時間を要すことから、他のまちづくり協議会と比較をいたしまして、大きな地理的なハンディを抱えております。そのような状況下で、日々まちづくり協議会運営に地域と一体となって精力的に取り組んでいただいている集落支援員さんの負担は大きいものと考えておりま

す。

現在、各まちづくり協議会の集落支援員は、竜崎市まちづくり協議会集落支援員設置要綱に基づきまして、各小学校区単位で1名採用し、まちづくり協議会の運営に当たっていただいているところでございます。

議員御質問の集落支援員の増員につきましては、現在の制度運営上難しい状況でございます。

ただ、まちづくり交付金の中より、事務局員、これ補助員でございますが、を雇用することは可能ではありますが、三島地区においては、その人員の確保が難しく、雇用には至っていないという状況でございます。

しかしながら、市といたしましては、集落支援員の負担軽減が図れないかと考えておりまして、三島市まちづくり協議会の活動の中で、力を入れて取り組んでいただいております高齢者見守り活動を活性化型活動の、市長が特に必要と認める活動として実施をいたしまして、橋でつながっていない原島を中心に集落支援員の補助員の配置を可能とすることで、集落支援員さんの負担の軽減と、円滑な協議会運営が図られるような予算措置を行っているところでございます。今後、まちづくり協議会と協議を行ってまいりますけれども、買物支援の取組にもつなげていければというふうに考えております。

続きまして、2つ目の交付金の基礎額、人口割と加算額の見直しについてでございますが、現在、基礎額、人口割につきましては、各地区とも3年に一度の見直しを行っております。

見直しの内容といたしましては、地区の人口の増減に伴うものでございまして、1人当たりの金額である1,000円の見直しは行っておりません。

また、令和6年度の基礎額、均等割の50万円と、環境景観保全美化活動、ほか4事業に交付される加算額、地域保全型活動の30万円や、次世代育成や健康増進などに資する取組に交付される加算額、地域活性化型活動の1事業につき15万円並びに市長が特に必要と認める活動の上限50万円の見直しについては行っておりません。

加算額、地域保全型活動と地域活性化型活動につきましては、地域の実情や特性及び取組に併せて申請をしていただくこととなっております、それぞれ活動内容に応じた独自性を持った活用が見込まれるところでございます。

交付金の見直しにつきましては、今後、円滑なまちづくり協議会運営を持続していくに当たって必要な検討を適宜行ってまいりたいと考えております。

3つ目の御質問、地域の伝統文化存続のための事業が認められるかという御質問でございますが、地域のつながりを維持するに当たりまして、地域の伝統文化が果たしてきた役割は大変大きいものがございます。よって、地域の伝統行事への支援、そして、地域の伝統を継承していくための事業は認められるものと考えております。

今後とも、宍岐の大切な文化が引き継がれていくことに期待するとともに、この伝統文化存続による地域への愛着こそが住み続けたい地域へとつながっていくものと考えております。

ただし、これは憲法に規定をされております政教分離の原則に基づきまして、神社仏閣等の宗教的行事については、まちづくり交付金からの支出はできないものと考えております。

以上でございます。

〔総務部部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 武原議員。

○議員（３番 武原由里子君） 御回答いただきました。

最初の自治基本条例の見直しについても、次のステージへの支援をというこの力強いお言葉をいただいております。その後の３点ですね。

１点目の三島地区のほうでは、補助員としての人員確保できる予算は計上されてる。とてもありがたいことだと思います。三島の方は本当に１人で３島回ってほんと頑張っておられましたので、ぜひ人員が見つかって、３島それぞれに対応できるような体制を早急につくっていただきたいと思います。

また、買物支援等の旅費も、また市長が認めるというところを出していただいて、その後、また継続でできているということで、大変喜んでおられましたので、それも引き続きお願いいたします。

２点目ですが、交付金の基礎額と加算額については、今のところ金額の見直しはない、また、人口割については３年ごとに実際もう見直してるということで、今御回答いただきました。

人口割ですので、３年で増減するということだと思いますが、当初、これ、校区を線引きするときに、かなりどちらの校区に入るかというところで、校区の線引きに不都合が出るんじゃないかという意見が出ておりました。

その辺りは、今のところは不都合がないという認識でよかったのでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

○総務部部長（中上 良二君） ただいまの再質問の校区の線引き等の件につきましては、今のところ、私どものほうで何か不都合だとかいうようなことがあってるかということは把握はしておりません。

○議長（小金丸益明君） 武原議員。

○議員（３番 武原由里子君） やはり、不都合が出るのは、盈科校区と初山校区だろうというのは、まず最初出てましたから、盈科校区はまだできてませんので、そこは今のところ出てないのかもしれない。

実際に、今まちづくり協議会でできていないのが３地区ございますが、この辺り、一番大き

な盈科校区と石田校区ですね。ここが今の交付金の基礎額が入れば、かなりの高額にはなると
思いますが、今のところはそこが入らない状態での予算計上がされていると思います。

昨年度よりも、若干、交付金額が減額されての新年度予算になっておりました。

この辺り、実際、まちづくり協議会ができていない3地区の現在の状況と今後の見通しにつ
いてもお答えできないでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

○総務部部長（中上 良二君） 全体的な、お話といたしまして、現在うちのSDGs未来課が
所管をしておりますので、その職員や、また、それぞれの地域担当職員も、その地域に入り
まして、様々な協議を行っているところでございまして、その設立に向けてはまだまだ、ちょ
っとハードルもあるという状況でございますけれども、粘り強く、今後もその結成に向けて支
援なり、こうしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 1地区の方とお話しましたが、自分たちはもう自立をして、身
の丈に合った活動をしているとおっしゃっておりました。お金がない場合は、自分たちでい
ろんな工夫をしながらお金を生み出して地域活動を継続していますということで、今の状態で
やれているというようなお返事もいただいております。

今の部長さんのお答えでは、そういう地区もやはりまちづくり協議会を別に作っていくとい
う考えだということでしょうかね。

あとの大きな盈科校区と石田校区も今のままでは多分難しいと思います。

なので、本当にこのまちづくり協議会を各校区に1つという大前提でやる場合、やっぱり、
かなり大変な状況でしょうから、作りたいのであれば、本来、その地域の方たちが自分たちで
必要だよねというところになるような、やっぱり仕掛けが必要だと思います。

ですので、大きな地域を少し分けてみるとか、いろんな手だてをしながらワークショップ等
を行っていかれないと、今のままもう何も変わらないのではないかと、ちょっと危惧しており
ます。

その辺りの今後のやり方とか、次年度以降、取組等をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

○総務部部長（中上 良二君） ただいまの武原議員の御意見というか、御提案ということも参
考にして、今後、いずれにしても、先ほど申しますように、粘り強く設立に向けて、市としても
努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） まちづくり協議会、これはもう市長の念願でもございました。

先ほども同僚議員のときにもお答えされてたように、やっぱり全地区で作るというのであれば、それなりの方策をしながらやっていただかないと難しいのかな。また、地域の住民が自分たちで必要だと思わないとこれはなかなか難しいかと思います。

そこで、この3番の、地域の伝統文化存続のための事業が認められないのかというのは、これはもう今やられているまちづくり協議会の集落支援員さんから出た御意見でした。

なかなか、神社のことっていえば、もう政教分離だから駄目ですという、こう一方的に言われて困っていますということでしたが、先ほどの御回答では、地域の伝統文化の継承とか、まちづくりのために次世代育成にもなるかと思います。

やっぱり宗教的なところは外して、それ以外のまちづくりに関わる伝統的な行事については、ぜひ認めていただきたいと思います。

平戸市では、ちなみに、じゃんがらの念仏踊りの支出や神社の清掃等の活動にもまちづくり交付金が使われているということでした。

また、五島市でも、きずな事業として、伝統文化への補助金があるということでしたので、ぜひ壱岐市でも今までやられているまちづくり協議会の中でも、そういった伝統文化存続継承。また、次世代への継承ですね。次世代育成の観点からもぜひ認めていただきたいと思います。

やはり、こういう事業展開、実際は補助金、交付金がなくても、自立してまちづくり協議会がやっていくというのが、そもそもの考えになってくるかと思います。今では補助金がある、交付金があるからというところでの運営でしょうけれども、本来、地域課題の解決のため、自分たちのまち、自分たちの力で作っていこう、自治していこう、小規模多機能自治というのがこの基本になっていると思います。自分たちでこういう伝統文化とか、本当に神社仏閣とかも観光資源の1つとして、これが、この地域の中でビジネスになるようなことも考えられるかもしれません。

ぜひそういったことも、これから継続していかれるのであれば、次のステージへの支援というところで、この辺りも検討していただきたいと思います。

その辺り市長のお考えをお聞かせ願えないでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 今の武原議員がおっしゃいますように、地域の伝統、いろんな文化等々、例えば例を挙げますと祇園山笠だって、これ神事じゃないかと言われればそれになるわけですけど、そうじゃなくて、あれはいわゆる疫病退散の伝統行事だということで、市からも補助金を出しているという状況にあります。

その辺はやはり、私は、神社の祭りなんていうのは、それは宗教じゃなくて鎮守の森だと、こういう考えを持っております。

ですから、その辺は御批判を受けるかもしれませんが、極力その辺に触れない範囲で推進していきたいと思っていますと、次第です。

○議長（小金丸益明君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 市長の力強いエールをいただいたと感じました。

ぜひ、地域のまちづくり協議会でやられてる方たちも、次の年度もしっかりとこの伝統文化存続継承のために頑張っていかれと思います。よろしくお願いいたします。

これで2点目の質問を終わります。

最後、3点目です。壱岐市ファミリーサポートセンターの事業の見直しについてです。

仕事と育児を両立し、地域における市民相互の子育て支援を通じて、地域コミュニティの活性化と安心して子育てできる環境づくりのため、壱岐市では9年前から実施されているファミリーサポートセンター事業の現状の認識と課題解決に向けた改善策について伺います。

まず、1点目です。休日料金が、実際、今の最低賃金よりも高額になっているという利用料金についてです。ぜひ、この辺りは補助等をしていただきたいと思って質問しております。

2点目です。現在の利用条件見ますと、壱岐市在住者しか利用できないという規約、なっております。この辺りも改善できればということで御質問しております。

3点目が援助会員。このファミリーサポートセンターの援助会員、依頼会員という2種類の会員があるということでした。これの募集や研修について、市民へのさらなる広報やニーズ調査、これはニーズ調査も含めてですね。こういった形で今されてるのかいうのをお聞きいたします。

○議長（小金丸益明君） 西原市民部長。

〔市民部部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部部長（西原 辰也君） 3番、武原議員の御質問にお答えいたします。

まず、壱岐市ファミリーサポート事業の目的でございますが、育児に関する援助活動を推進することにより、仕事と育児を両立し、地域における市民相互の子育て支援を通じて、地域コミュニティの活性化と安心して子育てができる環境づくりを目指すとともに、児童福祉の向上を図ることを目的としております。

1つ目の利用料金についての御質問でございますが、壱岐市ファミリーサポートセンターは、平成27年度から壱岐市社会福祉協議会に委託をして実施をしています有償ボランティア事業であり、開始当初から利用料金は変わっておりません。

事業の実施時間は午前6時から午後10時までで、通常の利用料金が午前7時から午後7時

まで、1時間当たり700円。早朝、夜間については、1時間当たり800円でございます。議員御指摘の土日、祝日等の休日料金は1時間当たり900円となっております。

利用料金は、一時的な育児の相互援助活動に対する報酬であり、原則としてその会員間で決定をされるものであり、報酬の目安として制度の趣旨、地域の実情等を反映した適正と認める額として定められており、休日の割増料金は、社会通念上においても認められていることであり、大切なお子さまを安全、安心に預かる上でも、最低賃金と比較する類いのものではないと考えております。

しかしながら、子育て世代の皆様には、より利用しやすい事業となるよう、利用者のニーズに沿ったサービスの提供及び負担軽減のための研究は引き続き行ってまいります。

次に、2つ目の会員の条件についての御質問ですが、子育てを応援してほしい人と子育てを応援したい人が地域のコミュニティーの中で、育児の相互援助活動を行う有償の会員組織となり、安全、安心にお子さんをお預かりするため、双方が援助活動内容を理解した上で、事前に会員登録をしていただくことが加入要件となっております。その上で、センターに配置されているアドバイザーが、双方の条件に合った提供会員を紹介し、お子さんをお預かりすることとなっております。

そのため、互いの情報を共有する必要があることや、互いの信頼関係の構築が必要となることなどから、事前の面談や打合せ、センターが実施をします講習会を受講した上で、会員登録をしていただく必要がございます。

以上のようなことから、壱岐市ファミリーサポートセンター事業実施要綱第8条において、会員登録要件の1つに、市内に在住する者と規定をされており、壱岐市に住所を有しない方であっても、壱岐市内に在住する方であれば、ファミリーサポート事業の利用は可能となります。

よって、一時的ではあれ、生活の拠点を市内に移された場合は、市内に在住する者としての要件は満たすものと考えております。

したがって、先に述べましたように、安全、安心にお子さんをお預かりするためには、互いの情報を共有する必要があることや、互いに信頼関係を構築するため、事前の面談や打合せ、講習会を受講した上で会員登録を行っていただければ、サービスの利用はできるものと考えております。

次に、3つ目の会員募集や研修、市民への広報等についての御質問ですが、先に述べましたように、壱岐市ファミリーサポートセンター事業は壱岐市社会福祉協議会に委託をしている事業であり、援助会員及び依頼会員の登録についても壱岐市社協が受付窓口となり、援助会員が受講する講習会も壱岐市社協で毎年実施をしております。

そのうち、救急救命講習及び事故防止に関する講習については、少なくとも5年に1回必ず

実施をし、相互援助活動の質の維持向上に努めることとなっており、壱岐市社協においては、前回の講習から3年以上経過した会員への受講の推進をなされております。

市民への広報につきましても、壱岐市社協で発行される広報紙やチラシのほか、壱岐市のホームページや壱岐市結婚・出産・子育て支援サービスガイドブックなどへの掲載により、広く市民へお知らせをしているところでございます。併せて、保健師等が御自宅を訪問する赤ちゃん訪問の際にも事業の紹介等も行っております。

また、ニーズ調査につきましては、ファミリーサポートセンター事業に特化をした利用者へのニーズ調査の実施は現状行っておりませんが、委託先である壱岐市社協への聞き取り、また、現在第3期壱岐市子ども・子育て支援事業計画にも位置づけられる仮称壱岐市子ども計画の策定に向け、実施をしている子育て支援に関するニーズ調査において、子育て世帯の皆様の声を聞く機会を設けております。

このニーズ調査でいただいた子育て世代の皆様の御意見等を反映できるよう研究し、さらなる子育て支援サービスの充実に努めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

〔市民部部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 御説明いただきました。

1点目ですが、やはり最低賃金等の比較とは見合わないというお話でしたが、実際に利用される御家族にとっては、本当に預ける料金のほうがその休日出勤の金額よりも高いということで、かなり苦勞しながら預けられているのが現状であります。実際、他地域では半額利用料補助したりとか、今国でもベビーシッター券の利用等がございます。

壱岐市でもそういう支援が必要ではないかと思って今回お尋ねいたしました。実際、利用されてる方の声やサポートセンターの職員さんからの声もいただいております。

2点目についてが、市内在住者ということで、住民票がなくてもよいということを今の御回答でした。しかしながら、やっぱり担当の窓口の方はこれ住民票がないと駄目というふうに認識しておられましたので、その辺りは再度確認をお願いいたします。

3点目ですね。かなり充実した研修だったということでした。私の知り合いも数名受けております。子どもの心理や医療、福祉、法律、救急救命や事故防止等々の研修があったということでした。

大変有意義な研修を、これは社協さんが主催でやられてるということですね。ぜひ、これはちょっと管轄が違ってもいいかもしれませんが、ぜひ里親さんの研修にも利用できればなというほどに、研修を受けた方が言われておりました。

実際、毎年やられてるということですので、全てではなく一部でもいいです。そういう研修を受けられるということも、サポートセンターの事業への広報にもなりますので、ぜひそういうのもお互いに情報を共有しながらやっていただきたいと思います。

また、ニーズ調査については現在アンケートを取られたということですが、私もちょっと見ましたが、その中にはファミリーサポートセンターの言葉がございませんでした。ぜひ、聞き取り等、個別にまたやっていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました

〔武原由里子議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、武原由里子議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩をいたします。再開を午後 2 時といたします。

午後 1 時 50 分休憩

.....

午後 2 時 00 分再開

○議長（小金丸益明君） 再開します。休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、5 番、中原正博議員の登壇をお願いします。

〔中原 正博議員 一般質問席 登壇〕

○議員（5 番 中原 正博君） 皆さん、こんにちは。

本日最後の質問となります。5 番、中原正博が通告に従いまして大きく 2 点質問をさせていただきます。老眼鏡をかけさせていただきます。

まず、1 点目ですが、ふるさと納税について。

今年の 1 月 22 日に産業建設常任委員会の行政視察として宮崎県の宮崎市役所へお伺いをいたしました。宮崎市では、ここ近年でふるさと納税の寄附額が急激に伸びているということで、返礼品の主力商品、業務委託の有無、担当職員の取組など、寄附額が伸びた要因を宮崎市都市戦略課に説明いただきました。

壱岐市と宮崎市の近年のふるさと納税寄附額の推移では、令和 2 年度では壱岐市が約 3 億 8 0 0 万円。宮崎市が約 5 億 5 0 0 万円。令和 4 年度では、壱岐市が約 7 億 3, 9 0 0 万円。宮崎市では 5 6 億 5, 0 0 0 万円と、2 年度のおよそ 1.1 倍と桁違いの伸び率でした。

宮崎市でも業務を外部委託しており、2 年前から 2 社に委託しているということで、業務委託の主な内容といたしましては、寄附者の対応、ポータルサイトの管理、返礼品調達業務、寄附者への書類発行、発送、ワンストップ特例申請受付などで、担当職員は以前は 1.5 名ぐらいで業務を行っていましたが、寄附額が増え、近年は都市戦略課ふるさと納税推進係として 9

名が配置され、うち6名が正職員で、委託業者と連携して推進、業務に当たっているということでした。

返礼品の主力商品としては、ウナギ、精肉、フルーツで、そのうちウナギが約半数を占めていて、次に豚肉、マンゴーの順で人気が高いということでした。

寄附額が伸びた要因としては、委託業者の見直し、返礼品の魅力が伝わるホームページ作成、返礼品の追加、返礼品提供事業者との積極的な情報交換を重視しているということでした。

壱岐市においても、業務を外部委託しており、担当職員、委託業者の頑張りによって、寄附額も増えております。

宮崎市とは人口、返礼品提供事業者の数も違うので比較はできませんが、今後さらに本市のふるさと納税寄附額を増やすための対策と業務委託事業者との連携、そして、担当職員の人員、現在何名で、今後増やす計画はあるのか、お尋ねをいたします。

○議長（小金丸益明君） 中原正博議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。塚本企画振興部長。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 登壇〕

○企画振興部部長（塚本 和広君） 5番、中原議員のふるさと納税についての御質問にお答えいたします。

まず、本市のふるさと納税の現状について御説明いたします。

本市では、ふるさと納税の制度開始から8年目となる平成27年度に初めて寄附額が1億円を超え、自治体間競争が年々激化する状況の中で、外部委託前の令和2年度までは政策企画課にて正規職員2名、会計年度任用職員2名の計4名で業務を担っておりましたが、他自治体と比較し、伸び悩む状況が続いておりました。

このことから、寄附額を大きく伸ばしている県内自治体の状況を確認しましたところ、その要因が専門知識を持った民間事業者への委託であることを伺い、貴重な自主財源のさらなる獲得に向け、本市においても令和3年度から業務を外部委託したことで寄附額が令和2年度は3億5,800万円でありましたが、返礼品及び提供事業者を増やしたこと、また、定期便の導入や、寄附窓口となるポータルサイトを3から7に増やすなどの取組の結果として、令和4年度実績は対前年度比206%、3億8,100万円増の7億3,900万円となり、本年度は対前年度比118%、1億3,000万円増の8億7,000万円の着地を見込んでおります。

なお、職員数は外部委託を開始した令和3年度以降は正規職員1名、会計年度任用職員1名の2名体制であります。

次に、宮崎市の状況でございますが、議員が言われるとおり、令和2年度には5億500万円、令和4年度には56億5,300万円と10倍を超える伸びとなっており、本年度は目標を

70億円とされております。

宮崎市の担当者に確認しましたところ、寄附額が伸びた要因については、議員の言われる内容に加え、寄附窓口となりますポータルサイトを増やしたことも要因であると伺っております。

宮崎市の人口は約40万人と本市の16.3倍であり、議員の言われるとおり単純に比較することは難しいと考えますが、令和4年度の壱岐市の寄附額が7億3,900万円、単純に16.3倍とした場合には宮崎市の寄附額は120億以上という計算になりますが、現状は56億5,300万円であります。

なお、県内離島で本市と同様に業務を外部委託しております自治体の令和4年度の寄附額は、五島市は6億4,000万円、対馬市は2億4,000万円という状況であります。

議員御質問の壱岐市でのふるさと納税寄附額を増やすための対策と業務委託事業者との連携、そして、担当職員の人員はこのままでよいのかにつきまして、まず、寄附額を増やすための対策と業務委託事業者との連携として、宮崎市でも成果の出ています返礼品提供事業者との情報交換を密に行い、人気の高い定期便はじめ、新規返礼品の開拓に努めるほか、寄附窓口となるポータルサイトをさらに増やすなど、寄附者の方が寄附をしたくなる、また、寄附がしやすい環境を整え、さらなる寄附獲得を目指してまいります。

また、委託事業者との月次報告会等での分析をはじめ、新規返礼品の開拓に伴う協議や返礼品提供事業者への定期的な訪問活動など、市、委託事業者、返礼品提供事業者間の連携強化に努めてまいります。

次に、担当職員の人員はこのままでよいのかにつきましては、現在職員1名、会計年度任用職員1名の計2名で業務に当たっております。

さらなる寄附獲得のためには職員数を増やし、体制強化を図ることが必要だと考えておりますが、一方では、議員御承知のとおり、令和5年10月の制度改正により、寄附額に対する経費割合を5割以下とする、いわゆる5割ルール厳格化によって、これまでは対象外であった寄附受領書やワンストップ申請経費、そして、市役所職員の人件費までもが対象となっております。このことから単純に職員数を増やせない現状であります。

職員数を増やすための1つの手法として、寄附額を上げ、返礼品割合を下げることで、経費割合を5割以下にする手法が考えられますが、結果として寄附件数が減少し、返礼品提供事業者に影響を及ぼす可能性がありますので、まずは、新規返礼品開拓やポータルサイトを増やすなどの寄附額増への対策を強化し、寄附額の増加と5割ルール対応を照らし合わせて職員数を増やしていくことが望ましいと考えますので、寄附額を伸ばしている自治体や、先進的な取組をしている自治体への視察などを行い、研究してまいります。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 中原議員。

○議員（５番 中原 正博君） ありがとうございます。

今年度の見込みは８億７，０００万ということで、年々伸びていて本当に壱岐市も頑張っているということは承知をいたしております。

それで、私が宮崎市に行ってびっくりしたというのは、返礼品の主力商品でウナギが半数を占めているということですが、宮崎といえば私はマンゴー、宮崎牛、宮崎地鶏が有名と思っていました。有名だからその商品が選ばれるわけではないということが分かりました。

宮崎市の担当者は、売りたい商品を宣伝するのではなく、売れる商品を勧めていくことが寄附額の増加につながるのではないかとと言われておりました。

それで、また再質問ですけど、壱岐市の主力商品といえば、幾つか挙げれば、どういうことがあるか、分かれば教えていただきたいです。

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部長。

○企画振興部部長（塚本 和弘君） 中原議員の御質問にお答えをいたします。

壱岐市の中で寄附額が多い分につきましては、羽毛布団、それから刺し身の盛り合わせ、寒ブリのしゃぶしゃぶセット、それから壱岐牛、それから生ガキですね。そういったものが一応主力商品ということになっております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 中原議員。

○議員（５番 中原 正博君） 刺身とか寒ブリ、壱岐牛は、やはり壱岐の特産品ということで。やはり、布団とかも入ってくるということで、本当にこれから主力商品をどんどん売っていただきたいなと思っております。

それと、私も初めて聞いたもので、ワンストップ特例申請という言葉がありまして、私も分からないので少し調べてみましたら、寄附先の自治体に申請書等の必要書類を申請期間内に提出をすれば確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除を受けられるということですが、壱岐市でもこの制度は取り入れておられるでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部長。

○企画振興部部長（塚本 和弘君） 壱岐市でも取り入れております。

○議長（小金丸益明君） 中原議員。

○議員（５番 中原 正博君） ありがとうございます。

ふるさと納税寄附額を増やすことは、市の自主財源確保はもちろんのこと、商品提供事業者様の収益アップ、そして壱岐産品の価格の安定により税収の増加が見込まれることから、今後ともふるさと納税の推進については頑張りたいと思います。

それで、やはり宮崎市の寄附が9人に人員を増やして、そこまで2件の事業者と、そのくらいの人員は要のかと聞いたら、やはり56億もなればそのくらいは要するということでしたので、また寄附額が増えれば人員増員というのも考えていただきたいなと思っております。

以上で、1問目の質問を終わらせていただきます。

続きまして、2点目のライドシェアについてですが、ライドシェア、皆さんも御承知のとおり、一般のドライバーが自家用車を使って有料で人を送迎することですが、海外では既に行われているところもあり、政府は今年の4月から導入することとしており、これを受けて、2月1日現在ですが、21の自治体が事業開始に向けて検討をしているということです。

この制度の導入に当たっては、公共交通機関、タクシー会社等の運転手不足、過疎地域での移動手段の確保のためということです。

本市でも、過疎地域、高齢者など、買物難民と言われる方もおられ、ライドシェアの導入を検討してはと思いますが、今検討はされているのか。また、されていなければ今後検討する考えがあるのか、お伺いをいたします。

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

〔総務部部長（中上 良二君） 登壇〕

○総務部部長（中上 良二君） 5番、中原議員のライドシェアについての御質問にお答えをさせていただきます。

近年のコロナ禍におきまして、外出が控えられたことなどによりまして、タクシー需要が大幅に減少をし、全国のタクシー運転者数も5万人が減少し、社会問題化をしているという状況でございます。

他方、社会経済活動につきましては、徐々に回復をし、タクシー需要につきましてはコロナ禍前の水準に戻りつつありますけれども、タクシー運転者の減少傾向が回復に転じたのは令和5年度でございまして、回復のスピードに差異があったことから、現在、地域、時期、時間帯によってはタクシーが捕まりづらいなど、需要に供給が追いつかなくなる状況が発生をしているという状況でございます。

このような中において、国におきましては、地域交通の担い手不足や移動の足の不足といった深刻な社会問題に対応するために、タクシードライバー、これは第二種免許を保有する運転者によるタクシー車両での有償運送に加えまして、一般ドライバー、第一種免許を保有する運転者による自家用自動車での有償運送を可能とする方策について、安全、安心の確保を前提に検討が行われまして、タクシー事業者が運送主体となって地域の自家用車ドライバーを活用し、タクシーが不足する分の運送サービスを供給する新たな制度が創設されることとなりました。

現在、国において示されている制度の案につきましては、タクシー事業者が運送主体となっ

て地域の自家用車ドライバーを活用し、タクシーが不足する分の運送サービスを供給することとされておりまして、安全、安心を確保する観点から、旅客運送分野において事故防止対策のノウハウを有するタクシー会社が、一般ドライバーの教育、運行管理や、自家用自動車の車両の整備管理を行うとともに、運送責任を負うこととなります。

本市におけるタクシー事業者におきましては、このいわゆるライドシェアの導入、また、検討の動きについては、現時点ではないものと認識をいたしております。

また、移動手段の確保が難しい過疎地などでは、自治体やNPOの管理の下で、一般のドライバーが有料で送迎できる制度がございますが、最近の報道では、全国23の自治体が市町村を実施主体とする方式での導入を検討をされているところでございまして、ただいまの中原議員の冒頭のお話にもあったとおりでございます。

本市の場合につきましては、公共交通空白地区対策といたしまして、既に初山地区及び箱崎地区にコミュニティーバスを運行をいたしておりますが、コミュニティーバス導入の際には公共交通事業者の御意見として、導入当初の運行範囲を拡大することとなれば、経営に支障を来すことが予見されるとの御意見をいただいております。これは導入に当たっての基本事項となっております。

仮に、市がライドシェアの事業運営を開始をすれば、既存事業者の経営圧迫となることは明白でございまして、公共交通事業者との共存体制の構築ができない限り、自治体運営のライドシェアの導入は難しいと考えております。

中原議員御指摘のように、本制度はタクシー会社の運転手不足、過疎地域での移動手段の確保など、地域交通の課題解消につながるものと制度の充実が期待される一方で、専門的な知識、知見、経験があるタクシー乗務員に比べ、ドライバーの資質や運転技術の問題など、安全面での質の確保が求められるなど、導入に当たっての課題も指摘をされているところでございます。

市といたしましては、既存の公共交通事業者と共存できる手法がないか研究を進めながら、今後も国・県の動向、また、他市の導入状況など、情報収集など詰めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔総務部部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 中原議員。

○議員（5番 中原 正博君） 今部長が言われましたように、公共交通機関やタクシー会社との話し合いは、もちろんしていかなければいけないと思いますが、今初山地区と箱崎地区では、そういった公共交通機関との話し合いである程度制限されてできたということではありますが、やはりこれから、先ほども言いましたが、過疎地とか高齢者、免許を返納された方とかですね。

もう車を運転できない方も出てくるので、私はこのライドシェアについては、いろいろ、一番の課題はやはり安全面だと思いますけど、ちょっと言うたら素人が運転してお客さんを乗せるということですので、そういった指導、そして車の保険とか事故の対応、そういったものも必要とは思いますが、これから検討する余地はあるのではないかと考えております。

それで、私も少し調べさせていただきましたら、ライドシェアのサービス内容は2つに分類されるということで、1つは配車型で近くを走っている一般の車が利用者を迎えに来る。言わばタクシーのようなサービスというものと、もう一つはカープール、相乗りということですが、ドライバーは自分と同じ目的地に移動したい人を自家用車に乗せ、ガソリン代、高速料金代、駐車場代などを利用者と分け合うということであります。

今回のライドシェアは、タクシー運転手に必要な第二種運転免許証を持たないドライバーでも、有償で顧客を運ぶことを限定的に認めているということで、限定的というのは、タクシー会社の管理のもと、車両不足が深刻な地域や時間帯に限るという条件の下でのライドシェアが解禁されるということです。

2024年4月の時点では、一般ドライバーが自由にライドシェアビジネスを始められるというわけではないということで、しかし、政府では、タクシー会社以外の参入の可否や、地域、時間帯の制限の撤廃なども検討しており、2024年6月までに結論を出すとしているということです。

それで、ライドシェアも地域によって、その地域の実情に合わせたライドシェアということで、兵庫県の養父市は2018年にライドシェアサービスやぶくるをスタートして、タクシー会社や観光協会などで立ち上げたNPO法人が運営し、通常タクシーより割安で利用できるのが特徴の1つということで、利用料金の70%をドライバーが、25%をNPO法人、5%をタクシー会社が受け取る仕組みとなっているということです。

それと、京都府の京丹後市は2016年に配車にUberのプラットフォームを用いたライドシェアサービスをスタートしたということで、最初の1.5キロまでは480円、以降は1キロ120円と、タクシーより割安な料金設定となっているということで、過疎化、高齢化が大きく進行するこの市では、病気になったときに速やかに移送手段が確保できるなど、大きなメリットがあるということです。

北海道の天塩町では相乗りのマッチングサービスnottecoと連携して、住民同士による相乗り実施プロジェクトを実施しているということです。

このように、各地域によってやり方も違うので、いろいろ勉強をして、それと、公共交通機関、タクシー会社とも協議をして、何とかできないだろうかと思っておりますが、こういう他地区のことは分かっておられるでしょうか。お伺いいたします。

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

○総務部部長（中上 良二君） ライドシェアの他地区の取組につきまして、一部、私どもも調べ、また、確認をさせていただいているところでございます。

先ほども申し上げましたが、やはりこのことにつきましては、自治体で行うということ自体には、やはり非常に難しいところがあるというようなところでございますが、今事例の紹介でもございましたように、タクシー、また、NPO法人が共同でされる、例えば民間事業者等で取り組まれることにつきましては、それぞれの課題解決につながるものというような取組で実施をされているというようなところでございまして、そういった取組については、それぞれのその民間事業者の、あくまで取組でございしますので、そこにつきましては、それぞれの御判断でされるものと思っておりますけれども、あくまで自治体が行うことにつきましては、ちょっと難しいというようなことを申し上げているところでございます。

いずれにいたしましても、タクシー事業者様とも少し、この件について意見交換などをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 中原議員。

○議員（5番 中原 正博君） 分かりましたが、全国で21の自治体が事業開始に向けて検討しているということで、壱岐市のほうも検討して、そういうNPO法人なりタクシー会社が、そういうものをするのか、一応検討して、どういった形でできるのかは、今後、市としても検討していただきたいなと思っておりますが。

よろしくお願いします。

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

○総務部部長（中上 良二君） 再質問にお答えいたしますが、この取組につきましては、やはり実際、他の地区での状況というものも把握をしておりませんし、一概にお話はできませんけれども、やはり壱岐市の現在の状況、そして、いろいろな課題に向けた解決について、ライドシェアということが本当に壱岐市として取り組めるのかどうかというようなところも、やはり分析というのが必要になってくるかと思っておりますので、先ほど申し上げましたが、民間事業者での取組等につきましては、特にそれぞれの事業者の取組でございしますので、市としては、そこについては特にお話することはございませんけれども、やはりそういった現状等を踏まえての取組が必要だということで、いずれにいたしましても、タクシー事業者様とも、先ほど言いましたように、少し意見交換などさせていただきたいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 中原議員。

○議員（5番 中原 正博君） 初めてのことで、国も政府も4月からということであり

ますので、タクシー業界の方とかともそういう話はされて、一応壱岐でそういうことができるのかできないのかも含めて検討していただきたいと思います。

以上で、私の質問終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

〔中原 正博議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、中原正博議員の一般質問を終わります。

○議長（小金丸益明君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、明日３月７日木曜日午前１０時から開きます。

一般質問で、４名の議員が登壇予定となっております。

本日はこれで散会いたします。皆さん大変お疲れさまでした。

午後２時３１分散会

令和6年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 2 月 第 2 回 会 議 会 議 録 (第4日)

議事日程 (第4号)

令和6年3月7日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

6 番 山川 忠久 議員

10番 音嶋 正吾 議員

14番 市山 繁 議員

8 番 清水 修 議員

本日の会議に付した事件

(議事日程第4号に同じ)

出席議員 (14名)

2 番 樋口伊久磨君

3 番 武原由里子君

4 番 山口 欽秀君

5 番 中原 正博君

6 番 山川 忠久君

7 番 植村 圭司君

8 番 清水 修君

9 番 土谷 勇二君

10番 音嶋 正吾君

11番 豊坂 敏文君

13番 中田 恭一君

14番 市山 繁君

15番 赤木 貴尚君

16番 小金丸益明君

欠席議員 (なし)

欠 員 (2名)

事務局出席職員職氏名

議会事務局局長 山川 正信君 議会事務局次長 平本 善広君

議会事務局次長補佐 松永 淳志君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	山口 千樹君	総務部部長	中上 良二君
企画振興部部長	塚本 和広君	市民部部長	西原 辰也君
保健環境部部長	崎川 敏春君	農林水産部部長	谷口 実君
建設部部長	平田 英貴君	消防本部消防長	山川 康君
教育次長	目良 顕隆君	総務課課長	横山 将司君
財政課課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。報道機関に対し、撮影機材等の使用を許可いたしておりますので御了承ください。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（小金丸益明君） 日程第1、一般質問を行います。

通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、6番、山川忠久議員の登壇をお願いします。

〔山川 忠久議員 一般質問席 登壇〕

○議員（6番 山川 忠久君） おはようございます。

一般質問2日目、6番、山川忠久が一般質問を行います。まずは、狂犬病ワクチン接種についてお伺いをします。

2月7日、他県において、公園内で小学生から大人まで次々と飼い犬にかまれ、十数人がけがをし、そのうち5名が病院へ搬送されるという事件がありました。その飼い犬が狂犬病のワクチンを接種していないことが分かり、大きく報道されております。国内では90年代半ばまで100%に近い接種率だったのが、年々低下をし続け、最近では70%まで落ち込んでいるようです。壱岐市においては、さらにひどく、全国平均を大きく下回り、50%にも到達していない状況です。これは国境の島に住む者として、危機感を持って接種率の向上を目指さなければならないと考えますので、以下の質問をします。

1つ目、狂犬病ワクチンの接種で市が果たすべき役割について。

2つ目、飼い主が果たすべき役割と、その周知方法について。

3つ目、野犬の数が多ければ、飼い犬のワクチンの接種の効果が低減しますので、その野犬対策について。

以上、3点について御回答をお願いします。

○議長（小金丸益明君） 山川忠久議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。崎川保健環境部長。

〔保健環境部部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部部長（崎川 敏春君） おはようございます。

6番、山川議員の御質問についてお答えをいたします。

まず、市の果たすべき役割でございますが、まず、本市では飼い主の義務である犬の登録、狂犬病予防注射等について、市報、回覧、ホームページによる周知をはじめ、狂犬病予防法に基づく犬の新規登録や死亡、内容変更の受付、鑑札の交付、再交付及び狂犬病予防注射済証の交付や再発行などを行っております。

また、毎年4月から6月に狂犬病ワクチンの集団注射を行っており、周知を図るため犬の登録者へ個別通知をはじめ、市報、回覧、ホームページを使ってお知らせを行っておりますが、御指摘のとおり、本市では令和4年度49.7%、長崎県平均67.8%を大きく下回っている状況となっていることから、昨年8月および9月の市報において、犬猫の飼い方などを含め、改めて呼びかけるなど、接種率の向上に努めているところでございます。

次に、2つ目の御質問で、飼い主が果たすべき役割でございますが、狂犬病予防法により、犬の飼い主には、生後90日以内に犬の所在地を管轄する市区町村に飼い犬の登録を行うこと、2つ目としまして、飼い犬に年1回の狂犬病予防注射を受けさせること、3つ目としまして、犬の鑑札と注射済証を飼い犬に装備、装着することが義務づけられており、違反者には20万円以下の罰金などの罰則が設けられております。

また、令和5年5月からは、長崎県動物の愛護及び管理に関する条例が施行され、すべての飼い主は動物の健康管理を行い、社会的責任を十分自覚し、鳴き声、悪臭、ふん尿などにより、人に迷惑をかけないことや、引きひも、リードの使用、所有者の氏名、連絡先を記載した首輪の装着、10頭以上飼う場合の届出の義務化など、人と動物が共生する住みよい社会づくりの実現に向け、動物の愛護と管理についてルールが定められております。

次に、3つ目の御質問の、野犬対策でございますが、現在の主な野犬対策の手段として、捕獲器による捕獲、不適切な飼養への指導、広報紙等による周知を行っております。

捕獲器による捕獲につきましては、市民の皆様からの通報により、現在市内に35器の捕獲器の設置をいたしております。令和5年度において、1月末現在、143頭の犬を捕獲いたしておりますが、そのうち134頭は1歳に満たない子犬であり、中には野犬の子ではなく、人

により捨てられたと思われる子犬も多く、対策に苦慮いたしております。

また、成犬捕獲に向けては、監視カメラによる実態の把握等を行い、新たな捕獲手段の検討に加え、放し飼いの犬への餌つけ等、市民の皆様から頂いた情報につきましても、保健所や警察と連携し、狂犬病予防法や長崎県条例などに違反のないよう合同で指導を実施いたしております。

なお、捕獲された子犬等につきましては、本市でも犬猫の保護活動を行っておられるNPO法人やボランティアの皆様への飼養支援、譲渡会などの開催により、動物愛護の風潮が高まり、令和2年度8頭であった譲渡数が、令和3年度67頭、令和4年度121頭が成立し、活動の成果が上がっております。壱岐市としましても引き続き関係者の皆様と連携し、必要な取組を進めてまいります。

狂犬病は発症すると有効な治療方法がなく、極めて救命が難しい、恐ろしいウイルスであります。今後も適切な動物愛護、管理に向けて市民への意識啓発、周知活動や、狂犬病予防法違反の犬の捕獲に努めてまいります。

〔保健環境部部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 山川議員。

○議員（6番 山川 忠久君） この接種率の低下というのは、油断が大きいというふうに言われております。狂犬病の人への感染は57年前の昭和31年に確認されて以来、また、他の動物ですと昭和32年の猫の感染が最後の確認事例と言われています。私が子どもの頃、今から40年前にも、野犬というのはいたと思いますけれども、今よりも狂犬病に対する恐怖心というのは刷り込まれていたように思います。小・中学校のグラウンドに野犬が現れたりすると学校中がパニックになるような、そういう、もう子どもながらに犬にかまれると死に直結するというような認識がありましたが、今は大人でもその認識が薄れてきているように思います。

狂犬病は、先ほど部長が言われましたように、あらゆる哺乳類、鳥類に感染し、感染した個体にかまれることでまた感染し、発症すれば致死率100%の恐ろしい病気だという認識を、いま一度強く持つ必要があると思っております。

今回質問するにあたって、保健所にお伺いして意見交換をさせていただきました。保健所としても壱岐市の現状を強く憂慮されておられまして、うちの周りにも野犬を見ることがあるんですが、うちの周りにも野犬がいますという話をしたところ、そういう会話が壱岐市内のあらゆるところで出てくるということは、当たり前のことではありませんよ。それは壱岐だけのことですというふうに言われてショックを受けました。私たちがテレビのニュースで、住宅街にサルが現れましたとか、イノシシが現れましたとかいうようなくらいのレベルのことが、壱岐で当たり前に起こってるということを、いま一度認識することが必要があると思っております。

先ほど、市の役割について回答いただきましたが、その届出事項のことについて回答がありました。保健所から見て何かありますかと伺いましたら、届出事項に関して休日でもできるような便宜を図っていただくのではないかといいふうにいただきました。犬を飼い始めたときの届出やワクチン接種、死亡届などペットのことになる、どうしても後回しになってしまいがち、そういう状況を改善するために休日でもそういう手続きができるのであれば、また、デジタルトランスフォーメーションなどでも、そういう手続きができるのであれば、この状況改善に少しでもつながるのではと思っております。特に、ワクチン接種をした際に、届出に対するハードルを低くするために、行政として何か検討する価値のある対応がありましたら、御回答をお願いします。

○議長（小金丸益明君） 崎川保健環境部長。

○保健環境部部長（崎川 敏春君） 山川議員の御質問にお答えをいたします。

接種率の向上に向けた、新たな取組ということですが、今現在、先ほども申し上げましたが、犬の鑑札や予防注射済証の交付等につきましては、平日、環境衛生課窓口でのみ対応をいたしておりますが、今後、飼い主の利便性等を考慮をいたしまして、外部への事務委託を今後は図ってまいろうと検討をいたしております。できるだけ、関係者の皆様にお力添えをいただきながら、そういうふうな対応ができないかと検討をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 山川議員。

○議員（6番 山川 忠久君） もう死亡している犬が届出をされていないで、いまだにワクチン接種の通知が届くようなケースがあると聞いております。そういう届出がされていないことによって、接種率も正確な状況が把握できていない状況かと思っておりますので、なるべく届出が必要だということをしっかり周知して、しっかり管理をしていくということを今後取り組んでいただきたいと思っております。

壱岐のこの状況が、なぜここまでになっているのかということをお自分なりに考えたのですが、そもそもこの島では犬は捨てられているのを拾ったり、また、知人から子犬をもらったりと、ただで飼い始めることができる文化になっているということがあると思います。そういう犬は外飼いになりがち、また、性別も、出産をしないオスがどうしても飼われてしまう。一方で、拾われ、もらわれない犬はメスの割合が高くて、それが野犬化して、どんどん個体数を増やしているというのが、1つの原因ではないかと思っております。

個体、どの辺に分布しているかということは環境衛生課でも把握されているようなのですが、これももどかしいことに、人間に慣れているように見えて、ぎりぎり捕獲されないくらいの警戒心を持っているということで、なかなか捕獲も成果を上げられないということがあると思っ

ております。

そういった悪循環の中で、市民のほうでも気づきを得てもらい、自分たちができること、しなければならぬことを細分化して、繰り返し周知をしていくということが、これしかないわけですが、まずは気づきを得てもらうこと、これについては先ほど保健所の話の中で私がショックを受けたように、野犬が島内至るところで見られるということが当たり前ではないということ、それから、犬を飼うことはただではできないし、ただで手放すこともできないと、そういう当たり前のことも、いま一度認識してもらう必要がある、相応の責任が生じるということを感じてもらわなければならないと思います。

今日取り上げたことが、一人でも多くの気づきになればと思って質問しております。狂犬病予防法や壱岐市でも犬取締条例があり、それぞれ罰則規定がありますので、今後はそれらも強調して周知をしてもらいたいと思います。

それから、先ほどの事件の飼い主は、ネットで見たワクチンは体に悪いという情報をうのみにして、ワクチンを打たせなかったということがあったようです。こうした偽の情報を、それは真実ではありませんよというふうに広報していくことも必要なことだと思います。

また、ワクチンの接種率の状況や動物の殺処分のこういった悪い状況というのも、多くの市民に届いていないのだと思います。こういう、いわば不都合な数字を積極的に開示していつて、ショック療法というか、ここからV字回復をしましょうというメッセージを込めて、その進捗を常に共有し続けることで、市民の皆様も自分事として考えていただけるのではないかと思います。

こうした現状を正しく認識してもらうための毅然とした情報開示の方法について、見解を求めたいと思います。

○議長（小金丸益明君） 崎川保健環境部長。

○保健環境部部長（崎川 敏春君） 山川議員の御質問にお答えをいたします。

今、御提案いただいたような内容につきまして、今後強く市民の皆様にも周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（小金丸益明君） 山川議員。

○議員（6番 山川 忠久君） よろしく申し上げます。来月、4月から6月までは狂犬病の予防接種期間となっており、また、2月の事件を受けて国のほうでも通年で予防接種ができるように、そういう検討も始められたようですので、ここから接種率がV字回復できるように市民の皆様にもお願いをして、次の質問に移ります。

2つ目の質問は、生活困窮者の救急医療への対応についてです。これは実際にあったケースも含みますので、当事者が特定されないよう配慮する必要があります。どうしても抽象的なや

り取りになってしまう部分もあるかと思いますが、御了承いただきたいと思います。

医療機関において、休日に身寄りのない生活困窮世帯の患者の救急搬送事案が発生し、その患者を島外に搬送しなければならない、そして、その付添いの方が他にどうしても残していけない家族があり、その渡航費を支払う余裕がない。休日の行政の窓口では対応できず、医療機関がその対応に苦慮するというケースが発生していることを聞きました。

これはいろいろな偶然が重なって起こったケースのように感じますが、今の壱岐市の状況を見ますと、独り暮らしの高齢者や身寄りのない移住者などは今後増加すると考えられ、そうした金銭的な不安で病院にかかることをためらうことも予想されます。そうしたリスクを事前に把握し、即時対応できる体制づくりが急務ではないかと考えますので、以下の質問をいたします。

1 つ目、生活困窮者の健康についての相談体制について。

2 つ目、生活困窮者が休日に救急医療を受ける際の金銭的なサポート、貸付け等ですが、これが簡素な手続で進められるような体制づくりについて。

以上、2 点御回答をお願いします。

○議長（小金丸益明君） 西原市民部長。

〔市民部部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部部長（西原 辰也君） 6 番、山川議員の御質問にお答えをいたします。

1 つ目の、生活困窮者の健康についての相談体制についてでございますが、民生委員や社会福祉協議会、あるいはかかりつけ医など、その方にとって、より身近で相談しやすい場所に相談をしていただければ、必要な機関へつながるよう協力、連携を図っております。行政の中でも重層的支援を行うため、市民福祉課と限定するものではなく、要相談者に適した相談となるよう健康増進課、保険課地域包括支援センター、いきいろ子ども未来課、子ども家庭センター、保護課、保健所等と連携をし、必要に応じて関係者会議を実施をしております。

次に、2 つ目の、生活困窮者が休日に救急医療を受ける際の金銭的なサポートが、簡素な手続で進められるような体制づくりについてでございますが、御質問のような事案の場合、市民福祉課地域福祉班を窓口としております。休日など閉庁時間の場合は、日直等より市民福祉課担当へ連絡をすることとしております。なお、費用については行旅困窮者等に対する一時扶助費の支給制度を活用しており、郷ノ浦庁舎窓口で申請書の提出を求め、交通費および食費等、真に必要と判断をした金額を貸し付けることとしております。医療に限らず、いろいろな事案に対する備えということは大切であります。今後も地域社会や公私の社会福祉関係者が、お互いに協力をして、地域社会の福祉課題解決に取り組んでまいります。

〔市民部部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 山川議員。

○議員（6番 山川 忠久君） 健康の相談については、さまざまな機関を通じて相談してほしいということですが、柔軟に対応していただいていると思いますが、生活に困っている方というのはですね、無力感とか、対人関係の困難さを抱えている傾向がどうしても多いのではないかと思います。なかなか自分からＳＯＳを出せるような状況であるかということ、そうでもないというようなことが考えられます。そういったデリケートな部分にも柔軟に対応しているということで、引き続き困窮者への支援をお願いしたいと思っております。

日頃の対応としては、そういうことで理解をしましたが、それでも、初めにお話したようなケースが、実際発生をしております。これも最終的には当事者の方でお金が工面ができたので、無事に家族を連れて渡航に至ったということですが、家族が島外へ救急搬送されるというだけでも平常心が保てないような状況で、金銭の心配をするというのは、相当な負担ではないかと思えます。

また、病院側でも慌ただしく対応しており、生命に関わることへの対応中に連絡体制が、まず、申請が必要だという、いろいろな手続を踏まなければいけないということで、これもどうかしてほしいという声が上がっております。

こういう連絡体制とか、対応する窓口を誰に権限を持たせるかということに最終的になってくるかと思いますが、まれなケースではあったけども、この場合はなんとかなったと。でも、次はなんとかなるとは言えないし、同じケースで行政の対応が十分にできない恐れも出てくるわけです。

こうした、どうにかなったけども、ならなかったら大変だったという事案もできる限り関係各所で共有していただいて、それが運用しやすい仕組みをつくっていく必要があるというふうに思いますけども、この仕組みづくりについて検討いただけないかということをお伺いします。

○議長（小金丸益明君） 西原市民部長。

○市民部部長（西原 辰也君） ただいまの御質問にお答えいたします。

申請手続の簡素化ということでの御質問と思いますが、一時扶助費につきましては、真に困窮し、緊急を要すると認める場合の、いわゆるセーフティーネットの制度でございます。一般的に住民へ貸付けサービスを提供するというものではございません。まずは、先ほど言われますような知人等からの援助が受けられないかということになりますけれども、そういったこともできない場合につきましてはの手続になりますが、生活困窮の状況などを聞き取る必要がございます。そのための一時扶助費の申請書、承諾書等の提出が必要になりますが、これにつきましては郷ノ浦庁舎のほうで受付をしていただく必要がございますが、出向いていただく必要がございます。なるべく、議員御指摘のように御家族の負担にならないような配慮が必要と思わ

れますが、庁舎外への公金を持ち出すことはできないということが原則でございますので、その辺御理解いただきながら市としても事務の簡素化には努めていきたいと思っております。

また、その仕組みづくりということでございますが、今後そういった関係者含めまして、病院関係も含めまして協議を行っていききたいと思います。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 山川議員。

○議員（6番 山川 忠久君） 原則があるということで、致し方ない部分もあるかと思えます。

仕組みづくりについては、今後も研究を続けていただきたいと思います。

やはりその、誰かが困っていたと、そして、その困っている人を救うために懸命になった人がいたということを、その都度、胸に刻んでいく必要があると思います。今この瞬間、壱岐生まれ、壱岐育ちの人も、Uターン、Iターンの人も、この先ずっと壱岐に住み続ける人をまずターゲットにして、その人たちの不安を取り除いていくと。そうした積み重ねが何よりも必要なことだと思っています。

先月、総務文教厚生常任委員会で、高知県の仁淀川町に行政視察に行ってきました。フレイル予防の事業だったんですが、廃校を利用して体操をしてありました。教室の黒板に大きく尊厳という文字が書いてあり、事業者の皆さんは、この言葉を大切に思って事業を進められているそうです。

その体操の効果を実感したお年寄りの皆さんは、前よりもっと町の政策について、自分事として考えるようになり、自分ができることは何だろうかと、みんなで話し合いをするようになったそうです。

壱岐市でも尊厳のある暮らしを実感できるように考えていかなければならないし、その実感が増え、住民の満足度が上がるからこそ注目度が上がるし、それが実は何よりの移住促進効果があるというふうに思っています。今後も尊厳とはということを常に念頭に置きながら、議論を重ねていきたいと思っております。

以上で、一般質問を終了します。

〔山川 忠久議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、山川忠久議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開を10時40分とします。

午前10時31分休憩

.....

午前10時40分再開

○議長（小金丸益明君） 再開します。休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、１０番、音嶋正吾議員の登壇をお願いします。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 登壇〕

○議員（１０番 音嶋 正吾君） １０番、音嶋正吾が一般質問をいたします。

今回の一般質問は、昨年８月１９日、突然病魔に襲われ、昨年いっぱい、この議会に籍を置きながら、療養生活ということで、非常に市民の皆さんに大変御迷惑をおかけしたことを冒頭でおわびを申し上げます。私も決意を新たに、粉骨砕身の努力を払って職務に全うする覚悟でございます。今後ともよろしくお願いを申し上げます。

通告により、今回３点の質問をいたします。

まず、最初の質問は、異次元の介護崩壊対策についてお伺いをいたします。

私も、この病気をいたしまして、本当に介護の必要性を痛切に感じたものであります。いわゆる生活基盤を支えていただく介護職員、そして、医師の皆さん、そして、周りで支えていただく市民の一人一人の愛情によって、今日ここに、壇上に立つことができたわけであります。

そうしたとき、今、壱岐市は恒常的に抱えております高齢化率の右肩上がりの増加傾向、そして、高齢者人口の拡大、年少人口の減少傾向が、にわかに現実の問題となりつつあります。

統計で見ますと、介護保険が始まった２０００年で壱岐市は高齢化率が１７．４％。全国平均は２７．１％。そして、２０２０年で壱岐市は２８．７％。そして、全国平均が３５．５％。そして、これが２０５０年になりますと、壱岐市が５０．４％、全国平均が３７．１％というような状態です。

こうなれば、いわゆる６５歳以上が、壱岐市の場合には、全人口の半分を占めるというような状態になります。そうしたときに、果たして、御老人、そして病弱な方が、安心して医療介護措置を受けれるのかという現実の問題がございます。

私も本当に入院している間、そして介護をしていただく皆さん、看護師さんの献身的な努力に頭が下がりました。おむつをして、取ってもらったり、お風呂に入らしてもらったり、現実には頭が下がる思いでした。いいんですよ、がんばってくださいねと言われたとき、私は正直、涙が出ました。

そして、二言目、言われることが、皆さん、結構私たち年配に近い方が多いんですね。どういんでしょうか、非正規職員と言いましょかね。そうした、言い方が悪いですが、そうした、嫌なことをするという人が結構年配の人が多いです。

しかし、その人たちがいなければ、私は今日この場に立つことができません。そうした人たちが、なぜ離職率とか、いわゆる正職に就かないことをいいますと、非常に今の国の制度というのは応能主義で、介護を受ける人間からぼんぼん取って、そして、介護をする人になかなか報酬が回らない。やはり国の手だてがなければ、民間企業が出そうとしても出せないんです。

それが今の現実の姿です。

ですから、その方たちが私たちに訴えることは、議員さん、どうか、もう少し私たちの待遇を変える方法はないんですかと訴えられました。私の力ではできないんです。声は上げますと。やはり、行政機関が動いてくれないと駄目なんです。ミサイルや何やらばんばんばん何十億で買いますけど、人の命は簡単に買えないんですよ。そこに私はシフトを置いて、もっと終末医療、言い方は悪いけど、そうした施しのある、温かみのある社会にしてもらいたいなという思いで今回取り上げました。

壱岐市の介護保険料は、2000年に始まって、一応高齢化率の高い割によく頑張って抑えています。3,000円で始まったのが、現在では8期目ですが、6,490円ですね。基礎額はそうですよね。9期も引き続き6,490円でやろうと。これは努力をしてあるからです。私びっくりしました。よく努力しとる。私は信賞必罰ですから、褒めるのは褒めるけど、けなすのはけなしますから。

いらんこつ言うたですね。物言えば唇寒し秋の風といいます。私に返ってきますかね、あんまり言うたら。しかしですね、議員たるは言いにくいことも言わなですね、相手に響かんとですよ。ということで、聞いて、聞き流さんごとしてほしいと思います。崎川部長、最後の有終の美を飾ってくださいね。

ということで、1番はそういうことで、壱岐市の、介護保険の将来像は安心しておれるのかと。そしたら、何をどうせないかん、今後改善はどうしていくべきであるということ、今言える範囲の中で、将来像を語ってください。2050年には65歳以上が半分以上になるんですから、これは現実問題ですからね。そこで、第1点目の、いわゆる答弁を願いたい。可能な限りでいいです。今年で有終の美を飾って退職されますが、僕はおらんけん、後はどうでもじゃなくて、将来的にこうあるべきなんだよということを述べていただきたい。

よろしくお願いします。

○議長（小金丸益明君） 音嶋議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。崎川保健環境部長。

〔保健環境部部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部部長（崎川 敏春君） 10番、音嶋議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、介護職員不足による介護崩壊の危機についての御質問でございますが、本市の介護サービスの職業の有効求人倍率は、ここ数年1倍前後で推移をいたしており、求職側と求人側のバランスがかるうじて維持されている状況が続いていることから、介護人材が大幅に不足している状況とまでは、認識はいたしておりません。

しかしながら、現在雇用されている介護職員の高齢化や要介護認定者数が横ばいで推移している中、生産年齢人口は減り続け、今後、介護職員の確保に苦慮する事業所が現れる恐れが十

分に想定されております。引き続き人材確保に加え、年齢を重ねるごとに心身の活力が弱まり、要介護状態となるリスク、フレイルの予防をはじめ、保険事業や介護予防の充実を図り、健康寿命の延伸に努めてまいります。

次に、高齢化に伴う介護従事者の確保についての御質問でございますが、本市では介護人材の確保に向け、壱岐市介護人材確保対策事業、壱岐市介護人材支援事業、壱岐市地域包括ケア人材確保支援事業の3つの事業を実施いたしております。幸いなことに、本市には介護福祉士養成校、こころ医療福祉専門学校壱岐校がございます。この最大の強みを生かして、卒業生に一人でも多く市内の事業所へ就職していただくことが重要となります。そのために、養成校との連携をさらに深化させ、移住、定住促進の側面を併せ持つ各種支援事業の拡充を図るなど、引き続き介護人材の育成、確保に努めてまいります。

また、平成29年度学校開校以来、市内介護事業所に就職された実績は、昨年度までに33名、今年度が8名、合わせて41名の卒業生が国家資格である介護福祉士の資格を取得され、優れた介護人材として介護施設、事業所に就労されています。

また、長崎県や壱岐地域介護人材育成確保対策連絡協議会と連携を図り、介護職場の魅力向上のための取組や、介護人材を取り巻く環境につきましても、課題の共有や対応策の検討を進めてまいります。

3つ目の、介護職員不足の要因である介護報酬の引き上げに向けた関係機関への働きかけでございますが、厚生労働省の資料では、介護職の給与水準は令和4年度の全産業平均より約6万8,000円低く、このことが人材不足の大きな要因の1つとされています。

このような中、厚生労働省では介護職員の処遇を改善すべく、これまでに平成24年に介護職員処遇改善加算を創設し、令和元年と令和4年に見直しと新たな支援加算を創設し、充実が図られてきたところでございます。

また、令和6年度の介護報酬改定ではこれらを引き継ぎ、改定率1.59%のうち、0.98%を新たな処遇改善加算に当てることとされております。

加えて、昨今の全ての産業分野で賃金アップが進む中、さらなる処遇改善が求められていることを踏まえ、介護職の賃金は国が定めた介護報酬を元に支払われていることから、国の責任において改善されるべきものと考えております。引き続き、社会保障審議会、介護給付費分科会の構成員である全国知事会や全国市長会といった関係機関を通じ、介護職員の賃金が引き上げられるよう国への要望を行ってまいります。

〔保健環境部部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 音嶋議員。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 大体分かりましたが、市長も介護施設の学校を実際に、誘致

をされました。その結果が今年も４１名ほど卒業生がいるということでもあります。

卒業生は、なるべく壱岐に在住する形を取れるシステム、そこには幾らかの助成金を出してもいいじゃないですか。市民が恩恵を受けるんですから。

それ以上に、国がなってないんです。この介護保険を２０００年につくって、２００５年には施設居住費、食事代の自己負担化、２００６年には要介護１の審査を厳格化し、給付対象者を抑制したと。次から次に切下げですよ。その次、２０１５年には、一律１割だった自己負担率を２割負担に導入、年収２５０万以上対象と。もう、とにかく縛りをつけてやる。２０１８年には３割負担を導入、年収３００万円以上が対象と。

こういうことで、壱岐の施設側が金を出そうとしてるんじゃないんです。国がどんどんどん制度の自己負担率を高めておる。

それがために、必要な介護職員は、全国的に言いますと、２０１９年には２１１万人の介護者がいて、介護職員が２２万人不足すると。２０２４年には２４３万人の介護者がいて、３２万人の介護職員が不足すると。これを見る限り介護率が高い、全国で、これで、２０４０年には介護職員が６９万人も不足すると。

そして、介護職員の給料は、正職員で２０１２年では２５万円。２０２０年には２９万円です。全職員より６万円ほど安い。劣悪な環境の中で、給料まで安かったら誰が働きますか。そうでしょう。私のおしっこや、うんこや、きれいにしてもらう人たちが嫌な顔もせんでやって、こういう人たちの給料をあれして、のほほんと裏金つくるような政治家もおる。こういうばかげた世の中がありますか。

ということで、壱岐市は次の市政になっても、市民がワンチームで進めるような市政をつくらせていただきたい。そういうリーダーを皆さん、選任をしていただきたい。あまり、言いますと選挙違反になりますので、これでやめます。

市長は、よく頑張ってくださいました。今後とも申し送り事項として、ぜひとも次の市長さんには、こういう分野はよろしく頼むねと、私が基礎をつくったんだ、後は発展させないということをお願い添えていただきたい。ということで、私はもうこれでやめます。後は結果が示しますから。次の質問に移ります。

壱岐市合併２０年の検証について、お尋ねをいたします。

市長とは、いろいろこの１６年間激論もいたしました。私は協力するところは、協力をしました。こんちくしょうと思ったら、全く反旗を翻した、そんな思いを、今、ここで浮かべております。

まず、第一に、焼却場問題を、８０億円を４０億円に低減された手腕、そして、病院企業団への合併を実現された。そして、全国離島振興協議会長の折に、有人国境離島法制定にこぎつけ

られた手腕。ウルトラマラソンを新しく取り入れられたこと等々、称賛に値することもいっぱいございます。

しかし、私は1つ、何かというのは、市長は口には1次産業の島であるということを常々言われます。その中で、1次産業の衰退ぶりは目に見張るものがございます。それは環境のせいもあるかもしれませんが、やはり、すべての団体が補助金に頼ろうとすることの、これは、漁協にしても、農協にしてもしかりです。やっぱり自立するんだという信念、気概を持ってやり抜く。そうした闘争心、次に触れますが、松永安左エ門みたいな不屈の根性を有した市民の人材育成に、この合併20年の間に、企業は人なりと言います。組織も人であります。物ではない。人であります。私はそうしたことを、希望をいたしておりました。

インフラ整備や合併特例債というアメによって整備をされました。整備が遅れているのが人材育成であります。金じゃないんですよ。それぞれの人材。ここにいる職員の皆さんが、俺がやる、俺がやらんで誰がやるんかと、そうした不屈の根性をもって、行政に全てに挑んでいけば、必ずや立派な島ができる。補助金も一時的ですよ。補助金くれろ、補助金くれろと。

くれない族という言葉は御存じですか。物をくれろ、物をくれろという、それをくれくれいうのがくれない族。壱岐はあまりにもくれない族が多いんじゃないかと思う。自立しようというその気持ち、これだけの肥沃の土地がありながら、太るのは、草ばかり。我々の若い、おやじたちの時代には、草一本ないように畑を耕しておりました。そして、みんなが1つになって1つの大地に恵みをもたらしておりました。今は、もう何ですか。草ばかり。これでは、駄目です。これをできるだけ、やはり人材の育成に力を入れるべきであったという思いがいたしております。

これで合併20年の検証は終わりますが、市長に、あと22分ありますので、僕はデメリットは言ってませんからね。メリットもあって自分も反省すべきことはあったなと、思いを述べてください。5分か6分、時間をあれますから。よろしくお願いいたします。皆さん聞いてくださいね。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 音嶋議員の御質問にお答えいたします。

質問通告内容と、今、言われたことの趣旨が少し違っておりますので、必要があれば農林水産業の振興については、後ほど部長が申し上げると思っております。

私に対する質問については、いわゆる箱物行政に奔走したのではないか、それで産業振興が遅れたのではないかという御質問でありましたから、そのことについて私はお返事をしたいと思っております。

まず、壱岐市合併２０年の検証について、箱物行政に奔走した結果、産業基盤の遅れに支障をきたす要因と考えないか見解をただすという御質問だったものですから、それに対してお答えを申し上げます。

結論から申しますと、その御指摘は当たらないと言明をさせていただきたいと思っております。この前段で農林水産部長がお答えする予定でございましたけれども、基幹産業である第１次産業について、できるだけの振興策は尽くしてきたと考えております。しかしながら、それでも成果が思うように上がっていない面があることも事実でございます。議員御指摘の箱物行政とは、必要ないものをつくったために資金不足に陥り、産業振興に支障を来したのではないかという意味合いに受け取ったわけでございますけれども、私は平成２０年、就任当時、約４０億円で引き継ぎました基金も現在約１００億円になっております。そのようなことから財政は健全であると、はっきり申し上げておきたいと思っております。

御参考までに、２０年間で建設整備した主要事業を申し上げますので、もし、その中に不要だったというものがあれば、御指摘いただきたいと思います。

まず、最初に市の施設でございますが、合併直後の平成１６年度から１９年度までについて、自給肥料供給施設整備事業。これは勝本の液肥施設でございます。芦辺港ターミナルビル建設事業、印通寺港ターミナルビル建設事業、原の辻遺跡復元整備事業、石田スポーツセンター整備事業、リサイクルセンター整備事業。これが１９年度まででございます。

平成２０年になりまして、長崎県埋蔵文化財センターと合築いたしました一支国博物館整備事業、クリーンセンター整備事業、汚泥再生処理整備事業、これはし尿処理施設でございます。学校給食施設整備事業、光ファイバー網整備事業、学校耐震化事業、葬祭場整備事業、庁舎耐震化事業等を施工いたしました。

次に辺地債や過疎債など、有利な起債を活用した産業基盤整備に係る補助事業として、ＪＡライスセンター整備事業、各漁協の製氷施設改修事業。そして、ソフト事業に係る補助として、壱岐牛維持確保緊急対策事業、漁業用燃油対策事業があります。

また、有人国境離島法等を活用した農林水産物輸送コスト支援や、産業活性化戦略産品５品目の輸送コスト支援、雇用拡大事業、滞在型観光振興事業、さらには、現下において農林水産業における生産資材等物価高騰対策支援を行っているところであります。

私は常々、第１次産業の振興なくして壱岐の発展はないと言ってまいりました。ただいま、私が言いますのは口だけではないかという御意見でございましたけれども、そうではなくて、私はこの考えにおいて今後も変わりはありません。農業、漁業の振興が、商業、観光業の振興および壱岐市の産業全体の活性化につながるものと信じているものであります。そのようなことから、私自身、むしろ、本庁舎という箱物を建設できなかったことを残念に思っております。

して、箱物行政に奔走したという認識は全く持ってございません。

その後、今、音嶋議員おっしゃいました人材育成、これについてはですね、今、御存じのように慶応義塾大学SFC研究所等と連携をいたしまして、人材育成を図っております。他の自治体との人事交流も行っております。しかしながら、人材育成については確かに不足をしていると思っております。次のリーダーに、そういったことも含めて引き継ぎたいと思っておる次第であります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 音嶋議員、農林水産部長の答弁要りませんか。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 農林部長にコメントをいただきたい。答弁を準備してありますので。

ただ、市長の今の発言の中で、新庁舎を建設できなかったのが残念であると言いました。これだけには私は反論があります。人口が減り続ければ、郷ノ浦庁舎だけ1か所でいいぐらいの職員定数になるんですよ。そういうふうにならないようにしてもらいたい。大きな政府がいいのか、小さな政府がいいのか、そういうふうにならないように、ひとつ、皆さんで全ての面で努力をして、持続可能な壱岐市を構築できるようによろしく願いたい。退職を控えて、今日まで一生懸命頑張ってくださいました。優秀な谷口部長より、コメントをいただきたいと思います。

○議長（小金丸益明君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部部長（谷口 実君） 10番、音嶋議員の1番目の御質問についてお答えをいたします。

質問の内容については、合併以来、基幹産業である農水産業の衰退が著しい、その原因と対策についての見解ということでの御質問をいただいております。これまでの農林水産業の取組につきましては、壱岐市総合計画に基づき、1次、2次、3次と計画を見直しながら、これまで20年取り組んできております。

まず、農業につきましては、合併前の平成15年度の農業産出額は55億6,000万円でありまして、令和4年度は56億7,000万円と、ほぼ同額となっておりますが、その20年の間には49億円から69億円と年度によって大きく差がありまして、その原因としては、農業産出額の7割を占める肉用牛の価格が最も影響しているところであります。このように厳しい状況の原因は、農業者の高齢化や後継者不足に加え、昨今の肥料や飼料、燃料等の物価高騰が以前に増して厳しい状況を生み出していると認識をいたしております。

しかしながら、農家戸数や農業就業人口で見ますと、合併当時直近の平成17年の農業セン

サスでは3,017戸の3,620人で、現在直近の令和2年の農業センサスでは1,818戸の1,340人と、農家戸数で60%減、農業就業人口では37%減と大きく減少しているにも関わらず、農業産出額は20年前を維持されており、アスパラガスやミニトマト、ブロッコリー、果実、花卉、そして、新品目のじゃがいもなど、高収益作物への転換を図りながら、JA壱岐市のスローガンにある「めざそう！100億で離島農業日本一へ」の可能性に向けて、懸命に努力をされておられます。議員おっしゃる、衰退しているというより、むしろ、維持していることを前向きに捉えているところでございます。

そのような中、対策としては、現在物価高騰対策や価格補填の対策を講じておりますが、担い手の育成や確保については、生産部会や集落営農組織等において、担い手の掘り起こしの取組を進め、また、耕作放棄地の拡大が懸念される中、農地が利用しやすくなるよう農地の集約化に向けた取組など、各種事業に取り組んでいるところであります。

今後も総合計画に掲げている振興施策や、本市の農業振興計画とも言えるJA壱岐市第9次営農振興計画に掲げる取組を関係機関が連携を図りながら、持続可能な農業を目指し、さまざまな事業の展開が必要と考えております。

それから、水産業につきまして、もう少しお時間をいただきます。令和4年度の漁獲量は2,091トン、漁獲高は24億2,500万円であり、合併前の平成15年と比較しますと、漁獲量で約23%、漁獲高で約45%に落ち込んでおります。

その原因としましては、全国的な水産資源の減少や、漁場環境の悪化によるスルメイカ等の不漁や、クロマグロの資源回復のための漁獲抑制、あわせて磯焼けによる磯根資源の減少などが漁獲量の減少の原因であります。漁業者の高齢化ならびに後継者不足と生産コストの高止まりもあわせて影響していると考えております。

これまで離島漁業再生支援交付金等の国、県事業をはじめ、合併以降継続して実施してきました各種補助事業や認定漁業者制度、後継者対策、漁業用燃油の補助、栽培漁業の推進、磯焼け対策などの支援策によりまして、水産業の維持を図ってまいりましたが、今後も引き続きこれまでの支援策を継続することにより、本市水産業の維持、振興につながるものと考えております。特に、磯焼け対策につきましては、令和元年度から本格的に取り組み、約276ヘクタールの藻場が回復しておりますので、今後も取組を緩めることなく、漁業者、各漁協等との連携を図ることにより、周辺海域の藻場の早期回復を進め、少しでも豊かな海を取り戻し、資源回復させることが水産業振興を図るためには重要であると考えております。

以上でございます。

〔農林水産部部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 音嶋議員。

○議員（１０番 音嶋 正吾君） 大体予測どおりの答弁で返ってきたつもりであります。

努力をされておるのは分かります。やはり、内外の情勢で非常に農業においては、飼料価格も高騰とか、問題ありました。そして、漁業においては温暖化問題、磯焼け問題等々がありましたが、それに代わる、やはり養殖とか、そうしたものにやっぱり発想の転換を図っていくという、その１つの試みが、株式会社なかはらが取り組んでおるフグの養殖等々も、１つのモデルケースでなかろうか。逆に、あれを漁協にやってもらいたいものですね、漁協に。それくらいの気概がない。やろうという気概がない。そのことを、あまり言ったら怒られますので、ここでやめます。

続いて３番目の質問、松永安左エ門（仮称）記念館建設計画について、お尋ねをいたします。

この問題は、令和５年６月２９日、議会全員協議会で新松永安左エ門記念館の建設基本構想が教育委員会から議会のほうに説明がございました。しかし、この時点で答申をしたのは、もっと早かったんです。遅い。やる気がないと、私はそう書いておりますが、思われても仕方がない。来年はもう生誕１５０年を迎えるんです。松永翁は日本の経済界を引っ張った人間。これだけの人間は、またと出ないと言われておりますよ。ですから、私は、いろんな面からも、すばらしい方であると。またと出ないんじゃないだろうかという方だから、後世に続く子どもたち、そして、観光客辺りを誘致するのに最も効果的な物件ではなかろうかと思えます。

それで、教育次長のほうから音嶋さん、あのとき説明したじゃないですか。すぐできるものですかと言われましたが、やるかやらんかは、あなたたちが今後進めるかどうかですから、その決意をまず述べていただきたい。私はその後から質問をいたします。

よろしくお願いします。

○議長（小金丸益明君） 目良教育次長。

〔教育次長（目良 顕隆君） 登壇〕

○教育次長（目良 顕隆君） 音嶋議員の３つ目の質問、松永安左エ門記念館建設整備計画について、お答えをいたします。

松永安左エ門翁につきましては、皆様が御承知のとおり、壱岐が輩出した偉人であり、これからの壱岐の将来を担う子どもたちにも、必ず知っておいてもらわなければならない人物であると思っております。その松永翁の生きざまや人物像、そして功績について、誰もが理解しやすく、何度も足を運んでいただけるような記念館へと、リニューアルを行うことで考えておりますが、そのことにつきましては昨年の市議会６月会議にて御報告しましたとおり、令和５年７月１日付けで、新松永安左エ門記念館、これは仮称でございますが、建設基本構想を策定し、公表したところでございます。

この基本構想をお示しした後、今年度中は企業版ふるさと納税による財源確保を目指し、市

長のトップセールスを行ったところで、来年度以降に具体的な事業を進める予定で考えております。おおよその建設に向けたスケジュールにつきましては、整備に関する具体案を盛り込んだ整備基本計画を令和6年度に作成し、併せて令和5年度に引き続き、企業版ふるさと納税やクラウドファンディング制度の検討、国の交付金等の財政措置を調整してまいりたいと考えております。その後、令和7年度に現施設の解体と設計業務、令和8年度、9年度にかけて敷地造成や養生、建設を行い、令和9年度中もしくは令和10年度でのリニューアルオープンといった予定で進めているところでございます。

〔教育次長（目良 顕隆君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 音嶋議員。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 今、教育次長から表明がありましたことは、議事録にちゃんと記載をされますので、虚偽答弁にならないような進行の仕方で、次の市長さんとスクラムを組んで進めていただきたい。

私はくどくど言いませんよ。本当に進めりゃいいんですよ。これだけの人材を、すみません、ちょっとバランスが悪いもので、演台を倒そうとしまして、失礼いたしました。この、今、明かりがついておりますね。皆さん、空気を吸っておるようにお考えでしょうが、これも松永安左エ門さんが引かれたんです。そして、これを訴えたのは長嶋さんですね。田河の方で、芦辺町長をされ、長崎県議会議員もなさった方ですね。優秀な方です。地域を動かしたんです。それぐらいにやっぱり松永さんは地元のために、皆さんしていないというようなことを言われますがね。こんなにされた方いませんよ。山口麻太郎さんの郷土史なんかもすばらしい貢献をなさっております。そして、この方は後世に美德を残しました。全てのものを寄付したんです。全てため込んでするような人じゃないんですよ。そして、自分の体までも解剖に献体してあるんです。これだけの方が、97歳の大翁が、あの方は立派なつえをつけておりますが、僕は短いつえですが、これがないと歩けないんですよ。ですから、私も今の答弁で、ああ、びたんとなりました。いつになったらできるとかなあ。壱岐市はやる気があるのかなあという思いであります。

皆さん、白川市長が基礎をつくっていただいた16年間に、今度恐らく立候補されないというふうなうわさであります、まだ確定じゃありませんので。

今後はしがらみのないワンチームで行ける。ワンチームですよ。1つになる。そんな壱岐市にしていこうじゃありませんか。私がしたから、あの人に協力したから、そんな自治はやめなさい。私はそう思います。合併20年、初代長田市長から16年、白川市長が継承されました。私は、20周年記念を機に表彰をされておりましたが、なぜ、あのときに長田市長を表彰しないんですか。私はそう思いますよ、初代市長ですよ、皆さん。ワンチームで行きましょう。あれが、あれがと言わない。ファミリーです、ファミリー。そのことを皆さん方に強く訴え、そし

て、私は皆さんの協力のおかげで、この壇上に立てたことに対し、感謝の誠をささげ、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、音嶋議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を午後 1 時とします。

午前 11 時 31 分休憩

.....

午後 1 時 00 分再開

○議長（小金丸益明君） 再開いたします。休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、14 番、市山繁議員の登壇をお願いします。

〔市山 繁議員 一般質問席 登壇〕

○議員（14 番 市山 繁君） 皆さん、こんにちは。

毎日お疲れさんでございます。まず、去る 3 月 1 日壱岐市市制施行 20 周年記念式典が盛大に挙行されましたことをお喜びを申し上げます。これからも 30 年、50 年、100 年と未来永劫、壱岐市の発展を願っております。

3 月会議は、令和 5 年度最後の一般質問であります。それに私たちの、壱岐市民の象徴であります、白川博一市長様が 4 期 16 年にわたり、壱岐市の振興発展に御尽力いただきましたことに感謝を申し上げます。今月をもって御勇退されるとお聞きしておりますが、市長の在職最後の一般質問の答弁と御所見をお聞きできることを光栄に存じております。

前置きが長くなりましたが、それでは、14 番、市山繁が通告に従いまして一般質問を行います。質問事項は 2 点であります。

1 点目は、国内離島航路運航の高速ジェットフォイルの更新計画について。

2 点目は、小・中学校の給食費の無償化の市長の重点項目の確認についてでございます。2 点であります。簡潔な御答弁をお願いいたします。

それでは、まず、高速船ジェットフォイル更新についての趣旨について、このことにつきましては、私も以前から、壱岐市航路対策協議会の委員として参加しており、関心を持っておりましたので、一般質問の準備をしておりましたが、急遽、2 月 22 日に壱岐市航路対策協議会が開催されるとお聞きして、お聞きし、一般質問の通告の締切りが 2 月 26 日の午前中と、壱岐市の協議会より後になっており、協議会の意見と重複することになり意味がないと思い、私の一般質問は取りやめようかなと思いましたが、当面のちまたの話題で、ジェットフォイルの更新への不安と念願の話がありました。私も市民の代表者であり、また、自分の意見もあり、

一般質問を行うことにいたしました。

そこで、近年の物価高騰により、高速船ジェットフォイルの更新は、国内の離島航路事業者には大きな壁に直面しております。国内各地の離島と本土を結ぶジェットフォイルの運航事業者が老朽化する船舶の更新計画を立てられないのは、船舶の建造費が当時の約3倍近くに高騰しているためであります。

国内では6航路事業者と18隻の高速船で、離島の島民の足として島の経済に貢献をしており、船齢も老朽化しており、ジェットフォイルの存廃は死活問題であり、地元自治体は運航業者と国への支援要望が必要であると思ひ、下記のことにお尋ねをいたします。

それでは、国内の離島航路高速船ジェットフォイルの運航事業者と1都4県、地元自治体の6業者とは共通の話題であります。国内の高速船ジェットフォイルの運航は、これは皆さん方も知っておられると思いますが、市民の皆さんの参考として申し上げますと、北の方から1番目、佐渡汽船、航路は新潟から佐渡で、船は3隻、船齢は耐用年数で34年～43年。2番目に隠岐汽船、航路は隠岐諸島と松江、境港、船は1隻で船齢は31年。

次に、長崎県は離島県であり2社の運航会社がありますが、まず、九州郵船、航路は対馬、壱岐、博多間で船は2隻、船齢は32年～38年。そして、次に2社目の九州商船、航路は五島、長崎で船は、船舶は2隻、船齢は32年～33年。5番目に種子屋久高速船は、航路は鹿児島、種子島、屋久島で、船は6隻、船齢は28年～30年、44年となっております。6番目が東京汽船、航路は東京、熱海、伊豆諸島で船は4隻、船齢は28年～33年、42年の状況であります。

航路は違っても船の耐用年数は待ってくれません。川崎重工でも現在は何とか技術者を留めている状況ではありますが、老朽化するジェットフォイルの技術者は絶えてしまうのかという話もあっておりますし、老いているジェットフォイルの技術者も老いていきます。そうしたこと、受注しても確実に建造できるかという話がありますし、それに1年間に何隻建造できるかも未定であり、建造費も約50億円から、現在は円安の影響もあり70億円以上となっております。

国内でも鹿児島県のトッピー7が、船齢が45年になるのを始め、国内の高速船の18隻のうち14隻が船齢30年を超えており、各事業者とも更新の必要性は認識していても、この報道の調査では、1業者は更新するかどうかを含めて具体的な計画はない。後の5業者が更新する予定だが、具体的な計画はないという回答をしております。事業者の計画内容は、投資額は違っても、離島航路の必要性、平等性は考慮し、業者、また、地元自治体連名で県、国への支援要望をされることが必要だと思っておりますが、市長の御見解をお願いいたします。

次に、高速船ジェットフォイルの更新計画については、まず、運航業者、壱岐市の九州郵船さ

んの更新計画、投資額を提示され、次の対策を検討するのが順序だと思っております。その結果を含め、財政支援の要望についてですけれども、事業者が事業を計画するには、その事業者が自分の会社の方針、投資額を示し、それを基本として、関係機関と協議して行わなければ先に進めないと、私は以前から協議会でも思っておりましたので、壱岐対馬航路活性化協議会では対馬市議会の作元議員が委員長で進行され、その協議会の中で、九州郵船の竹永社長の話では、更新は現在の状況では、1社では対応はできないので、支援をお願いせねばとのお話をされました。私は、それはどの業者からも出ている話ですので、私は現実的な話をせねば先に進めないと思ひまして、竹永社長に、失礼ですが事業者の計画方針として、計画の基本となる会社の投資額について示していただけないかとお尋ねをいたしましたところ、しばらくお考えになった後、現時点、当時建設費が50億円と言われる時点であれば、51%の投資はできると言われ、51%となると約50億円の半額の約25億円ですねと私は念を押しました。それは協議会に出席された委員会は、皆さんお聞きのとおりでありましたが、その後、委員会も開催されず、コロナやウクライナの侵攻のこともありまして、物価の高騰が影響し、高速船の更新の話も一時は休止状態のようでありましたが、船舶の耐用年数は近まり、離島と本土を結ぶ島民の足がなくなるのではないかという島民の間で更新の話題が高まり、私も以前からのこともあり2月会議の前日、私ごとでございませうけれども、私が福岡に私用で行くことがあり、時間的にも余裕があったので、九州郵船の万谷常務にアポを取り、幸い了解をしていただきましたので、社長は出張でしたが、常務と社会情勢の雑談を交え、ジェットフォイルの更新について話をさせていただき、以前の、先ほど申しました竹永社長のその会議での投資額も覚えておられましたので、そのときは約50億円の時の話でしたが、現在は約70億を超えるとのことです。会社の投資額も物価の高騰は別として、会社の計画をそれとなくお話をいたしましたので、その内容は私からは言えませんが、壱岐市の航路対策でも要望はされておられますので、回答はあつておられると思います。

会社の投資額を基本として共有すべきことであり、県下の議長会でも重点要望として、対馬、壱岐、五島が要望されておりますが、対馬と壱岐市は先ほど申しましたように、九州郵船、五島航路は同じ長崎県でも九州商船と別会社です。それぞれの事業者の違いもありますが、よく協議し、早く更新計画ができ、ジェットフォイルの建造ができますことを願っておりますが、市長も実施者ではありませんが、この航路の関係の市長さんとしての御見解をお願いいたします。

次に、壱岐市航路対策協議会の開催についてですが、去る2月22日、壱岐市において壱岐市航路対策協議会が壱岐市長白川博一会長のもと開催され、そのメンバーも私は存じておりませんが、設立したことも知りませんでしたので、以前は同じ航路を運航する対馬と、壱岐対馬航

路活性化協議会をフェリーの（・・・）やジェットフォイルの更新計画についても、九州郵船と
壱岐対馬航路活性化協議会が協議、意見交換会をしておりましたが、一番大事なこの時期に、
その協議会もあつてないようです。私たちは壱岐と対馬の協議会を開催して、高速船の更新に
ついて、壱岐対馬航路活性化協議会の開催が必要だと話しておる矢先に、急遽、壱岐市航路対
策協議会が開催されることを知り、私も当然、対馬と合同会議と思っておりましたが、壱岐市
だけの協議会で、九州郵船へジェットフォイルの更新に関する会社の方針の回答の要望のよう
ですが、このような大事な要望は対馬と協議していたのが、今回壱岐市単独での要望でよいの
か、対馬と協議の上の要望であったのかをお尋ねをいたしたいと思います。

この３個について、お尋ねをいたしますから、御答弁をお願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 市山議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 市山議員の質問の国内離島航路運航の高速船の更新計画について、お
答えを申し上げます。

高速船ジェットフォイルにつきましては、時速８０キロメートルを超えるスピードで安定し
た航海ができることから、航海時間の短縮や航海数の増加が可能となり、何より、波高の高い、
荒れた天候でも就航率が高いということがございまして、速く、安全で、快適な乗り心地が市
民の皆さんはもとより、本市を訪れる観光客などの利用者に支持され、必要不可欠な存在とな
っております。

このようなことから、本土と離島を結ぶジェットフォイルによる運航体制は、市民生活の足
としてだけではなく、本土の医療機関への迅速な患者搬送にも重要な役割を果たしており、加
えて、観光促進、移住、定住促進への貢献度も多大なものがございます。本市の将来を見据え
たとき、ジェットフォイルの利便性を確保することは、本市の振興、発展および国境離島の人口減少抑制につながる重要事項の１つであります。

しかしながら、現在就航しているジェットフォイルの船齢は、先ほど申されましたように、
ヴィーナス１が３２年、ヴィーナス２が３８年と老朽化が進んでおりまして、今後の運航が維
持されるのかということは市民の不安材料であり、本市の懸案事項となっております。導入当
時に比べ、建造費が大幅に高騰し、航路事業者の負担のみでジェットフォイルの更新を行うこ
とは困難な状況にあることは理解しておりますけれども、本ジェットフォイルの更新は、あく
まで航路事業者が実施主体であり、その決意がなければ前進はございません。

このようなことから、先日２月２２日に壱岐市航路対策協議会を開催して、ジェットフォ
イルの更新に関する要望書を取りまとめ、２月２７日に私が九州郵船株式会社へ出向き、直接
ジェットフォイルの更新に関する九州郵船様の意思について、要望書を提出いたしました。

その結果、実は昨日でございますけれども、3月6日、大変な大しけでございましたけれども、竹永社長自らお見えになりまして、回答を頂いたところでございます。

その内容を申し上げますと、ジェットフォイルの高船齢化が進行しており、更新の本格的検討が必要な時期に来ているものの、現在就航しているヴィーナスの建造時と比べ、現在は船価が相当高額になっており、自社単独での更新は難しく、国、県、市による一定の公的資金が必要であるものと考えており、今後の公的な支援の検討状況を踏まえ、更新についての具体的判断を行ってまいりたいということでございました。壱岐市といたしましては、応分の助成があれば建造する意思があると明確に示されていると理解をしたところでございます。

御存じのように、令和4年11月に成立した改正離島振興法において、ジェットフォイルを含めた船舶更新等に対する支援についての配慮規定が明記されたところでございまして、今後、国においても何らかの動きがあると思われませんが、本市といたしましても新たな支援制度の創設について、さまざまな機会を捉え、国のみならず、県に対しても要望を継続してまいりたいと存じます。

また、ジェットフォイルは、現在国内において1都4県で合計18隻が運行しております。長崎県においては、東京都、新潟県、島根県、鹿児島県とジェットフォイル更新に係る関係自治体情報交換会を毎年1回開催をしておられます。長崎県におかれましては、最重要課題として平成28年度から国へ政策要望を提出しているところでありまして、他の関係自治体に共同での提出を打診したとのことでございましたけれども、それぞれの状況が異なるといった理由で、現時点では個別の要望となっているようでございます。

そのような中、先ほども申し上げましたが、令和4年11月に成立した改正離島振興法において、ジェットフォイルを含めた、船舶更新等に対する支援についての配慮規定が明記されたところであり、今後、国においても何らかの動きがあると思われませんが、本市といたしましても新たな支援制度の創設について、さまざまな機会を捉えて要望を継続してまいりたいと考えております。

また、4点目の御質問、対馬との連携につきましては、県内関係機関である県と対馬市、九州郵船、壱岐市においても毎年情報交換会を実施し、情報共有を図っているところであります。

ジェットフォイルについて、現在は壱岐、対馬それぞれの要望活動となっておりますけれども、今回、九州郵船から回答していただきました。それを踏まえて、対馬市と連携して活動してまいりたいと考えておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） 今、九州郵船から御回答があったということでございますけ

れど、この会社の投資額の基本となる金額はお示しになりましたか。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） これは、この文書には書いておられませんけれども、実は3月1日の市制施行20周年の折に、これはお話しした言葉のやり取りということで御理解いただきたいんですけども、70億円から75億円くらいに、今、なってるんでなかろうかというお話でございました。これはあくまで公式ではございませんので、お願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） それについても、あのとき、以前に私が社長に質問したときですよ。今の時点で例えば建造に50億円やったら、25億円は投資はできるということでした。今、70億円から73億円だそうですから、半分にすれば三十七、八億円になるわけですけども、そうした金額は示されませんでしたけれども、大体それより、それクラスはできるような話でございましたので、やっぱり、それから計算、それを基本として、あと建造費がどれくらい不足するかということを検討して、国、県に要望するのが私は筋と思っちゃったですね。それがなから、いつまでたっても会社が幾ら出せるか、ただ、1社ではできませんと言うても進まないわけですね。

それと、対馬と今まで活性化協議会をやっておったわけですけども、今はその、面々にやるということですね。そうですか。

それで、1個の迫質ですけども、国内の離島航路の高速船ジェットフォイルの更新計画は、建造費の高騰が、先ほど申しましたように、一番ネックであるようですけども、事業者の投資額は大小違っても運航する役割は、先ほどおっしゃったとおりで、共通であります。最新の更新の計画を作成すれば、国・県が検討し、現在運航している18隻が一度に建造できるわけではなく、国・県はどの航路も必要であるので、公平な立場で検討されると思いますので、要は1都4県の事業者と地元自治体が呼びかけあって協議して更新計画を立てないと、私は、先ほども何回も言いますが、更新計画の調査の結果では、耐用年数が過ぎてもジェットフォイルの更新は不安ばかりで実現が憂慮されます。それで、市長は実施主体ではありませんが、離島と本土を結ぶ運航の自治体の市長の御所見をお聞かせいただきたくて、今、申し上げた次第です。

それから、2個目の高速船ジェットフォイルの更新計画については、九州郵船株式会社が実施主体であり、更新計画、更新基本となるのは会社の投資額であります。社会情勢の物価の高騰は変動するので、それに惑わされず、現在の会社の実情に合った投資額を示して、無理にならないのが運営の基本であるとは私は思っておりますし、僭越とは思いますが、それを基本として、次の検討をし、計画されるのです。先ほど申しましたように、事業者計画には順

序どおり行わなければ進行できないと私は思っております。

次に、3個目のジェットフォイルの更新計画の話があっていましたが、壱岐対馬航路活性化協議会は開催されていませんが、今回の壱岐市だけの開催は、なぜだろうかと考えておりました。対馬市の選挙のためかなと思ったんですが、そうでないようでございますから、壱岐、対馬の共通した今後の大事な協議に壱岐市だけと私も不審に思ったので、この質問をいたしました。そういう話合いができるようなら結構ですけども。今、3個目ですかね、何かありましたらひとつ。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 今、御指摘のように、対馬とは今のところジェットフォイルについては協議いたしておりますけれども、今後、加速していかなければならないと思っているところです。

それと、もう一つ、実は、竹永社長が全国の旅客船組合の代表になってらっしゃるものですから、同じ文書でもって全国の旅客船組合に対しても要望を申し上げました。そういう中で、実は昨日お見えになって、いろいろ、本当にお話合いをしたわけですけども、例えば、九州郵船が1隻造ると、それは言えるけれども、実は、それだけでは川崎重工は動かないと。やはり、九州郵船が1隻造って、その後になんかということを計画しないと、川崎重工とも話ができないというようなお話でございました。それは私としてもそうだろうなと思いました。ですから、竹永社長としてはこの際、九州郵船だけの話ではなくて、ジェットフォイル18隻の全てを対象にした計画でもって、川崎重工と交渉なさるんだろうなと、こう推測したところです。

それについても、やはり国が、一体どれだけ補助金を負担してくれるのかといったことが大きなやっぱり問題になると思っておりますので、ここはやはり、県も含めてですけども、他の自治体、そして、全国の自治体が何らかの形で、やはり連携を取り合って国に対して要望していく、そういったことが求められるのではなかろうかと思っております。

○議長（小金丸益明君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） 今、おっしゃるように、私が先ほど申しましたように6社と、それから18隻しかおらんわけですから、距離、時間は違っても、やっぱり離島と本土のつながり役割は変わらんわけですね。それで国もこれは一緒にしないと、別々にしても、なかなかその平等性が分らんわけですよ。それで国の検討しやすいような方法でやって、投資額とそれから船の責任もあります。それでいろいろ距離もありますし、やっぱり、川崎重工業も1年に何隻できるかまだ見当がつかんわけですね。それで18隻もあるわけですから、それを3隻、例えば造っても6年かかるわけですね。そういうことで順番もありますし、長崎県内に2つの

業者もおりますし、いろいろ検討されると思います。それで、そういう、国も不公平なことはされないし、平等性を守って、やっぱりそれをよく検討してやるわけですから、早く一緒に一遍はやって、後は段階で、それは私結構と思いますが、やっぱり進めていかないといかんと思っています。

まずはその、さっきから何遍も言うように、会社の方針ですよ。方針が一番に出さんと、幾ら出すとか分からんとにですよ。こっちが幾ら出しますと、県に国にそう要望しますと言われるわけですから、この事はやっぱり順序を踏んでいかないかと私は思っております。

このジェットフォイルについては、もう意見はないですから結構です。

それから、次の2項の、大きい2項の小・中学校の給食費無償化の市長会の重点項目についてですが、これは市長会議の重点項目の確認でございます。

12月会議での小・中学校給食費無償化の国への要望について、市長の御答弁では、市長会でも重点項目として上げており、今後もその要求を続ける方針ですと言われておりましたが、それは県下でも実施されてないようですので、白川市長もこの議会で御勇退されるという話を聞いておりますが、この件について確認をさせていただき、次の新しい市長に申し送りをさせていただくために、私は質問をしておるわけですが、私が昨年12月の会議の一般質問で学校給食無償化が、財源が豊富な、また、ふるさと納税給付金の多い自治体がそれを財源として給食費の無償化を実施していますが、それができない自治体での保護者の負担軽減には不公平であります。

この少子化対策は国の政策でもありますように、子育ては国の宝で財産であります。先般、市長に市長会でも国への要望の質問をいたしましたところ、市長の御答弁では、私の、議員の質問のとおり、少子化対策における子育て支援、経済的な軽減策は当然のごとく必要であると思っております。現在、本県市長会におきましては国・県に対し提言をして、学校給食の無償化について重点項目として上げており、今後もその要求を続けていくという市長会の方針でございますとの答弁をいただいておりますが、これが県の市長会の総意か決定事項であったのか、お尋ねいたします。

疑われていることが事項であったのか、疑われるようなことが実施されており、佐世保市の24年度の当初予算の主な新規事業は、中学3年生の給食費の無償化8,666万円、雲仙市では、2024年度の新規事業として、小・中学生の給食費を全額無償化する学校給食補助事業として1億6,400万円を盛り込んでおり、県の市長会の重点項目も全市には伝わっていないように思えます。このようなことを考慮すると、国・県への要望が全国の保護者のためになると思いますが、再度、御見解をお尋ねいたしたいと思っておりますが、よろしくお願いします。

○議長（小金丸益明君） 目良教育次長。

〔教育次長（目良 顕隆君） 登壇〕

○教育次長（目良 顕隆君） 市山議員の２つ目の御質問、小・中学校給食費無償化の市長会の重点項目について、この要望が今後も続ける方針か、そして、それは市長会の総意、決定事項であったのかの御質問でございます。

小・中学校の給食費の支援につきましては、令和５年度から子育て支援策の１つとして、学校給食費支援対策事業を実施し、小学校では月額２,９００円、中学校では月額３,９００円を助成しており、今年度は県内１３市の中では屈指の助成額でございました。次年度もこの支援事業を継続するため、新年度予算へ計上したところでございます。

お尋ねの、長崎県市長会から国・県への給食費無償化の要望について、また、市長会の総意、決定事項であったのかについてでございますが、結論から申しますと、長崎県市長会の決定事項であり総意でございました。

要望の内容につきましては、まず、国に対しては、学校給食は児童、生徒の心身の健全な発達に資するものであり、重要な役割を担っていることや、少子化対策、子ども・子育て支援の観点からも給食費の無償化は社会全体で、安心した子育て環境の整備と保護者負担の軽減を図ることが必要なため、国の責任と財源による無償化の措置を講じるよう要望をしております。

次に、県に対しては、無償化の実現に向け、財源を国の負担とするよう国に対し働きかけることを要望しております。

議員の御意見のとおり、給食費の無償化は少子化対策支援として国が実施すべきものと捉えておりますので、学校給食費の無償化について今後も引き続き要望してまいりたいと考えております。

〔教育次長（目良 顕隆君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 市山議員。

○議員（１４番 市山 繁君） いや、言われるとおりですが、私もこれが全市長村がそういう無償化を取り組んでおればいいわけですが、県の市長会でそういう話が出ているのに、その市長さんはどこば聞いとったのかと、私は思うわけですね。

それで、それは待ちなさいと。ちょっと今、そういうふうに市長会で決定事項になっているから、今年度予算は待ちなさいよと。これはゼロじゃなくて半分ならまあいいですけど。減額するということはもう、ただです。保護者はいいいわけですね、全額補助ですから。そうですけども、全国の市町村の保護者は、あそこの隣の市はそういうなつとると、こっちはどうなつとるか。やっぱり揉め事の元になるし、大体目的に合わん仕事ですから、国に要望してもすぐはできんことは分かっております。

それで、今年度は３分の１、来年度は半分だというように示していただいて、今のような状

況で市がしばらくの間負担するというようなことに条件が入ってくれば、各市町村もやるとですけど、これ、あるように、ふるさと納税寄付金が少ないところはどうしようもないわけですね。そうすると、俺たちは同じ子どもを持つとって、何でじゃろかということになりますから、そういうことを言われないように。

今年の出生数は75万863人だったですかね。前年度は80万人ですよ。だんだん減っていく。そういうことですから、やはり平等に、そういうことをやるならやらないと、そうすると国にも考えていただいて、みんなで出生が多くなるようにせねばいけないと私も思っておりますから、再度質問したわけですから。

結局国に要望はするような話になってるわけですね。国も今、もう自然災害やら何やら相当金も要りますから、そりゃ、すぐはできません。しかし、そういう計画をつくるように全国的のその市長会、九州会の市長会が、そういうところがあるわけですから、話をさせていただきたいと思っております。

何かございましたら、市長。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 市山議員さんの給食費無償化について、国に要望を本当に総意でしているのかということでございます。

これは先ほど、目良次長が申しましたように、提案した市がございますけれども、それに対して全会一致で賛成して国に要望しているんです。

しかし、今、市山議員さんおっしゃるように、国がやるべきだと、市としては対応できないんだよと。なのに、既にその、まあ今回、諫早、雲仙が、全額を自分たちでやったと。国に要望しておきながら自分たちでやるとは何事だと。何事かとはおかしいですけども、それなら国に要望する必要ないじゃないかというお考えのようでございます。そこところが僕、よく分からなかったものですから、今、お話を聞いて、ああ、そういう趣旨かということをつかったわけでございます。

これについては、それは確かに市山議員のおっしゃるのもそうですけれども、やはり、それは各市の、首長の子育てに対する考え方であって、他の、例えば財政をやりくりして、給食費に持っていかれたんだろうと思います。おっしゃるように国に要望したのなら、全額を補助しないで、もうちょっと待ってからやったらどうかという御意見も、まさに、それも一理あると思いますけれども、やはり待てないんだということで、その、完全に無償化なされた市もあったかと思います。

ただ、私は、やはり、例えそうであっても、私はその全額給食を無償化するために、どこかが

やはり犠牲になっておると思うわけですね。ですから、これはやはり、うちの場合は半額程度補助しているわけですが、早く全額、国の責任において無償化してほしいということを今後も市長会で強く要望していきたいと思っている次第であります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） ありがとうございます。

私もそのとおりですね。それで、私は島原市長がどこば聞きとったんだろうかと思ひやるわけですね。そうした総意で、決定事項ならば、ちょっと待たんかと、今年度予算はちょっと待ちなさい、半額なら半額にきなさいとか、言いべきものと思ひつたですね。それは全額助成しますよと言ったら、やっぱりよその市長さんもよう黙つとるもんだと私は思っております。それで、そういうことは徹底するように、壱岐では今年6,688万円かな、組んである。その2分の1はふるさと納税でしょう。そうじゃないですか。半分はふるさと納税。

○議長（小金丸益明君） 目良教育次長。

○教育次長（目良 顕隆君） ただいまの御質問にお答えいたします。

6,600万円、市の補助を入れるようにしておりますが、その半分は、今年度はふるさと納税を充てている状況でございます。

○議長（小金丸益明君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） そういうことでこれは、やっぱり国に要望してさせんと、ずっとこれは続くわけですから。そして、12月のときにも申しましたけれども、これを移住の利点に使うとあるとですね。保育料を無償にするとか、給食費を無償にすると。それだから、うちの市に来てくださいと。そういうことに使うところがあるようですね。そうなると、なお不公平になりますから。そういうところをよく考えていただいて、次の市長さんにも申し伝えていただいて、お願いしておきます。少し時間はありますけれども、この辺で終わらしましょうか。

それでは、私はこれで質問を終わります。どうもありがとうございました。

〔市山 繁議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、市山繁議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開を午後1時50分といたします。

午後1時41分休憩

.....

午後1時50分再開

○議長（小金丸益明君） 再開いたします。休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、8番、清水修議員の登壇をお願いします。

〔清水 修議員 一般質問席 登壇〕

○議員（8番 清水 修君） 皆さん、こんにちは。

令和6年2月第2回会議の最後を務めることになりました、8番、清水修でございます。お疲れのこととは存じますが、最後までどうかよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い、今回は教育課題で2つと、まちづくり協議会への支援についての3点です。

初めに、山口教育長におかれましては、昨年の5月に就任され、約1年、壱岐市の教育の現状を見て来られていると思いますので、よい面もあり、また改善すべき課題等に対するお考え等も十分にお持ち合わせておられることと存じます。地元紙での総合教育会議の記事を拝見しました。これからの取組についてもある述べられておりましたが、以下の2つについて、もう少し詳しくお考えを伺いたいと思って今回の質問にいたしました。

1つ目の質問は、本市のICT教育の現状と課題についてです。学校の教室で使われている電子黒板が導入されて5年が経過し、更新の時期を迎える頃だと思います。また、1人1台のタブレット端末が導入されたとき、令和3年6月会議にて、タブレットの活用について、私もお尋ねさせていただきました。そのときは、3年計画で段階的に活用できるようにとの活用計画を伺っていました。今年度で3年が経過する時期にもなっておりますから、授業でのタブレットの活用状況をみる見ておられると思います。今の現状、そして、これからのICT教育の在り方について、次の3点をお尋ねします。

1つ目は、市内小・中学校でのICT教育の利用、活用状況。

2つ目に、更新時期を迎えている電子黒板は、これからどのようなものを取り入れられるのか。

3つ目は、これからのタブレット端末の活用についてのお考え、そして、課題となっておったと思いますが、自宅への持ち帰り等についての御検討はどのくらい進まれているのか。

この3つについて、まずお尋ねします。よろしくお願いします。

○議長（小金丸益明君） 清水修議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。山口教育長。

〔教育長（山口 千樹君） 登壇〕

○教育長（山口 千樹君） それでは3つございますので、少し長くなると思いますが、御辛抱いただきたいと思います。

まず、最初にICT機器の活用についてお答えいたします。市内の小・中学校には電子黒板、タブレット、実物投影機、デジタルカメラ等が整備されております。データはございませんので、活用状況については私の印象でお答えいたします。

昨年5月から市内の小・中学校の状況を見て回っておりますけれども、それまで勤務しておりました県立高校の状況と比較いたしますと、電子黒板や実物投影機の使用状況は同じくらいかなというふうに感じております。一方で、タブレットの利用状況は格段に低いなというのが私の印象でございます。

しかし、これは先ほど議員もおっしゃったように、タブレットの導入が急に決まりましたものですから、恐らく当時の市教委の考えとして、現場を混乱させないために、タブレットの利用を急がせなかったんだと思います。そういうことで、急がせた市や町もほかにあったんですが、県内、ほかの市の状況を見ると、急がせなかったことは賢明だったんだなというふうに思っております。

それから3年がたちまして、現在、市内でも使いたいという先生方の機運とか、それから、使うための情報とか、そういった環境が整ってまいりました。そこで、実は昨年9月から、希望する小・中学校にミライシードという学習支援ソフトを使えるようにしました。試験的に使っていただいておりますけれども、この結果、ぐんぐん活用が伸びております。それに伴って、タブレットや電子黒板の活用頻度もどんどん上がっているというふうに感じております。今後は、各学校でこういうふうに使ったらうまくいったよというふうな実践事例を共有するような研修を市内で行いまして、教職員への支援を行っていきたいと思っております。

次に、次年度、導入することになっている次期電子黒板についてでございます。電子黒板につきましては、まず、昨年市内の校長に意見を聞きました。そうしますと、2つ指摘がございまして、1つは、1つの教室に1台は欲しいということでございました。また、現在設置しておりますのは、プロジェクター型というもののなんですけれども、少し見にくいというふうな御指摘がございました。

これを踏まえまして、次年度は各教室に、普通教室に1台設置するように予算を要求しております。また、児童生徒が見やすいだけではなくて、持っておりますタブレットとの相性というのもございまして、タブレットとの親和性が高いものも選定しようと考えております。

そのため、各学校の担当者を集めまして、複数業者による実機のデモンストレーションを行っております。で、先生方の詳細な意見を集めておりますので、それを参考に選んでまいりたいなと思っております。私どもといたしましても、高額な機器を導入しますので、現場の意見を聞いて、児童生徒や教職員が利用しやすいものを導入して、どんどん活用してもらいたいと、このように考えております。

最後に、端末の活用についてでございます。今後、デジタル教科書に移行していくと見込まれますので、タブレット端末を使うということは、もう不可欠になると思います。特に児童生徒が学びやすい学習ソフトを提供することは非常に重要だと考えております。そうしますと、

授業だけではなく、家とか、あるいは家じゃないところでも1人で勉強するということができます。

そこで、先ほど申し上げたミライシードという学支援習ソフトを、次年度から導入しようと思っております。このソフトは既に福岡市、久留米市、熊本市や唐津市、県内でも長与町や時津町で導入されております。本市でも、先ほど申しました9月から試験的に導入しておりますけれども、使っている学校では非常に好評を博しているところでございます。どこでも学習できる環境になりますので、学習習慣が確立されますし、児童生徒の学力の向上にもつながると期待しているところでございます。

また、このソフトによって、不登校状態の児童生徒も、家庭でありますとか、教育支援教室などでも勉強することができますので、タブレット端末の持ち帰りについても、今後は校長の判断でできるように調整してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

〔教育長（山口 千樹君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 清水議員。

○議員（8番 清水 修君） 簡潔、明瞭に、これまでの課題に対することを新年度からどのように取り組むかということで、ICTの活用、電子黒板等の導入、そして、タブレット端末の活用ということでお答えいただきました。

確かに、私もこういう機器は非常に、その当時は、まだ珍しく、触るのが怖いというような状況も多々ありましたし、なかなかパソコンや何かの導入時期とか更新時期とかに、あまり現場の声も、どこでそういう要望が出されたのかなと思うような導入の時期も、過去にはあったような覚えがあります。

この1年間、山口教育長が現場を見られて、そして、校長の要望を聞き、そして、担当者と業者のそういったデモンストレーション等、いろんな形で、やはり高額の予算を有効に、まず使っていただくということが、一番の大事なこの場での、議会での、予算委員会等の協議になるかと思うしますので、その辺は十分私も、あなるほど、そういう形で今年度は、次年度は計画をされて予算化されているんだなということが分かり、非常に安心した次第です。

最後、保護者の方も懸念をされているでしょうが、タブレットの持ち帰り等についても校長の判断でというような部分で、それぞれの対応をよりよい形でしていただけるんだなという受け止めをさせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

また、特別支援とか、または不登校傾向にある子どもさんたちとか、そういった方々への有効活用ができる、これまで以上の活用ができる道筋も示していただいたと思っています。後ほどまだ、不登校児童、生徒に対する支援のことについては出ますから、それはまた後のことで

ございますが、やはり自分たちの育った環境、または指導していた環境と、これからの教育の在り方、進め方は、やはり、不易な部分も当然根底には持っておかなければいけないわけですが、こういった未来型の教育指導というのが、これからやはり十分な周知といいますか、ただ、このICT機器が変な言い方ですけど、遊び物的にならないように、やはり、きちんとした使い方だったり、基礎、基本を育む場としていろんな習熟をさせるのには、とても有用な機器であると思うけれども、やはり自分で読んだり書いたり、自分の体を動かしてする、身につけさせることも、当然学校では必要ですし、家庭でもそういったことが必要になってくると思います。いわゆる、こうバランス、基礎、基本の部分のそういう習得の部分で、子どもたちにとってのことで、何かこう、これだけの腹案を実践するに当たって、そういった、これまでの教育と、危惧するじゃないですけど、その辺のことに対するお考えがあれば、自主性を育てるという意味の教育の中で、または基礎、基本の習得の中でICT教育とこれまでの教育という、懸念といいますか、こういうふうにしたいというような思いがあれば教えてください。

○議長（小金丸益明君） 山口教育長。

○教育長（山口 千樹君） 非常に教育的、哲学的な難しい御質問を投げられたと思っておりますけれども、新しい国の示している学習指導要領を読み解いていくと、最後が、教育が、もう教えるから、子どもが学ぶというふうに主体が変わってきているというのがあると思います。

壱岐市がこれまでやってきました、いわゆる第五版という問題解決型学習というのがあるんですけども、これも書かれてる書き方は教えるになってるんですよ。

ところが、今、日本の世の中の学習の方向性は、問題解決型とか課題解決型になっていってるんですね。本当に面白いなと思うんですが、壱岐がずっと取り組んできた問題解決型に、世の中が追いついてきているというか、いうふうになっていると思います。

ただ、やり方は少し古いなというところはあるまして、繰り返しますけれども、先生が問題解決を教えるという形になってます。本当は、その精神は、子どもたちが自分で問題に気がついて、自分で解決していくというものであったはずですので、そこは間違うことがないように、現場に指導していきたいと思ってます。

一方で、子どもが問題を発見するときのツールとしては、このインターネットを使うとか、タブレットを使うとか、電子黒板を使うということができないのではないかと思います。

例えば、この前、給食の様子を見に、ある小学校に行きましたら、もう昼休みになっていました。昼休みになってますと子どもたちが四、五人集まって、みんなタブレットで遊んでいるんですね。何をしているかというと、みんなでインターネットにアクセスして、インターネットで、ひとつ、みんなで同じクイズをやってるんです。クイズの中身はたぶん地理でしたよ。パリはなんだとか、都市の名前を聞くようなゲームでした。それをみんなでやってるんですね。

わいわい、電子黒板で問題が出て、それをみんなで答えて、A君が答えたらわっとみんなで喜んです。それで、B君が間違えたらわっとみんなで喜んです。そういう、わっ、すごいなと思いました。つまり、子どもたちは、私たちが知らないところで勝手に遊びながら学んでいると思いました。

そういうふうなことは、壱岐市島内の学校で、どんどん見られるようになっていきますれば、学校の先生たちが苦勞しなくても自然と学力は上がっていくと思います。

その一方で、そういう場面ですからこそ、グラウンドで遊ぶとか、地域の人と一緒にまみえろと、そういったことも必要であると思います。その両方を見失わないように指導していきたいと考えております。

○議長（小金丸益明君） 清水議員。

○議員（8番 清水 修君） ありがとうございます。

第五版に対する鋭いお考えを聞いて、私も安心しました。いわゆる、これまではどちらかというと、特に小学校とかは、丁寧に関わり、教えてあったように感じてましたし、やはり、教えるから学ぶという、問題解決を教えるのではなく子どもたちが自主的にこういったツールを使って課題を自分でつくって、それに対して、調べ学習、共同学習などをする。本当にこの自主的な学びの育つ、これからの学校教育がされるということで、私もときどき学校に行って、見て、喜ぶたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

2つ目の質問です。不登校児童、生徒の支援についてになります。このことにつきましては、昨年の9月の会議のときに、武原議員より詳しい御質問、いろんな多岐にわたる御質問と御答弁がっておりますので、そういったことも十分内容を受けて、私も再度読まさせていただいて、9月に質問された中で、今後の壱岐市の不登校対策等に関わっては、やはり、教育支援教室の件が大きいのかなと思いましたので、そのことを上げております。

市内小・中学校の不登校児童生徒の現状から、教育支援教室「太陽」の機能を充実させようとお考えと拝しています。このお考えが、どのようなもので、どういうことの考えから、何を改善させようとしているのか等について、お考え等をお聞かせください。

○議長（小金丸益明君） 山口教育長。

〔教育長（山口 千樹君） 登壇〕

○教育長（山口 千樹君） 不登校児童生徒の支援についてお答えいたします。

私もこの職につきまして、県内各地で行われています各市や町の教育長さんたちとお話する機会がありますけれども、そこで異口同音に出ますが、児童生徒の数は減少しているのに、不登校児童生徒の数は減らないねということでございます。そして、どの市や町もいろんな取組をしているところなんですけれども、私が今般、今日、今から説明するものは、特に壱岐が

特別なのでなくて、どの市や町でもやろうとしていることを、壱岐で行うということでございます。

まず、不登校状態の児童生徒の支援を行うのが教育支援教室で、本市では「太陽」と申しております。現在は2名担当者がおりまして、基本的に、そこにやってくる子どもの世話をする、対応をするという、待つ支援を行っております。そうしますと、来る子どもしか対応することができないんですね。

これではやはりいけないなということで、今般スタッフを増員することで、来室する児童生徒に限らず、保護者まで支援する、届ける支援へ転換したいと考えているところでございます。

具体的には、今般、増やすつもりスタッフは、教育相談等の資格を持っておって、一定の実績がある方、これを1名採用いたします。そして、保護者や学校との調整ができるようにしたいと考えてます。また、必要に応じて支援教室だけではなくて、学校や御家庭にも出向くことができるようなことを考えております。

それから、教室の対応時間なんですけれども、これまでは午前中だけだったんですけれども、午後まで延長するようにしております。こうしますと、朝、預けて、仕事が終わった後、帰りに迎えに来るということもできると思いますので、利用者も少し増えるのではないかと考えております。

それから、この支援教室には、スクールソーシャルワーカーも常駐させようと思っております。今、市が雇っているスクールソーシャルワーカーがいるんですけども、これも教育支援教室に置くことで、その子たち、あるいはそれ以外の保護者の皆さんたちとの相談というのができるというふうに考えております。

また、不登校児童生徒の保護者の会というのがあるんですね。島内には1つ、保護者の会がありますけれども、そことつながることもこの支援教室でサポートしたいと考えております。

実は、本市の支援教室は、給食を食べることができるという、他の市にはない、すごくいい点があります。そこを使いながら、生かしながら、子どもたちが自分らしく生きていくことを支援する教室、これを目指してまいりたいと考えております。

以上です。

〔教育長（山口 千樹君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 清水議員。

○議員（8番 清水 修君） もう少し突っ込んで聞きたいというようなことも含めて、いろんな対応をしっかりと考えておられるなということを大いにお聞きできて、壱岐市の不登校の子どもさんたちが、1人でも、そういったことが少し軽く受け止められるような壱岐市になってくれるじゃないかなという期待を持ちたいと思います。

それに、今はもう、ちょっと前の私たちの考え方では、不登校の子どもさんたちを何とか学校に通わせたい的な大人の考え方等が、かなり強いものがあったかと思いますが、そうではなくて、やはりこう支援をしていく、そして、この教育支援教室にも来れない子どもさんに対して、どういう関わり方を持ったらいいのかという部分での届ける支援、課の職員も増やしなが、また、専門職も入れながら対応をしていただく。これまで午前中だった部分も午後まで利用できるという、そういういろんな、分厚いといいますか、丁寧な対応ができる支援体制になっていることを聞いて安心します。

ただ、どうしても自分の地域でも、私もある町の親の会さんたちと、ちょっとこう、お声を聞く機会をいただいたりしておりましたので、どうしてもこう、そこに来られる方たちの声は聞けるけど、来られない方のお声は、なかなか、まだ自分もキャッチできてない。子どもさんにしてみても、施設等、そういった教室に来れる方は、来てもらえない方々に対して、じゃ、自分はどんなことを、こう関わってといいますか、何かできることはないだろうかなといういろんな気持ちを今持っていました。

そういったときに、まず、保育所がこれまでの子育て支援計画の見直しの中で、3月をもって閉所になりますが、あそこを地域のまちづくり協議会で少しか活用できる、そういった場、そこにこういった地域の子どもさんとか、いろんな方々の、何らかのこう、よりどころとなるような、そういった何らか、手助けじゃないですけども、一緒になって、何か第一歩なり半歩なり進めるような、そういったのが少しずつつくり上げる的な活動ができればいいなという考えが、急に膨らんだものですから、そういった場、9月のときの武原議員の質問の中でも、市に1か所というよりは、各町に何かそれなりの場所が1か所ずつあったらいいなとかいうような御意見等も読んだんですけれども、少しずつできるところから、地域の子どもたちは地域、ただ、そのお子さんが他のところがいいと言われれば、それはそれで当然いいわけですけども、地域でできることについては地域で、そういう支援活動的なことができることを自分なりにちょっとこう考えて、地元の役員会等で発案しようかなというような気持ちでおりますが、そういった居場所づくりの計画といいますか、そういったことに対して、教育長さんのこれからの不登校対策のお考えといいますか、そういったことに合うのか、ちょっと余計なことというふうにされるのか、お答えしていただければ幸いです。

○議長（小金丸益明君） 山口教育長。

○教育長（山口 千樹君） ありがとうございます。

前回の武原議員の御質問のときに、もう答えてましたけども、これは、今回は先ほど言わなかったのは、まだ練り上がってないので、これからはそういう考えがあるというふうにお考えいただきたいんですけども、私ども公民館を所管しておりますので、例えば、勝本の子が勝本

の公民館に行くとかですね、行ってそこで過ごすことができる、それを教育支援教室に出たことにするとかというようなことも考えております。

これは、さっきも言いましたけれども、私たちがえいやっとやることも簡単なんですけれども、一番大事なことは学校の先生方や校長が理解することですので、この辺はこれから校長会とお話をして、校長会の御意見も聞きながら、やれるところでやっていくというふうに考えております。

まち協さんも入っていただいて本当にできると思っておりますけれども、繰り返しますけれども、この学校に来てることにするとかいうことも大事だと思うんです、思うんです。けれども、一番重要なのは、この子たちだんだん成長していったって、最後は高校生になり、大人になるんです。そのときに、全然漢字を知らないとか、全然アルファベットを知らないとか、そのまま社会に出しちゃいかんと思っております。ですから、私も、もう学校に戻すということよりも、基本的な学力をつけて大人にするというような気持ちでおります。

そこを御理解いただける方であつたら、もう、まち協さんでも、公民館でも、一般の方でもよいと思っております。ぜひぜひ協力を募って、子どもの成長を支援していきたいと、そのように考えております。

○議長（小金丸益明君） 清水議員。

○議員（8番 清水 修君） ありがとうございます。

いろんな方々も当然おられますし、やっぱりこう、そういうお子さんをこのようにして育てて社会に出すというか、自立させるというか、そういう思いというものを共有しながら、それぞれ連携して、やることをやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、3つ目の質問、まちづくり協議会への支援についてです。

これからますます進む少子高齢化に対応するためにも、小学校区でのまちづくり協議会の役割は重要になってくると考えます。自治基本条例の見直し改正、提案も本当に時宜を得て、また、新たな5年を目指して、それぞれが取り組むことになると思います。

先般の2月21日に開催しました総務文教厚生常任委員会とまちづくり協議会の集落支援員さんたちとの意見交換会におきましても、地域住民の参画意欲を高めるために、拠点施設の充実が不可欠であり、施設の利活用の要望等の意見を伺いました。

沼津まちづくり協議会では、昨年度の令和4年度に、秋祭りや桜の記念樹等もしたんですけれども、そこで害虫駆除の道具などを保管する場所がないか、必要だというようなことで、廃校の、沼津中学校の運動場にあった体育倉庫をどうか、利活用できないかということで、補修について、雨漏りの補修とか外壁の改修とかの予算化等も含めて検討しました。そして、何とか自分たちでできやせんだろうかということで、そのときに、跡地の管理所管である教育委員

会様にもこういったふうにこう、ちょっと使えるようにしたいというような相談をして、まち協の予算でそのときは補修を行いました。

今年度は体育館跡地の路面、あそこはちょっと凸凹してて、非常に駐車するにも、できないことはないけれども、ちょっと危険な場所もあったりというようなことで、整地の計画を考えていたんですけども、役員会で、こんなことはまち協だけの予算ですべきことなんですかねというふうな意見も出たために、今年は、整地は取りあえず見送りになりました。これから地域に根ざした活動をより広げたい、広げていくためには、それぞれのまち協での拠点が必要だし、そういった場所がなければ、なかなかやりたいこともできにくいかなというようなことがありましたので、十分いろんな予算面、あれこれまち協で検討しながらこういった要望、支援を、例えば出したときに、どの程度までが地元負担としてまち協の予算にすべきなのか、または、これくらいなら半額支援とか一緒に共同で改修といいますか、そういった目安となるような検討とかはできないのかなという思いがしましたので、よりよい活動を目指すためにも、何らかの指針を得られればなと思っておりますので、どうか答弁のほうよろしくをお願いします。

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

〔総務部部長（中上 良二君） 登壇〕

○総務部部長（中上 良二君） 8番、清水議員のまちづくり協議会への支援についての御質問にお答えをさせていただきます。

彦根市におきまして、まちづくりを進めていく上で、誰一人取り残さないとの理念のもと地域住民が集い、コミュニケーションを図るなど拠点となる施設や場所を維持していくことは必要でもありますし、大切なことであると考えております。

現在、主なまちづくり協議会の拠点施設といたしましては、事務所として市の所有する地区公民館などの施設でございますが、他にも集いの場となる施設やイベントを開催するグラウンド、そして、それらに付随する施設などを使用する場合がございます。

それらの施設につきましては、本来、所有者や管理者が、各種修繕などを行いまして、施設を維持していくわけでございますが、予算の状況であったり、また、施設の目的である用途をなさなくなった場合などは、使用者が修繕などを行い、維持し、使用する場合もあろうかと考えております。

御質問の、どの程度までが地元負担になるのかなどの拠点充実のための支援についてでございますが、ここまではまちづくり協議会の負担、また、ここからは市の負担であるといった統一的な判断というのはなかなかできず、その時々々の事案ごとに協議、また、市の所管部署との協議などを行いまして、対応することになろうかと考えております。

まちづくり協議会への支援として交付をされます、まちづくり交付金の中の基礎額の部分に

つきましては、地域の自主的な活動を推進するために、まちづくり協議会で使途を決めて使うことができる交付金となっております。

まちづくり協議会で御協議をいただき、必要な経費の負担は可能であろうというふうを考えております。

以上でございます。

〔総務部部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 清水議員。

○議員（8番 清水 修君） ありがとうございます。

私たちとしては、ある程度ここまではとか、これくらいはとかいうそういう、段階的な目安があると非常に役員会等で検討するときに、何というか、そうすると今度は逆にそれを頼ってしまっという部分が多分、懸念されるし、なかなか今、御答弁いただきましたように、その都度事案をしっかりと精査検討していただきながら、お互いが共同してそういう拠点充実、まち協の活動がよりよくなるようにしていただけるものと前向きに受け止めたいと思っております。

先ほど沼津保育所の閉所のお話を少し出しましたがけれども、やはり保育所が閉所されるということについては非常に残念な思いではあるんですけども、あの場所があるということ、あれを活用できるという、翻って考えれば、そういった利活用という部分で、例えば、放課後児童クラブといいますか、学童クラブが沼津にはありません。郷ノ浦のほうに迎えに来てもらって、そこに行ってるお子さんも数名おられると思います。例えば、そういった学童クラブ的なものをあそこにつくって、1つのわいわいにぎわう場所として、また、これまで保育所だったけど、そういう場所にできる可能性もあるし、また、地域のお年寄りの方、それぞれ老人クラブがありますから、サロンとか、いろんな活動はされてるわけですけども、自分のクラブとかは、もう高齢化で、なかなか出てきてくださいと幾らいろんな計画を立てても、なかなかそこまでならないものですから、これからは保健環境部の方々もずっと言われてますように、健康寿命を延ばすために、やっぱりフレイル予防教室的な、またはそういうサポーター養成したり、フレイルチェックをして、ちょっと訪問したりとか、そういう、もう少し拠点から打って出れるようなことを少しずつでも始めていけば、またいい事例が育ってくれないだろうかというような気持ちで今はおります。

なかなか市は市として、これまで取り組んできた活動があらわれるので、そう簡単に、私たちが議員研修で仁淀川町に行ったときに、こういう非常にいい例がありましたという、先ほど山川議員も言われましたけれども、確かにこう、そういうつながりをつけていく場としては、まち協辺りが一番取り組みやすい部分ではないかなというようなことを、ちょっと考えたりしております。

何せ、こういう自分のとこだけの話をしたら申し訳ないんですけど、具体的に、ほかの地域でもこういうふうに考えていただければという思いで言ってるつもりですけども、例えば、今の沼津保育所でも雨漏りがしたりとか、やっぱり使うにはそれなりの補修や何かも必要だったりするので、その辺について、これから、また、いろいろ私たちも知恵を出し合いながら、そして、御相談申し上げながら、よりよい市の御支援がいただけるように、取り組んでいこうとは思っております。

最後の質問ですので、市長さんにも、このまちづくり協議会の今後の、これからの宍岐を活性化させるための、やはり大事な役割の協議会だと思いますので、そこに向けて私たちもしっかり支援しながら、活動を深めていきたいと思いますので、市長さんなりの、このまち協に対するこれからの期待というか、そういったことを、お声を聞かせていただければと思います。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 清水議員がおっしゃいますように、これからまち協の活躍は、地域の活性化に大きくつながってくると思っております。

そのためにも、早く18小学校区、組織化できることをまず願うものでございますけれども、その中でやはり共通した課題、そして、小学校区、その地域でないと、その地域独特の課題等があると思います。やはり私はそういった中で、共通な課題についても、ひとつ情報交換をし合って、共通の課題については力を合わせていく。

そしてまた、特別の特殊な課題については、やはり知恵をお互い出し合って課題解決していく。そういった中で、私は各まちづくり協議会が、情報交換を深めていただいて、いろんな形で地域振興を図っていただけたらなということで、私は、まちづくり協議会は、地域の活性化の、最も有効な手段と考えておりますので、この皆様方の活動に本当に期待をいたしておるところでございます。

どうぞひとつ、沼津地区まちづくり協議会が、俺についてこいというぐらいの御活躍をなされることをぜひお願いしたいと思っておりますし、沼津地区については私も開所式にまいりましたけども、御手洗水とかもちろん猿岩もそうですけど、いろんな自慢できる箇所、自慢できる文化等々ございます。

どうぞ、そういったものについても発信をなさっていただきまして、モデル的なまちづくり計画をつくっていただきますように御期待を申し上げます。

よろしく申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 清水議員。

○議員（８番 清水 修君） 市長さんの思いをお聞き、伺いできて光栄でございます。

市長さんはこれまで１６年間、壱岐市のために、いろんな先進的な取組をしてくださいました。市庁舎建設についての思いも、先ほど伺いましたけれども、ＳＤＧｓとか、再生可能エネルギーのこととか、まだ半ばではあるかと思いますが、その当時は少し自分たちの地域と壱岐とはかけ離れてるような御意見等も聞いてはきましたが、これが１０年たち、年数がたっていけば、やはりこのことは取り組んでいてよかったし、再生可能エネルギーの風力発電がきちんと導入できれば、エネルギー代の非常な低廉化というか、そういうことも実現するので、頑張れというエールも頂いております。そういった思いを受け止めながら、これから私たちも頑張っていきたいと思います。市長さん、これまでの土台づくり、本当にありがとうございました。

これをもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

〔清水 修議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、清水修議員の一般質問を終わります。

○議長（小金丸益明君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は、３月１２日火曜日午前１０時から各常任委員会、３月１４日木曜日午後２時から予算特別委員会を開催いたします。

また、次の本会議は、３月２２日金曜日午前１０時から開きます。

本日はこれで散会いたします。皆さん大変お疲れさまでした。

午後２時３８分散会

令和6年 壱岐市議会定例会 2月第2回 会議録(第5日)

議事日程(第5号)

令和6年3月22日 午前10時00分開議

日程第1	議案第6号	壱岐市監査委員条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告、 可決 本会議、可決
日程第2	議案第7号	壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告、 可決 本会議、可決
日程第3	議案第8号	壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告、 可決 本会議、討論あり、可決
日程第4	議案第9号	壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告、 可決 本会議、討論あり、可決
日程第5	議案第10号	壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告、 可決 本会議、可決
日程第6	議案第11号	壱岐市介護保険条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告、 可決 本会議、討論あり、可決
日程第7	議案第14号	壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告、 可決 本会議、可決
日程第8	議案第15号	壱岐市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画の策定について	総務文教厚生常任委員長報告、 可決 本会議、可決
日程第9	議案第17号	令和5年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	総務文教厚生常任委員長報告、 可決 本会議、可決
日程第10	議案第18号	令和5年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	総務文教厚生常任委員長報告、 可決 本会議、可決

日程第11	議案第 19 号	令和 5 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	総務文教厚生常任委員長報告、可決 本会議、可決
日程第12	議案第 23 号	令和 6 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告、可決 本会議、討論あり、可決
日程第13	議案第 24 号	令和 6 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告、可決 本会議、討論あり、可決
日程第14	議案第 25 号	令和 6 年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告、可決 本会議、討論あり、可決
日程第15	議案第 26 号	令和 6 年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告、可決 本会議、可決
日程第16	議案第 5 号	壱岐市自治基本条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告、可決 本会議、可決
日程第17	議案第 12 号	壱岐市漁港管理条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告、可決 本会議、可決
日程第18	議案第 13 号	壱岐市道路占用料徴収条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告、可決 本会議、可決
日程第19	議案第 20 号	令和 5 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	産業建設常任委員長報告、可決 本会議、可決
日程第20	議案第 21 号	令和 5 年度壱岐市水道事業会計補正予算（第 2 号）	産業建設常任委員長報告、可決 本会議、可決
日程第21	議案第 27 号	令和 6 年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	産業建設常任委員長報告、可決 本会議、可決
日程第22	議案第 28 号	令和 6 年度壱岐市水道事業会計予算	産業建設常任委員長報告、可決 本会議、可決
日程第23	議案第 29 号	令和 6 年度壱岐市下水道事業会計予算	産業建設常任委員長報告、可決 本会議、可決

日程第24	議案第 16 号	令和 5 年度壱岐市一般会計補正予算（第 9 号）	予算特別委員長報告、 可決 本会議、可決
日程第25	議案第 22 号	令和 6 年度壱岐市一般会計予算	予算特別委員長報告、 可決 本会議、討論あり、可決
日程第26	議案第 30 号	損害賠償の額の決定について	消防本部消防長説明、 質疑なし、委員会付託省略、 討論なし、可決
日程第27	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長説明、質疑なし、 委員会付託省略、討論なし、了承
日程第28	諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長説明、質疑なし、 委員会付託省略、討論なし、了承
日程第29		議員派遣の件	原案のとおり決定

本日の会議に付した事件
(議事日程第 5 号に同じ)

出席議員（14名）

2 番	樋口伊久磨君	3 番	武原由里子君
4 番	山口 欽秀君	5 番	中原 正博君
6 番	山川 忠久君	7 番	植村 圭司君
8 番	清水 修君	9 番	土谷 勇二君
10番	音嶋 正吾君	11番	豊坂 敏文君
13番	中田 恭一君	14番	市山 繁君
15番	赤木 貴尚君	16番	小金丸益明君

欠席議員（なし）

欠 員（2名）

議会事務局出席職員職氏名

議会事務局局長 山川 正信君 議会事務局次長 平本 善広君
議会事務局次長補佐 松永 淳志君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	山口 千樹君	総務部部长	中上 良二君
企画振興部部长	塚本 和広君	市民部部长	西原 辰也君
保健環境部部长	崎川 敏春君	農林水産部部长	谷口 実君
建設部部长	平田 英貴君	消防本部消防長	山川 康君
教育次長	目良 顕隆君	総務課課長	横山 将司君
財政課課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君
監査委員	吉田 泰夫君	監査委員事務局局長	古賀 和恵君

午前 10 時 00 分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ報告いたします。

報道機関に対し、撮影機材等の使用を許可いたしておりますので、御了承ください。

ただいまの出席議員は 14 名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日までに、白川市長より追加議案 3 件を受理いたしております。

日程第 1. 議案第 6 号～日程第 10 号. 議案第 26 号

○議長（小金丸益明君） 日程第 1、議案第 6 号から日程第 10 号、議案第 26 号まで 15 件を一括議題とします。本件については、総務文教厚生常任委員会へ審査を付託いたしておりますので、その審査結果について、委員長から報告を求めます。

植村圭司総務文教厚生常任委員長。

〔総務文教厚生常任委員長（植村 圭司君） 登壇〕

○総務文教厚生常任委員長（植村 圭司君） 令和 6 年 3 月 22 日、苓崎市議会議長、小金丸益明様。

総務文教厚生常任委員会委員長、植村圭司。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、苓崎市議会会議規則

第110条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の結果の順に報告いたします。

議案第6号、壱岐市監査委員条例の一部改正について、原案可決。

議案第7号、壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第8号、壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第9号、壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第10号、壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案可決。

議案第11号、壱岐市介護保険条例の一部改正について、原案可決。

議案第14号、壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について、原案可決。

議案第15号、壱岐市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画の策定について、原案可決。

議案第17号、令和5年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第18号、令和5年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第19号、令和5年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第23号、令和6年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第24号、令和6年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算、原案可決。

議案第25号、令和6年度壱岐市介護保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第26号、令和6年度壱岐市三島航路事業特別会計予算、原案可決。

委員会意見。

議案第15号、壱岐市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画の策定について、身近な場所での健康づくり、フレイル予防により取り組めるよう、環境整備を積極的に進めること。

議案第23号、令和6年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算について、健康寿命を延ばす事業を積極的に行い、保険税及び医療費の高騰抑制に努めること。

以上です。

○議長（小金丸益明君） これから総務文教厚生常任委員会委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで総務文教厚生常任委員長の報告を終わ

ります。

〔総務文教厚生常任委員長（植村 圭司君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから、議案第6号及び議案第7号の2件について、一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第6号及び議案第7号の2件を一括採決します。

この採決は起立によって行います。

各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第6号及び議案第7号の2件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第8号について、討論を行います。

討論はありませんか。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 議案第8号、壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に対する反対討論を行います。

今回の報酬引上げは、白川市長が特別職報酬審議会に答申を求めたことによって出された結果のものであります。白川市長の最後の仕事としてやるべき仕事ではない、新市長の下で判断されるべきことであると考えます。

また、議員報酬引上げの要望が議員からあったと言われておりますが、議員内での話し合いは一切なく、一部議員の要望を持って出されたもので、手続上も納得いかないものであります。議員報酬の時期、手続の上で正しく行われなければならないと考えます。

引上げ理由に、県内自治体との比較が最低の理由を挙げていますが、なぜ最低ではいけないのか。他より上になることは引上げ競争となり、市独自の判断が求められると考えます。平成17年から20年間引上げがないという理由も、4町の時代から壱岐市になったときに、大幅に30万円に引き上げられていたことが起因しているからであります。今の壱岐市の経済市民生活の実情を判断の基準にすべきです。民間給与が上がっているとは言えません。日本全体が失われた30年と言われ、賃金が上がりず物価だけが上がることによって、市民が手にする賃金も高齢者の年金も目減りが続いています。ここ最近の大手企業の春闘賃上げをもって、報酬の引上げの理由としてはなりません。壱岐の民間の賃金は低い水準にとどまっている現状こそ、

見る必要があります。議員の職務、職責に当たる報酬であるべきとの引上げ理由も、誰がそれを評価するのでしょうか。議員自らではありません。市民が評価するものであります。今回の報酬引上げに対して、市民の評価は得られるのでしょうか。ここに議員は目を向ける必要があります。議員として職責を果たしている姿を市民に評価されるよう、努力が求められているのが今の現状ではないでしょうか。壱岐の経済、市民生活の改善のために政治が大きく努力することを求めて、反対討論いたします。

○議長（小金丸益明君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号について、討論を行います。

討論はありませんか。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 議案第9号、壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正に対する反対討論を行います。

2017年から5年ぶりの給与引上げのための議案の提出であります。給与の引上げを多くの市民が知らない中での議案上程であります。

5年前は、市長ら三役は、市長の判断で据え置かれました。議員報酬は反対多数で可決されました。そのときも、物価高、国の方針による賃金ベースアップ、県内自治体との比較が出され、議論されたわけであります。そのときと比べ、経済状況はよくなっていると言えるでしょうか。コロナ感染拡大の影響はまだ続いています。壱岐の経済に深刻な影響が残っています。消費税が10%になり、市民の負担は増え、今はさらに深刻であります。5年前以上に市民生活は悪化していると考えます。一般市民の感情からすれば、報酬が高水準にあるとの意見は、5年前も今も広く市民の中にあります。市民が、理解が得られない報酬の引上げは立ち止まり、新市長の下で、市民の理解を得ることで行うべきだと述べて、反対討論いたします。

○議長（小金丸益明君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号について、討論を行います。

討論はありませんか。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 議案第11号、壱岐市介護保険条例の一部改正に対する反対討論を行います。

介護保険制度は2000年から始まりました。介護保険料の基礎額は、2000年が月額2,911円でありました。今では6,400円を越すまでに上がり続けてきました。そして、介護の利用料も、最初は1割だったのが、2割から3割へと負担が引き上げられて、今あります。今回の改正は、65歳以上の1号被保険者で、低所得者の保険料の上昇を、抑制を図ること、そして一方で、所得の高い人に負担を増大させるものになっています。これまで9段階が保険料月1万1,033円、年額13万2,300円で最高だったものが、13段階まで拡大されます。10段階が月1万2,331円、年額14万7,900円が、13段階では、月1万5,576円、年額18万6,900円と大幅に負担が増えます。最高に増える人で、月4,500円、年額で5万4,000円増えることになります。高齢者は年金生活者であり、高額といってもそんなにゆとりのある生活ではありません。医療費に介護保険料に、負担は年々増えています。この物価高の中で、今回の引上げは、安心した老後の生活を破壊していくものにつながると考えます。介護保険料を支払い続けても、必要なときにサービスが受けられない。高齢者の

負担増は、結局、若い世代への負担増ともなります。少子化対策と逆行する事態も作っていくことになります。保険料の負担は限界にきていると考えます。保険料が負担にならないように、国は国庫負担割合を引き上げる。壱岐市は、保険料や利用料の減免措置を講じたりすることが求められていると考えます。以上をもって、反対討論とします。

○議長（小金丸益明君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第11号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第14号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号について、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第15号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号、議案第18号、議案第19号の3件について、一括討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第17号、議案第18号、議案第19号の3件を一括採決します。

この採決は起立によって行います。

各議案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第17号、議案第18号、議案第19号の3件は、原案のとおり全て可決されました。

次に、議案第23号について、討論を行います。

討論はありませんか。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 議案第23号、令和6年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算に対する反対討論をいたします。

国民健康保険の被保険者の多くが、農業、漁業に従事し、所得は高くありません。長く続いたコロナ禍の中でさらに収入が減り、物価の高騰によって生活の苦境が続いています。高い保険料は、生活を圧迫し、市民は苦しんでいます。そんな中、市は基金が底をついたとして、基金の取崩しを行わず、これまで行ってきた基金からの繰入3,000万円を行わず、保険料として市民に負担を求める方針であります。今の状態で、保険料の引上げは、市民生活に大きな影響が出てまいります。今でも払えない状況がさらにひどくなり、病院を利用できない市民を増やすことになりかねません。命の危険を増やすばかりです。誰1人取り残さないと宣言する壱岐市の責任が問われています。将来を見据えた一般会計からの繰入と基金の積立てを行うべきであります。国が進める、「誰もが安心して暮らせる全世代型社会保障」では、市民への負担増が続く、安心どころか貧困と格差の拡大につながります。高過ぎる国保税をさらに引き上げられれば、厳しい暮らしに追い打ちをかけることにつながっています。国は、国庫負担の割合を引き上げるべきです。市はその声を国に上げるべきであります。国保税引下げの独自の財政支援や独自の軽減措置を行うことが求められていると考えます。以上のことをもって、反対討論とします。

○議長（小金丸益明君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第23号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号について、討論を行います。

討論はありませんか。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 議案第24号、令和6年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算に対する反対討論をいたします。

高齢者の生活に配慮しない、際限のない保険料の引上げが行われようとしています。年金は目減りを続けています。一方、物価は高騰しています。そんな中で、今回の引上げであります。令和6年度、7年度の保険料率を見直すというものであります。均等割額が4万9,400円から5万2,400円へ3,000円上がります。所得割は9.03%から10.31%に上ります。そして、1人当たりの賦課限度額も激変緩和措置があるものの、年間66万円から80万円へ14万円の引上げとなるものです。年収153万円以上の高齢者の保険料の引上げをしようとするものです。所得割のかからない均等割のみの人にも、保険料引上げの影響が出てまいります。2008年に、後期高齢者医療制度ができて以来、2年ごとに保険料が引き上げ続けられ、さらに引き上げられようとしているわけです。高齢者の医療費の窓口負担は、令和4年10月から所得の一定のある人は2割、現役並みの人は既に3割となっています。そして今回の保険料の引上げは、一層高齢者の負担増となり、独自の軽減策が求められています。医療費負担を、保険料の引上げで賄うという形で押しつけることは、高齢者の負担だけが増え、医療への受診機会を奪うことになります。このままでは、後期医療制度は破綻に導くことになります。軽度の症状から医療受診を促していくことこそ、医療保険制度の常道ではないでしょうか。低所得者が多い高齢者に負担を押しつけることは許されないと考え、反対討論とさせていただきます。

○議長（小金丸益明君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第24号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立

願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号について、討論を行います。

討論はありませんか。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 議案第25号、令和6年度壱岐市介護保険事業特別会計予算に対する反対討論をいたします。

市は本年、介護保険条例の一部改正をして、介護保険料を引き上げようとしています。介護保険料は、介護保険制度ができた2000年は2,900円余でありましたが、去年は6,400円余と大きく上がり続けてきました。さらに今回は、所得の高い人への負担を大幅に増やすので、老後の生活をさらに不安定にするものであります。所得が高いとされる高齢者は、医療費の窓口負担が2割、3割へ、介護サービスも2割、3割へと引き上げられ、負担増が続いております。また、賦課限度額も上がり続けており、余裕があるとは言えません。誰一人取り残さないための行政の在り方が問われています。市民への負担ばかりを押しつける施策の転換を求めて、反対討論といたします。

○議長（小金丸益明君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第25号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第26号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第5号～日程第23. 議案第29号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第16、議案第5号から日程第23、議案第29号まで、以上8件を一括議題とします。

本件については、産業建設常任委員会へ審査を付託しておりますので、その審査結果について、委員長から報告を求めます。中原正博産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（中原 正博君） 登壇〕

○産業建設常任委員長（中原 正博君） 令和6年3月22日、壱岐市議会議長、小金丸益明様。

産業建設常任委員会委員長、中原正博。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の結果の順に報告をいたします。

議案第5号、壱岐市自治基本条例の一部改正について、原案可決。

議案第12号、壱岐市漁港管理条例の一部改正について、原案可決。

議案第13号、壱岐市道路占用料徴収条例の一部改正について、原案可決。

議案第20号、令和5年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第21号、令和5年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第27号、令和6年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算、原案可決。

議案第28号、令和6年度壱岐市水道事業会計予算、原案可決。

議案第29号、令和6年度壱岐市下水道事業会計予算、原案可決。

以上です。

〔産業建設常任委員長（中原 正博君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから、産業建設常任委員会委員長報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑はありませんので、これで産業建設常任委員会委員長報告を終わります。

これから、議案第5号、議案第12号、議案第13号の3件について、一括討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第5号、議案第12号、議案第13号の3件を一括採決します。

この採決は起立によって行います。

各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第5号、議案第12号、議案第13号の3件は、原案のとおり全て可決されました。

次に、議案第20号及び議案第21号の2件について、一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第20号及び議案第21号の2件を一括採決します。

この採決は起立によって行います。

各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第20号及び議案第21号の2件は、原案のとおり全て可決されました。

次に、議案第27号、議案第28号、議案第29号の3件について、一括討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第27号、議案第28号、議案第29号の3件を一括採決します。

この採決は起立によって行います。

各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第27号、議案第28号、議案第29号の3件は、原案のとおり全て可決されました。

----- . ----- . -----

日程第 2 4 . 議案第 1 6 号～日程第 2 5 . 議案第 2 2 号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第 2 4、議案第 1 6 号及び日程第 2 5、議案第 2 2 号の 2 件を一括議題とします。

本件については、予算特別委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について、委員長からの報告を求めます。樋口伊久磨予算特別委員会委員長。

〔予算特別委員会委員長（樋口伊久磨君） 登壇〕

○予算特別委員会委員長（樋口伊久磨君） 令和 6 年 3 月 2 2 日、苓岐市市議会議長、小金丸益明様。

予算特別委員会委員長、樋口伊久磨。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、苓岐市議会会議規則第 1 1 0 条の規定により報告いたします。

議案第 1 6 号、令和 5 年度苓岐市一般会計補正予算（第 9 号）審査の結果、原案可決。

議案第 2 2 号、令和 6 年度苓岐市一般会計予算審査の結果、原案可決。

以上です。

〔予算特別委員会委員長（樋口伊久磨君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから予算特別委員会委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員会委員長の報告を終わります。

これから、議案第 1 6 号について、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 1 6 号について、採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第 1 6 号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第２２号について、討論を行います。

討論はありませんか。山口議員。

○議員（４番 山口 欽秀君） 議案第２２号、令和６年度壱岐市一般会計予算に対する反対討論をいたします。

反対の１つ目は、骨格予算と言いがたい新市長へのリスペクトに欠ける、市民の願いの実現に背を向ける予算であることです。市長から出された予算案は、これまでの白川市長の施策がほぼ残り、その上、新規事業も盛り込まれています。これまでの通常予算と変わりはありません。４月の市長選挙で選出される新市長が、新しい施策を実行していく財源が乏しいことになります。市民は、市長選を通して、新市長に壱岐の未来を託して、新しい施策を期待するわけですから、白川市長は、その思いを保証することを考えて予算案を提出するのが道理ではありませんか。まず、この道理に反する予算であることです。

２つ目は、市民の生活の安心・安全を向上させる予算になっていないことであります。市民は物価高騰の中で苦しい生活を強いられています。その上に、本年は、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料が引き上げられて、市民の負担はさらに大きくなっています。しかし、高齢者が自動車の免許証を返納しても、買物や病院行くときは、１００円で乗れるバスを利用してください、民間の病院やスーパーの手配した車を利用してくださいと言って、タクシーの利用の支援に冷たい対応です。入湯券やはり灸、あんま券も半分にしたまま戻すことがなく、市民の声が無視され続けております。

３つ目は、第１産業である農業、漁業の苦境を打開する施策に欠けることであります。今も、飼料や肥料の値段は高騰が続いています。しかし、昨年あった肥料代、飼料代への支援事業はなくなっています。堆肥の利用を促進する事業もなくなっています。政治の継続性を言われる予算でしょうか。農業、漁業の苦境が、なくなったというのでしょうか。苦境打開のための施策は、新市長に任せるといことなのでしょうか。

４つ目は、市民全体の生活向上と、地元経済の活性につながる予算になっていないことであります。多額の国の補助金を受けて、再エネ、省エネの名で、Power to Gas 実用化推進事業が続いています。これまでの事業は、民間のフグ養殖業者に利益を独占するものになっています。この状況にメスを入れることなく、また新しい事業へと進めようとしています。壱岐市SDGs推進事業は、３，１８３万円の予算が組まれています。内容の見直しが必要です。特にSDGsプログラム開発事業は、旅行会社の日本旅行から企業人材を受入れるとしています。日本旅行と結びつき、SDGsを中心とした教育旅行、企業研修、視察等のプログラム開発、営業活動、受入調整の体制を強化するという事業であります。しかし、何をもってSDGsプログラムというのでしょうか。自治体の役割は、住民の福祉向上のためであり、企業の利益

のためではないと考えます。また、外部人材推進事業に１，５００万円の予算が組まれています。

エンゲージメント指標分析事業業務については、壱岐にとって有効な取組なのでしょうか。

予算の多くが市外の大学等に流れ、壱岐市の経済に役立っているとは思えません。

以上の４点を挙げて、一般会計予算に対して反対といたします。

○議長（小金丸益明君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第２２号について、採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第２２号については、原案のとおり可決されました。

日程第２６．議案第３０号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第２６、議案第３０号、損害賠償の額の決定についてを、議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本議案につきましては、消防長に説明させますので、よろしくお願いします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 山川消防長。

〔消防本部消防長（山川 康君） 登壇〕

○消防本部消防長（山川 康君） 議案第３０号損害賠償の額の決定について、御説明申し上げます。

次のとおり、損害賠償の額を決定することについて、議会の議決を求めるものでございます。本日の提出でございます。

１、損害賠償の相手方は、壱岐市芦辺町の個人。

２、損害賠償額９４万８，０００円。

３、損害賠償の理由でございますが、令和５年１１月２８日午前７時３０分頃、消防署勝

本出張所において、火災に使用した消防ホースをホース乾燥塔で乾燥中、消防ホースが風にあおられ、ホースの先端金具部分が固定していたロープから外れ、駐車場に駐車中の損害賠償の相手方車両に接触し損傷させたため、損害賠償金を支払う必要が生じたものでございます。

なお、２月２６日開催の壱岐市損害賠償等審査会の審査に付し、その後、３月４日に損害賠償に該当するかなど顧問弁護士へ確認し、本日、議案として提出するものであります。

提案理由でございますが、損害賠償額の決定については、地方自治法第９６条第１項第１３号の規定により、議会の議決を得る必要があるためでございます。

対策として、今後このような事故が生じないよう、ホース乾燥については、気象条件等を考慮し、一時撤収するなど、管理、監督を徹底するよう指導したところでございます。

なお、補償につきましては、消防本部が加入している一般財団法人全国消防協会が行う消防業務賠償責任保険により、相手方の自動車修理代全額を賄う予定であります。

今回、このような事故を起こしてしまい、大変申し訳ございませんでした。

以上で、議案第３０号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔消防本部消防長（山川 康君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については、会議規則第３７条２項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、本案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第３０号、損害賠償の額の決定についてを、採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第27. 諮問第1号～日程第28. 諮問第2号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第27、諮問第1号及び日程第28、諮問第2号人権擁護委員候補の推薦についての2件を、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 諮問第1号及び諮問第2号の提案理由について、申し上げます。

これは、人権擁護委員の後任候補者を推薦し、法務大臣により委嘱していただく必要があり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員の推薦につきまして、議会の意見を求めるものであります。

諮問第1号につきましては、芦辺町箱崎江角触の人権擁護委員田山忠彦氏が、令和6年6月30日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を人権擁護委員の候補者として、法務大臣に推薦したく提案するものであります。

諮問第2号につきましては、芦辺町諸吉仲触の人権擁護委員、辻川祐喜子氏が、令和6年6月30日をもって任期満了となりますので、後任として、芦辺町諸吉南触の坂本幸子氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したく提案するものであります。

なお、各候補者の経歴につきましては、議案裏面の略歴等を御参照願います。

御審議賜り、御了承いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから諮問第1号及び諮問第2号の2件について、一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。諮問第1号及び諮問第2号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号及び諮問第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから諮問第1号及び諮問第2号の2件について、一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから諮問第1号及び諮問第2号の2件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

諮問第1号及び諮問第2号について、これを了承することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、諮問第1号及び諮問第2号については、了承することと決定いたしました。

日程第29. 議員派遣の件

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第29、議員派遣の件を議題とします。

壱岐市議会会議規則第16条により、タブレットに配信のとおり、関係議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、タブレットに配信のとおりと決定いたしました。

以上で予定された議事は終了いたしました。この際お諮りします。2月第2回会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、壱岐市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

ここで白川市長から発言の申出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 令和6年壱岐市議会定例会、2月第2回会議の閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

議員皆様には、2月28日から本日まで24日間にわたり、本会議並びに委員会を通じまして、慎重な御審議または様々な御意見、御助言を賜り、厚く御礼を申し上げます。賜りました御意見等を十分尊重し、市政運営に当たる所存でございますので、今後とも御指導、御協力賜り

ますようお願いを申し上げます。

さて、私の任期も残すところ26日となりました。この16年間、市民皆様、議員各位の御指導、御協力、時には叱咤激励を賜り、皆様方と共に市政運営に邁進してまいりました。

壱岐市長として、真摯に壱岐市の発展のためであれば何でもやるという、まさに進取の気持ちをよりどころとして取り組み、そして職員もよくこれを理解し、懸命に業務を遂行してくれたことに感謝をいたしております。

市民皆様の暮らしやすい社会を目指し、市政の各分野において、課題解決に全力を尽くすことを基本に、めまぐるしく変化する情勢に適切に対応してまいりました。

平成23年の光ファイバー網の整備、平成27年の長崎県病院企業団加入、平成29年の有人国境離島法による航路、航空路のJR並み運賃の実現と同法の活用、まちづくり協議会による持続可能な地域社会の実現への取組、そして何より、財政基盤の確立等々、その積み重ねが、現在の壱岐市の姿であります。

この間、当時の金子原二郎長崎県知事、谷川弥一自由民主党離島振興特別委員長、中村法道知事、そして現大石知事には、筆舌に尽くせぬ御高配をいただき、また、多くの国会議員皆様、関係機関、団体、民間企業の皆様の多大な御理解と御協力に、ここに改めてお礼を申し上げます。

4期16年間を振り返ってみますと、私の役目は、次の若い世代に壱岐の将来を託すための基盤づくりだと思う次第であります。壱岐の島を、全国の離島のベンチマークモデルにしたい、このようなことを考え続けた16年間でありました。先人から受け継いだこのすばらしい緑の島を守り、新しい世代に住み続けられる壱岐を引き継ぎ、SDGsの理念である、「誰一人取り残さない。協働のまちづくり。」を実現するため、残された期間も最後まで全力で取り組んでまいります。

議員皆様には、ともに歩んでまいりました16年間の御厚情に心から感謝を申し上げます。市民皆様のお幸せと、壱岐市の限りない発展をお祈り申し上げますとともに、議員の皆様には御健勝にて、なお一層の御活躍を心からお祈り申し上げ、御挨拶といたします。

皆様本当にありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして、令和6年壱岐市議会定例会2月第2回会議を終了いたします。

本日はこれで散会いたします。皆様、大変お疲れさまでした。

午前11時13分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

令和 年 月 日

議 長 小金丸益明

署名議員 武原由里子

署名議員 山口 欽秀

議 員 派 遣 に つ い て

令和6年3月22日

壱岐市議会議長 小金丸 益明

次のとおり議員を派遣する。

1. 長崎県病院企業団議会 令和6年第1回定例会

- (1) 目 的 第1回定例会出席のため
- (2) 派遣場所 長崎県長崎市
- (3) 期 間 令和6年3月25日～26日（1泊2日）
- (4) 派遣議員 山川 忠久、清水 修